



●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市立図書館）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

九州大学文学部所蔵

「猫の恋図」（部分）

仙厓画

〈九州大学附属図書館「九大コレクション」〉



VOL.118 NO.3 CONTENTS

窓●みんな、いっしょだよ ————— 棟田聖子 124

こらむ図書館の自由●

「ブックカードが残ったままの本」ありませんか？ ——— 小南理恵 127

●NEWS ————— 125

告知板 … 127／新聞切抜帳 … 128

●新館紹介 ————— 130

*

*

*

【特集】

書店×図書館の可能性

書店と図書館の現在地-「地域」から創造する知識基盤にむけて — 柴野京子 131

「信州しおじり 本の寺子屋」の取り組みと展望 ————— 上條史生 134

本にとっての“サードプレイス”-敦賀市 知育・啓発施設「ちえなみき」

————— 野村育弘 136

多摩市立中央図書館の開館を契機に地域の書店と「本」でつながる

取り組み ————— 横倉妙子 138

図書館と書店をめぐって ————— 田口幹人 141

*

*

*

「図書館の分類に関する調査（2023）」結果報告 ——— JLA 分類委員会 144

霞が関だより●第244回

4月23日は「子ども読書の日」です！ ————— 文部科学省 149

れふあれんす三題噺●連載その三百九／上田市立上田図書館の巻

上田市立上田図書館のレファレンス－丹下健三氏邸宅の墨絵・殺戮を拒んだ

日本兵・アメリカ軍の沖縄攻略

丸山明夏・原七海・柳沢七海・佐藤知子 150

ウチの図書館お宝紹介！●第237回／京都工芸繊維大学附属図書館

特色あるコレクション－前身校の図案集と掛図 大学への寄贈より

倉知桂子 152

図書館員のおすすめ本●㊦

日本の自然風景ワンダーランド 今野千束 154

ルー・リード伝 松田 彰 154

すごろくで学ぶ安政の大地震 矢野陽子 155

Live! 図書館員のおすすめ本 ダイジェスト 155

小規模図書館奮戦記●その309／カンピソシ ヌカラ トウンブ

国立アイヌ民族博物館ライブラリ

アイヌ文化に関する開かれた専門図書室 工藤綾華 157

北から南から●

図書館で知識や情報を継承していくために－「知の伝道師」の活動から

山田拓実 158

* * *

●The Library Journal, March 2024

Special feature: The potential for collaboration between bookstores and libraries

Where bookstores and libraries are now－Community-created knowledge infrastructure (SHIBANO Kyoko) 131

About the Shinshu Shiojiri Book Terakoya (KAMIJYO Fumio) 134

A third location for books－TSURUGA BOOKS & COMMONS Chienamiki in Tsuruga City (NOMURA Yasuhiro) 136

The opening of the Tama City Central Library and how it connects with local bookstores (YOKOKURA Taeko) 138

About libraries and bookstores (TAGUCHI Mikito) 141

●協会通信 176

常任理事会 176

事務局カレンダー 179

●編集手帳 180

●公益社団法人日本図書館協会

2023年度理事会議事録

* 2023年度通算第4回（定時第4回）

理事会議事録 160

●2023年度通算第4回（定時第4回）

理事会配付資料 166

*「新着案内」は休載させていただきました。

●図書館雑誌4月号予告 180

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2024

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 (03)3523-0811〈代表〉

直通 (03)3523-0816〈編集部〉

FAX (03)3523-0841〈代表〉

〈日図協ホームページURL〉

https://www.jla.or.jp

〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉

mailmaga@jla.or.jp

*本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



みんな、いっしょだよ



棟田聖子

昨年末、話題のアニメ映画『窓ぎわのトットちゃん』を鑑賞しました。

原作は皆さんご存じのとおり俳優の黒柳徹子さんの自伝的な物語で、これまでに国内外で二五〇〇万部以上が発行されており、昨年十二月には「世界で最も多く発行された単一著者による自叙伝」としてギネス世界記録に認定されたという驚異のベストセラー作品です。

第二次世界大戦末期、落ち着きがないという理由で退学になってしまった小学校一年生のトットちゃん。お母さんが見つつけてきた転校先はユニークな校風のトモエ学園でした。そこでトットちゃんが出会った小林校長先生は子どもたちを「一人の人間」として扱い、誰一人取り残さない教育を目指していました。映画はトモエ学園の生活を中心に、戦争中でもないやりと優しさを忘れずに生きた人々の姿がありありと描き出された素晴らしい作品でした。

この物語を読んだことがなくても、焦げ茶色の帽子をかぶったちよっとおすましの女の子の表紙に見覚えがある方は多いのではないのでしょうか？あのイラストを描いた画家、いわさきちひろの美

術館が建つのは、長野県松川村。北アルプスの麓、田園風景が広がる美しい村です。戦後、ちひろの両親が開拓民として入植し、彼女自身も心のふるさととして親しんでいた松川村に安曇野ちひろ美術館がオープンしたのは一九九七年。世界でも類を見ない絵本美術館の建設にあたり、公共図書館未設置だった村に美術館の仲介で多数の絵本・児童書の寄贈をいただきました。当時公民館図書室司書として勤務していた私はその整理と受け入れに関わり、美術館開館後は館内で開催されるおはなし会にボランティアスタッフとして参加させていただきました。二〇〇九年公共図書館が開館した後は、絵本に関するさまざまなイベントを共催し、美術館における中学生ボランティアの受け入れ指導にも携わってきました。

このような協力関係にMLA連携という名前があるとは知ったのは活動を始めて何年も経ってからでしたが、これは何も特別なことではなく、地域の中でお互いがつながることで自然に培われてきたもののようです。ほら、小林校長先生の口ぐせ「みんな、いっしょだよ」。

(むねだ せいこ／長野県松川村図書館)

NEWS

▶大学図書館部会、国公立大学図書館協力委員会主催の「大学図書館シンポジウム」の報告を公開

1月22日(月)にZoomウェビナー方式で開催された大学図書館シンポジウムには約600名の方の参加があり、当日の資料(PDF)及び発表の録画が国公立大学図書館協力委員会のホームページで以下のとおり公開された。

大学図書館シンポジウム報告ページ：https://julib.jp/symposium_2023
日本図書館協会大学図書館部会：<https://www.jla.or.jp/divisions/daigaku/tabid/269/Default.aspx>

▶令和5年通常国会 著作権法改正の施行について

2023(令和5)年5月26日に公布された「著作権法の一部を改正する法律」による改正事項「立法・行政における著作物等の公衆送信等の権利制限規定の見直し」が2024(令和6)年1月1日から施行された。これまで複製で認められてきた範囲と同じ範囲において、(1)立法・行政の内部資料としての公衆送信等を行うことが可能となった(第42条関係)、(2)特許審査等の行政手続等のための公衆送信等を行うことが可能となった(第41条の2、第42条の2関係)。いずれも立法・行政のデジタル化対応のための見直しである。

参考：文化庁：令和5年通常国会 著作権法改正について https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/

▶日本図書館協会研修事業 2023年度中堅職員ステップアップ研修(2)終了・修了者について

図書館勤務経験7年以上の司書(補)を対象とした「中堅職員ステップアップ研修(2)」を2023年7月4日から2024年1月23日までの12日間に

わたってオンライン(Zoom)で実施した。当初9月に予定していた「図書館システムの機能と要件」「図書館システムの要件定義の実際」は、諸事情により日程を1月に変更して開催した。

受講生は全科目が6名、領域単位が9名、そのうちの11名がこの研修のすべての課程を修了した。今後の活躍を期待したい。

2024年度は、7月8日から10月16日までの13日間にわたって実施する。詳細は本誌級じ込みとホームページを参照のこと。

<2023年度修了者>

青山滋乃、芥川奈緒美、内山紗也香、尾崎丹万美、加藤孝顕、鈴木章生、鈴木明子、辻本美保、二瓶優、野田知枝、安田恵子

▶日本医学図書館協会、ウェブページ「能登半島地震被災地支援情報」を公開

1月22日、日本医学図書館協会が、ウェブページ「能登半島地震被災地支援情報」を公開した。同ページでは、令和6年能登半島地震の被災地に支援を提供している同協会会員館名と各ウェブサイトへのリンクが掲載されている。

能登半島地震被災地支援情報(日本医学図書館協会)：<https://jmla1927.org/info.php?q=13986>

▶石川県教育委員会、「子供の学び支援ポータルサイト」を開設

能登半島地震により被災した子どもたちの学びや教育の保障・充実のため、支援を求める声と支援したい思いをつなぐためのポータルサイトが開設された。支援を必要とする団体から挙げられた要請と、支援が可能な団体から寄せられた提案をつなぎ、ニーズに合った支援を行うことができる。

登録することができるのは、企業、NPO、学校、大学等の団体のみで、当面の間は「物的支援」のみとしている。

令和6年(2024年)能登半島地震「子供の学び支援ポータルサイト」の開設について(石川県)：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/saigai/kodomonomanabisien.html>

▶京都市が能登半島地震で被災した七尾市に電子書籍サービスを提供

京都市は、カウンターパート方式で支援団体としている七尾市の市民を対象に、京都市図書館の電子書籍サービスの提供を開始した。

被災地・被災者支援のために新たに提供を開始した「児童書の読み放題バック」を含む4,538点のコンテンツが閲覧できる。期間は2024年7月まで。

なお、京都市では被災地からの避難者に対して、図書館カードも発行している。

京都市図書館の電子書籍サービスの提供について(京都市教育委員会)：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000322537.html>

▶「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2023」発表

埼玉県の高校図書館司書が、2022年11月～2023年10月に出版された本の中から、高校生にぜひ読んでほしいとおススメする「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本2023」が発表された。

今回、「イチオシ本」1位となったのは、『成瀬は天下を取りにいく』(宮島未奈著、新潮社)。

発表は2月16日(金)20:00からホームページで行い、翌2月17日(土)からは、埼玉県内の書店55店舗でイチオシ本フェアが開催されるほか、

約90の公共図書館ほかでパンフレットが配布された。

詳細は埼玉県高校図書館フェスティバル HP から

参照：https://www.shelf2011.net/

▶日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS が読書バリアフリー関連記事を公開

2023年12月28日、一般財団法人日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS (ダイバーシティ・イン・ジ・アーツ) が、読書バリアフリーに関する記事をウェブサイトで公開した。

“誰もがアートを楽しめる”をつくる仕事とはどんなものかを考えるコラムシリーズの第3回として、「読書バリアフリー」をテーマに取り上げている。この記事の中では、目黒区

立図書館での取り組みや、大活字本など読書バリアフリー関連の本を多く出版している読書工房のインタビューが掲載されている。

コラム “誰もがアートを楽しめる”をつくる仕事って何？その3：読書バリアフリー：https://www.diversity-in-the-arts.jp/stories/42480

▶コロナワクチン用冷凍庫の有効活用で水濡れ被災資料保管を

資料が被災し、水に濡れてしまった場合、カビの危険があるためすぐに処置が必要となるが、それができない場合の時間稼ぎの方法として冷凍庫に保管する方法がある。そこで、貴重な資料を扱う図書館や公文書館・博物館には、冷凍庫があることが災害対策の一つとして望まれる。

今回、厚生労働省は、新型コロナウイルスワクチン接種がこの3月末日に終了するに伴い、令和5年12月19日の事務連絡で各都道府県市町村特別区の衛生主管部(局)あてに次のような文書を発出した。

「都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫、低温冷凍庫及び保冷バッグに関する特例臨時接種終了に向けた取扱いについて」では、各地方自治体に無償譲渡した超低温冷凍庫等を自治体等の条例に基づき譲渡や売却など可能な限り有効活用をするようにとのことである。

コロナワクチンの種類によって、設定温度が違うため、その大きさや機能はさまざまのようであり、各自治体の衛生所管部局のウェブページ

委員を募集します(図書館の自由委員会)

図書館の自由委員会では、図書館の自由を守り、広げる責務を果たすための活動を行っております。

このたび、以下の要領で図書館の自由委員会委員を公募することといたしましたので、ご案内申し上げます。

1. 募集人員：若干名

2. 委員の任期：委嘱日より2025年3月31日まで

3. 応募資格と主な業務内容

(ア) 図書館の自由に関心をお持ちであること。

(イ) 日本図書館協会の個人会員であること。

(ウ) 公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館の現職の方。雇用の形を問わずどなたでもご応募できます。

(エ) 原則毎月1回程度開催される定例会(全国図書館大会の分科会対応を含む)に出席できること。

(オ) 主な任務は次のとおり。

・「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の趣旨の普及並びに維持発展

・図書館における知的自由を侵害し、又は侵害する恐れのある事実の情報収集、調査研究及び必要な場合の意見表明

・会員、地域図書館団体又は活動部会の求めに応じ

た調査研究の成果の提供及び発表

(カ) メーリングリストによる電子メールの受発信、オンライン会議の参加を含む通信環境とコンピュータ操作のスキルをもつこと。

(キ) 企画運営、関連の文書類作成等について主体的に参加できること。

4. 応募方法：①所属、②氏名(ふりがな)、③連絡先(電話番号等)、④志望動機・自己PR(「図書館の自由」への関心など、200文字程度)を電子メールにて、6. の応募先までお知らせください。

5. 応募締切：2024年5月31日(金)

6. 問合せ・応募先：図書館の自由委員会事務局
メールアドレス：jiyu@jla.or.jp

6月中に採否の結果をお知らせいたします。

採用の場合は7月をめどに、手続きが済み次第、委員会活動に加わっていただきます。

◆ NEWS ◆

などを確認して、それぞれの図書館で使えるものかどうか検討してみ、あるいは直接その部局に尋ねてみるとよいのではないと思われる。

厚生労働省 令和5年12月19日事務連絡「都道府県及び市町村に無償譲渡した超低温冷凍庫、低温冷凍庫及び保冷バッグに関する特例臨時接種終了に向けた取扱いについて」：<https://www.mhlw.go.jp/content/001180100.pdf>

▶ 告知板 ◀

● その他

◆本で、被災した図書館を支援するために

協会では「本を寄附して支援をしたい」との声をいただいております。

その一助として、株式会社バリューブックスが提供する「チャリボン」を通して、本の寄附を支援の形に変えていただくことができます。

現在、チャリボンを通して日本図書館協会にいただいたご寄附は、全額を「図書館災害対策のための指定寄附金」として受け付け、被災された図書館の支援のために使わせていただきます。（3月末までを予定。ただし、終了時期は変更になる場合があります）。

詳細：<https://www.charibon.jp/partner/jla/>

◆第57回造本装幀コンクールの作品募集を開始

造本装幀コンクールは、出版、印刷、製本、装幀、デザインの成果を総合的に評価する国内唯一のコンクールとして、造本技術・装幀デザインのすばらしさ、本の持つ魅力を広くアピールし、ひいては出版文化産業の発展に寄与することを目的と

こらむ 図書館の 自由

「ブックカードが残ったままの本」
ありませんか？

小南理恵

2023年10月31日付の記者発表資料で、北九州市教育委員会は北九州市立中央図書館で実施されたブックリサイクルにおいて、ブックカードが残ったままの本を譲渡した可能性が高いとして、回収の呼びかけを行った。同市内の旧・小森江東小学校図書館の除籍本がリサイクル本に含まれており、その中に児童の氏名や書名が記載されたニューアーク式カードが残っていたという。

2021年12月に改訂された全国SLA「学校図書館図書廃棄基準」では、一般規準として「受入後10年経過した図書」は廃棄の対象としている。解説では、その理由として「学校図書館には、20～30年以上も前の図書が廃棄されずに残っている場合も多い」現状が指摘されている。文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、2000（平成12）年3月末時点で全国の小学校のうち蔵書のデータベース化が行われていたのはわずか7.4%である（2020年5月時点では80.5%）。これらの点を踏まえると、学校図書館の蔵書の中に氏名や書名の記載のあるブックカードが残されている可能性は十分に考えられる。適切な蔵書管理を行い、読者の自由を守るためには、そのための知識を持った人員の配置を行うこと、そして十分な研鑽の機会が得られることが必要不可欠だろう。

また、利用者のプライバシー保護のための配慮は、古い蔵書だけでなく電子書籍のような新たなメディアにおいても重要である。「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」（2019年5月）では、「図書館は、（中略）図書館利用者向けの外部企業による検索サービス等に含まれる外部プログラムへのリンク等により、利用者情報が収集されていることを認識し、そのことを利用者にも説明しなければならない」としている。「図書館は利用者の秘密を守る」という宣言は、紙であれ電子であれ、変わらない。電子書籍サービスの導入に際しても、利用者の情報の保護については十分な検討が求められる。

（こみなみ りえ：JLA図書館の自由委員会、鶴見大学）

して実施されている。

今年も1月下旬より作品募集が開始された。

主催：（一社）日本書籍出版協会・（一社）日本印刷産業連合会

出品資格：出品書籍の制作に関わった者

応募締切：2024年4月30日（火）

その他、作品募集要項等詳細は以下を参照。

詳細・申込先：<https://www.jbpa.or.jp/zohon/zohon-index.html>

※「造本装幀コンクール」で検索

問合せ先：造本装幀コンクール事務局

☎03-5211-7282 E-mail: zouhon

@jpico.jp

全国図書館大会長崎大会

開催日程：2024年11月30日（土）

～12月1日（日）

新聞切抜帳

●全国

- ▶布絵本 作り手求む ボランティア頼み懸念 触れて楽しむ[世田谷区立梅丘図書館で活動する「梅丘そよ風」 高齢化][「ふきのとう文庫 子ども図書館」] 材料と謝礼提供[調布市立図書館] バリアフリー図書所蔵徐々に拡大 (読売12/23夕)
- ▶[公立]小中[学校][「学校司書」専任5割以下 149自治体 本社調査 1割は配置せず / 「スキャナー」学校司書配置 自治体に差 読書の機会左右 学習に影響も 本社調査 待遇悪く人材不足に 交付金の活用不十分 全小中学校に専任[荒川区] 6校兼務 財政難 (読売12/25)
- ▶子どもの読書離れ 習慣付けで解消を 文[部]科[学]省が基本計画 学校図書 DX 推進 (日刊工業1/8)

●北海道・東北

- ▶花巻新図書館候補地・駅前の譲渡 「市提示1.3億円と同額程度」 JR東[日本] [花巻市] (岩手日報11/25)
- ▶学び文化つなぐ新拠点 [岩手県] 軽米[町]に[かるまい文化]交流センター 図書館や子育て支援 エネルギー活用設備も (岩手日報12/4)
- ▶若年層増え、利用好調 リニューアル 山形市立図書館中央分館 随所に工夫 開館時間延長、漫画本棚の設置 (山形11/23)
- ▶新市立図書館整備へ 来年度に検討委[員会]組織 鶴岡[市] 2ヵ年で基本構想・計画 (山形11/28)

●関東

- ▶[マイタウン そこが知りたい]「あかちゃんタイム」好評 鉾田市立図書館 毎週水曜 親子で気兼ねなく利用 温かく見守って 子育て相談も可 安全な環境整備 (茨城12/5)
- ▶中心[市]街[地]活性化へ複合施設 [伊勢崎]織[物]協[同組合]土地活用で伊勢崎市 図書館移転、創業支援も (上毛12/5)
- ▶新子ども図書館 市民交流の場に [JR]高崎駅[東口]再開発 基本方針を公表 [高崎市] (朝日<群馬>)1/9、関連1紙)
- ▶BIC ライブラリ(機械振興会館内)に「くるまコレクション」[日本自動車会館]自動車図書館の閉館受け蔵書移管 情報提供さらに充実 貴重なインフラ 不可欠な存在 自動車図書館の4万点が移管 デジタル化進展するも、教育の基礎は図書館 (日刊自動車11/27)
- ▶戸田[建設]で本体着手 26年8月竣工目指す 小川駅西口[地区市街地]再開発組合 [小平市 図書館など] (建設通信12/11)
- ▶お薦め本で地域交流 [横浜市]戸塚[区 ONE FOR ALL 横浜]に「シェア型図書館」[「たのわ図書館」] (神奈川12/2)
- ▶横浜市 図書館ビジョン素案 一人当たりの面積拡大 駅周辺への移転も検討 (建設通信12/14、関連2紙)
- ▶有隣堂 公共図書館運営で成果 神奈川県内3館[綾瀬市立図書館、横浜市内図書館、小田原市立小田原駅東口図書館]の指定管理者に 独自イベント・講座を展開 老若男女問わず利用者多い 横浜市内図書館の運営 SNSなどで中高生ら 若年層の来館促す取組も 契約は1期5年 自治体の評価受け更新続ける

「有隣堂ブランド」浸透の効果
(新文化12/14)

●甲信越・北陸

- ▶私たち よむむ くるる ふむむです 燕市立図書館キャラ[クター] 山口[明莉]さん(燕西小[学校]4年)ら名付け親(新潟日報12/12)
- ▶[県央]三条市立図書館×ヤマト運輸 本の返却便利に 5営業所にスポット 県内初開設 (新潟日報12/23)
- ▶本読める日常取り戻せ 被災図書館、再開を急ぐ 時短や土日祝休館 災害関連コーナーも [富山市立図書館本館、珠洲市民図書館、中能登町立図書館[石川県]、石川県立図書館] (日経<北陸>)1/27)
- ▶電子書籍 ID 小中学生に 甲府市立図書館 学習用端末で利用増へ (読売12/7)
- ▶[村立]朝日村図書館が100周年 課題と向き合い新たな一歩 [長野県] (MG プレス12/7)

●東海

- ▶美濃市図書館に児童書など寄贈 県民共済[生活協同組合] (中日12/1)
- ▶街中本棚「本を身近に」 岐阜[市]の菊川、市役所近くに設置 持ち帰り、持ち込み自由[「BOOK POINT」] 私設図書館全国1100ヵ所以上「触れる機会が大事」[一般社団法人「まちライブラリー」] (中日1/19)
- ▶最高賞[県知事賞]に大垣養老高校[校] [第55回]図書館だより[コンクール]審査[会] [岐阜県] (中日<岐阜県>)1/19)
- ▶23年度可茂地区学校図書館教育賞 [白川町]白川小[学校]と黒川中[学校]が最優秀[賞] (中日<可茂>)1/25)
- ▶[紹介文部門]金賞の川田[紫音]さ

NEWS

んら表彰 [岐阜]県図書館 「[清流の国ぎふ・]おすすめの1冊[コンクール]」3部門

(中日<岐阜県>1/28)

▶[伊東市新図書館]民間運営方針は維持 床面積2割以上削減

(伊豆12/6)

▶仮想空間に図書館 名古屋[市鶴舞中央図書館]、開館100年記念 昔話や司書と対話体験 [[NAGOYAメタバース図書館]]

(読売<名古屋>12/6)

●関西

▶2.5キロの距離に二つの市立図書館 湖南市長が目指す統廃合の行方は住民に説明会 新たな施設案 県内は廃止ゼロ 賛成「フルスペック2館は不要」 反対「高齢者歩いていいのか」「知る自由」守る役目も 図書館情報学が専門の立命館大[学]文学部・久野和子教授の話

(朝日<滋賀>12/28)

▶京丹後市 最大延べ7000㎡見込む 都市拠点公共施設の整備 [図書館など]

(建設通信12/19)

▶豊中市 建設候補地を特定 中央図書館 [阪急電鉄宝塚本線]曾根駅周辺8000㎡

(建設通信11/22)

▶闘病に寄り添う本の森 ビルの一室 静かにじっくり読んで 1100冊所蔵 「星湖舎」が[大阪市]中央区に拡張オープン [[「闘病記の森」]]

(朝日<大阪>1/18)

▶[明石]市、「本のまちづくり」推進へ 西二見駅前に図書館 イトーヨーカドー[明石店]店内 25年にも開設 [JR]大久保駅南ロータリーの図書館は白紙 「現状維持」望む声多く

(神戸<明石>12/16)

●中国・四国

▶[議会]図書館、公民館、児童館

水島[地区]の3施設統合へ 倉敷市が複合基本構想

(山陽12/9)

▶広島県教[育]委[員会]の[学校]図書館リニューアル 商品購入「一者随契」74件 赤木[かん子]氏関連業者 規則で原則禁止

(中国12/12, 関連1紙)

▶[吉野川市立]鴨島図書館「調べる学習コンクール」 小学[校]1～3年の部 齊藤[大起]君(山瀬[小学校]3年) 小学[校]4～6年の部 松永[ひなた]さん(森山[小学校]5年)

最優秀[賞] 市長賞

(徳島1/6)

▶「読書バリアフリー」知って 阿波高[校]生, [吉野川市立]鴨島図書館で啓発 字の読み上げ・拡大, 絵で補足…

(徳島1/7)

▶図書館の本破損 被害届 高松市[中央図書館, 瓦町サテライト] 35冊分 器物損壊容疑

(読売<香川>12/9, 関連1紙)

▶船の図書館 25年春運航へ [香川]県と安藤忠雄氏が連携 年度内に蔵書アンケート

(四国12/13)

▶愛媛[県]で全国図書館大会 25年秋 初開催

(愛媛12/5)

●九州・沖縄

▶柳川[市]に「まちかど図書館」 広場に本棚/貸し出しカードなし 沖縄端商店会 観光客と住民 交流期待

[[「おきのはた図書館ベチカ」]]

(読売11/28)

▶認知症学ぶ出張講座 図書館と施設[デイサービス「こすも」]がコラボ 筑後[市]

[[「認知症かふえ」]]

(有明新報12/4)

▶田主丸町の図書館 仮出張所を開設へ 久留米市, 年度内に

(西日本12/13)

▶電子図書館 [福岡県]遠賀郡[芦屋町, 水巻町, 岡垣町, 遠賀町]であすから共同運営サービス 蔵書数は

計1万冊予定 [[「遠賀郡広域電子図書館」]]

(読売<福岡>12/20)

▶「雑誌スポンサー制度」導入 北九州の市立図書館 予算減背景に 企業などが購入費負担 来月4日から受け付け

(毎日<北九州>12/29, 関連1紙)

▶2階[建て]延べ2975㎡ 長崎[県]・長与町, 新図書館等複合施設基本設計案公表

(日刊建設工業12/12)

▶[市議会]15日 10月開業図書館 1万9597人が来館 [上天草市 本と歴史の交流館イコット]

(熊本毎日12/16)

▶来春開館「こども本の森」(熊本市) 寄贈2万4千冊 想定5倍近く

(熊本毎日12/25, 関連5紙)

▶図書館に縫いぐるみがお泊まり 豊後大野市[図書館]でイベント 持ち主への一冊探す冒険

(大分合同12/20)

▶読書バリアフリー 点字本など拡充へ [鹿児島]県が計画案, 年度内策定 [県立図書館, 県視聴覚障害者情報センターなど]

(南日本12/19)

今月も石井一郎様, 鎌田梨奈様, 桑原芳哉様, 野口敬太郎様, 松野高德様 および新潟県立図書館, 山梨県立図書館, 県立長野図書館, 小郡市立図書館, 筑後市立図書館の皆様より記事の提供を受けました。ありがとうございました。

図書館関係の新聞記事を、地域を問わず全国から募集しております。媒体名および掲載日がわかる形でお送りください。

送り先: 〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
新聞切抜帳係

なお、お寄せいただきました切り抜き記事は、メールマガジン等でもご紹介させていただくことがあります。

新館紹介



開館 2022年
3月1日
延床面積
5,458㎡

■ 近畿大学中央図書館 (大阪)

設計：近大アシスト

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

☎06-4307-3086

▶12階建ての建物を全面改修後移転し、約50万冊の開架図書で学生・教職員に充実した資料提供を実現。また、全フロアにオールジェンダートイレを設置した。(鹿田昌司)



開館 2022年
5月10日
延床面積
318㎡

■ 神流町図書館 (群馬)

設計：福島設計事務所

〒370-1504 多野郡神流町大字万場140-5

☎0274-57-2364

▶改築移転した本図書館は、閲覧スペースが充実したことにより、のどかな環境で誰もが学べる空間を提供しています。(千木良勇祐)



開館 2022年
4月9日
延床面積
2,122㎡

■ 鹿児島市立天文館図書館 (鹿児島)

設計：衛藤中山設計

〒892-0843 鹿児島市千日町1-1

☎099-295-0001

▶買い物の合間に立ち寄って本を楽しみたい場としてだけでなく、人が集い、つながり、交流することで、新たなものが生まれる場となる「みんなをつなぐ図書館」。(田中里歩)



開館 2023年
4月1日
延床面積
1,474㎡

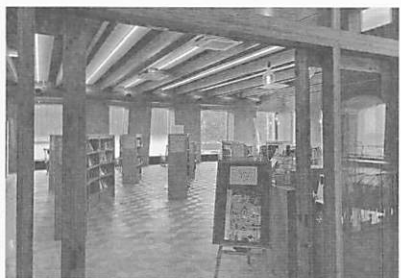
■ 富津市立図書館 (千葉)

設計：榎本建築設計事務所

〒293-0012 富津市青木1-5-1

☎0430-29-7514

▶気軽に立ち寄れる図書館をコンセプトにイオンモール富津内に開館した富津市初の図書館。ICの利用によるセルフ貸出・返却や、予約受取コーナーを設置している。(網代由佳)



開館 2022年
5月6日
延床面積
370㎡

■ 古平町図書館 (北海道)

設計：大成建設一級建築士事務所

〒046-0192 古平郡古平町浜町50

☎0135-42-2590

▶古平町図書館は、古平町複合施設かねえる2階に開館しました。海町らしいイカ釣り漁船をイメージした照明や波のような曲線を描く書架のある図書館です。(永井野乃子)



開館 2023年
4月1日
延床面積
3,484㎡

■ 江南市立図書館 (愛知)

設計：三上建築事務所

〒483-8157 江南市北山西300

☎0587-56-2306

▶新たなにぎわいと人との交流を創出する布袋駅前の複合施設内に移転。ブース型の学習席や2フロアにわたる階段状のイベントホールは市民の学びと集いを支えます。(服部尚史)

特集◎書店×図書館の可能性

書店と図書館の現在地

——「地域」から創造する知識基盤にむけて——

柴野京子

1. はじめに

図書館と書店、と聞いてイメージする「書店」とは、おそらく地元にある「普通の本屋」であるだろう。だが図書館にさまざまなスタイルがあるように、書店あるいは出版流通も一律ではない。加えて今日では、その全体像も思いのほか見えづらくなっている。長らくメインストリームとされてきた従来型の出版流通、すなわち取次を介した委託制度を中心とする総合流通は、金額ベースでピーク時の半分以下まで縮小しており、名実ともに相対化されつつあるからだ。

もちろん物量としての比率はまだ高いのだが、選択肢は広がっている。既存流通の外側には新しい種が次々と芽を出し、本の意味自体を再定義しているようでもある。もっとも従来のメインストリームにしても、元は性格の異なるものが一時的に統合されていたのだと考えれば、多様性は内包されていたのであり、個々のプレイヤーが片足をそこに残しつつ自身の最適化を模索することは可能かもしれない。

したがって図書館と書店のありかたもまた、こうした視点からとらえていく必要があるだろう。限られた範囲ではあるが、ここではその入口として、最近の動向や事例も紹介しながら、本をベースとした地域の形成にまつわる可能性や課題を考えてみることにしたい。

2. 書店と図書館の「対話の場」

昨年10月、関係者を集めた「書店・図書館等関係者における対話の場」（一般財団法人出版文化産業振興財団（JPIC）、日本図書館協会、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課）がスタートした。関連する動きとしては、11月の読書月間BOOK MEETS NEXT 期間中に開かれた「京都ブックサミット」、同じく11月の全国図書館大会第11分科会「出版流通」などがある。

過去3回分の資料はすべて日本図書館協会の

ウェブサイトで公開されている¹⁾が、本誌上でも言及のあるとおり²⁾、この「対話の場」は、昨年4月に自民党議員による「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」が提出した第一次提言に基づいて設置されたものである。

背景には、書店の厳しい現状がある。周知のように全国の書店数は著しい減少傾向にあり、この10年比でも7割程度、トータルで8,000軒にまで縮小している³⁾。文化通信の取材によれば、大手出版取次の日販とトーハンの取引における20坪以上の新規開店は、2018年を境に両社あわせても二桁にとどまっている⁴⁾。

DXを活用したマーケティングや電子化など、それぞれに対策はあるとしても、書店はもちろん大半の中小出版社、出版取次にとって、販売先の喪失は深刻である。こうした危機感から、トーハン社長の近藤敏貴氏が理事長を務めるJPICが中心となり、政策的な書店支援を求めるロビー活動を行ってきた。したがって公表された論点には「過度な複本を原則禁止するためのルールや地元書店からの優先仕入れの推奨」「書店と図書館の共存・共栄のためのガイドライン」（「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」など、書店からの要望）といった項目が並び、「対話」といっても流通側からの要請が主であることは否めない⁵⁾。

しかしここ数年、図書館と書店によるコラボレーションも徐々に現れ、対立の原因となっていた直接的利害についても実証的な調査研究⁶⁾が示されてきている。大手文芸出版社や著名作家のネガティブ・キャンペーンばかりがクローズアップされてきたことを思えば、これを機会にブラクティカルな議論が進められることへの期待はある。

3. 図書館と流通問題

いうまでもないが、出版業界と図書館のあいだでは、長年にわたって議論や交渉が繰り返されてきた。上記の複本問題（あるいはいわゆる無料貸本屋

問題)に代表されるような、公的サービスによる市場への影響論はその典型だが、本の調達、装備、購入価格など、納入にかかわる条件問題も根深いものがある。これらは総じて図書館側の要求と、経済的な利害に基づく対立構造の中で生じてきたといえるだろう⁷⁾。

図書館における流通問題は、1970年代に市民の図書館というモデルを得て、日本の公共図書館が大きく動き出したのと平行に顕在化した。発端は注文および在庫目録への不満だったが、1971年には日本書籍出版協会が図書館連絡委員会(のち図書館連絡会)を設置して対応姿勢を示している。同協会50年史によれば、委員会設置の動機には、図書館に対する予算措置のはたらきかけという共通目的があったようだ⁸⁾。図書館を市場として評価することで足並みをそろえようという呼びかけには、このたびの「提言」における「共存・共栄」とも似たニュアンスがよみとれる。

1974年の『図書館雑誌』4月号では「図書館と出版界」を特集、同年11月の全国図書館大会ではじめて出版流通分科会が設けられ、以後しばらく図書館における喫緊の課題として、出版流通がとりあげられるようになった。両者の議論は半世紀にわたって続いてきたことになるが、70年代の議論が図書館側からのアプローチだったのに対し、現在の議論は書店側からなされている。誤解を恐れずにいえば、この半世紀のあいだ、とりわけ2000年代以降の日本において、公共図書館と書店の立場は逆転したということかもしれない。

4. 書店が図書館に関わる理由

図書館との連携をすすめている書店のなかからは、実際にそうした声もきかれる。たとえば2012年に甲府駅前に新築移転した山梨県立図書館では、このとき館長に就任した阿刀田高氏の発案で、地元書店との取り組みを始めた。やまなし読書活動促進事業(やま読)と名付けられた活動は、県民参加のイベントや、これと連動したブックフェア、スタンプラリーなどが主な内容だが、実行委員会のメンバーは地元の書店有志で構成されている⁹⁾。

そのリーダーである須藤令子氏(甲府市・朗月堂社長)は、2015年に東京で行われた本の学校出版産業シンポジウムに登壇し、駅前に現れた巨大な図書館が、まるで大手ナショナルチェーン書店の出店のように感じられたことを率直に告白した。そして当初は脅威であった県立図書館と連携した

理由を、次のように述べている。

「(やま読の)事業がたちあがって、図書館とつながるチャンスだと思いました。それはもちろん競合もありますが、(…)敵視だけしていても、この業界は縮小の一途をたどっていますから(…)。地域の書店同士も手を組む、図書館とも手を組んで業界全体を盛り上げていかないと、私自身、絶対生き残っていけないと思ったので。」¹⁰⁾

こうした思いは、図書館との連携を志す書店人に共通している。「対話の場」メンバーでもある町田市・久美堂社長の井之上健浩氏は、ヴィアックスと共同で町田市立鶴川駅前図書館の指定管理者となったことを契機に、市立7館の本の受け渡し窓口を自社の店舗内に設けるという、画期的なアイデアを実行している。

文化通信のインタビュー記事によれば、受託で得られる利益はさほど多くないとしながらも、関わる理由として「本に触れる人を増やせば地元の書店にも返ってくると考えている。そのためにどう本とのタッチポイントを増やすのがポイント。本とより触れ合える図書館運営を目指したい」と答えている¹¹⁾。

須藤氏、井之上氏はいずれもその地で長く営業してきた書店を継承する立場にある。井之上氏はここで「タッチポイント」と表現しているが、図書館との連携を目先の経済効果ではなく、自らが立つ地域の環境整備ととらえる姿勢が新しい。書店による図書館企画への参画や、書店を利用した図書館業務委託は、相互の人材共有と考えることもできるだろう。先ごろ発表されたJPICと版元ドットコム、カーリルによるOPACと書店在庫情報の連携プロジェクトがまさにそうだが¹²⁾、図書館と書店の協業が意味するものとは、ある地域で同じ価値目的のもと、共有できる資産を創造していくことなのだ。

5. 「地域から」描くビジョンのフレーム

こうした図書館と書店のありかたを、「地域」というフレームのなかで早くから位置づけてきた人として永井伸和氏がいる。

永井氏は、家業である山陰地方の老舗、今井書店(米子市)の100周年にあたって市民から寄せられた三つの要望を指針に、図書館、地方出版を地域に根づかせる活動を、書店経営と並行して行ってきた。その成果は県内初の市立図書館設置を経て、模擬図書館を含む本の総合イベント「ブック

インとっとり87」に結実し、のちに「鳥取モデル」と称される書店・図書館のネットワークの基盤を築いている¹³⁾。

永井氏の活動として最もよく知られる「本の学校大山緑陰シンポジウム」(1995-1999)は、このフレームを広く全国に向けて開いたものである。図書館関係者も数多く参加した催しの詳細は、5冊の記録集に残されているが、5年間をとおしての統一スローガンが「地域から描く21世紀への出版ビジョン」であったことは、あまり知られていないだろう。

ここでいう「地域」とは、書店、図書館、地方メディアが連動したローカルな知識基盤をさしている。つまり「地域から」描くビジョンとは単に地方からの発信を意味しているのではなく、さまざまな問題を汎用モデルとしての「地域」に置いて構想しよう、という提案なのである。

手前味噌ながら若干の補足をしておくと、本の学校はその後2012年に法人格を取得し、今井書店の協力を得ながらも独立したNPOとして米子と東京を拠点に活動している。冒頭に記したとおり、本をめぐる環境は著しく変化しているが、改めて足元をみつめてみれば、本の学校が掲げてきた「知の地域づくり」「地域から描くビジョン」というフレームは、新たに現れてきた小規模の個人書店やまちライブラリーのような活動、ネットワークとはむしろ親和性が高く有効だ。

実際に、一昨年から主要な活動のひとつである東京でのシンポジウムを対話形式のイベントにリデザインしたが、テーマ別の分科会を最後に全員で共有するようにしたことで見通しがよくなり、都城市の図書館長が冒険家や若いIT企業の開いた本屋の話を書く、といったクロスオーバーがそこで起きようになっている。

6. まとめに代えて

最後にひとつ、筆者がはじめて『図書館雑誌』に寄稿の機会をいただいたのは9年前である。毎年1～2月号で特集される「トピックスで追う図書館とその周辺」で、出版業界の動向をレビューするということだったが、最終的なタイトルは「『読者』はどこにいるのか」とした¹⁴⁾。情報行動や購書機会の変化を軸に、本を買っているはずの誰か、読んでいるはずの誰か、ではない「読者」の姿を構造的にとらえようという趣旨だったが、本稿の視点はこれと対になっている。

知識基盤の変化は、構造と主体の変化である。そこにおいて、誰が誰とどのような価値を共有し、いかなる風景を描くのか。図書館と書店の真の対話は、そうしたビジョンをともに追う先に始まるのかもしれない。

参考文献

- 1) 書店・図書館等関係者における対話の場（日本図書館協会ウェブサイト）
<https://www.jla.or.jp/home//tabid/1051/Default.aspx>
- 2) 大場博幸. 地方における書店の役割と図書館. 図書館雑誌. (2023.10). 新出. 地域社会の中の書店と図書館. 図書館雑誌. (2023.11) など
- 3) 日本出版販売マーケティング推進部ストアソリューション課. 出版販売額の実態2023. 日本出版販売. (2023.11)
- 4) 開店意欲減退で書店数減に拍車 大手取次の取引書店推移で閉店数減少顕著に. 文化通信デジタル版 (2023.9.15)
- 5) 前掲 書店・図書館等関係者における対話の場
- 6) たとえば以下がある. 安形輝, 池内淳, 大谷康晴, 大場博幸. 公立図書館における図書購入の実態. 日本図書館情報学会研究大会発表論文集. 日本図書館情報学会研究大会事務局編. 64, 103-106. (2016). 大場博幸. 図書館所蔵と貸出の書籍市場への影響. 教育学雑誌 55(0), 31-46. (2019.3). 大場博幸. 公共図書館の所蔵および貸出は新刊書籍の売上にとどの程度影響するか: パネルデータによる分析. 日本図書館情報学会誌. 69(2), 67-84. (2023.6). 補正修正あり
- 7) 戦後の公共図書館と出版業界の対立および歩み寄りの歴史については下記にまとめている.
柴野京子. 図書館界と出版業界のあいだ. 柳与志夫, 田村俊作編. 公共図書館の冒険: 未来につながるヒストリー. みすず書房. (2018.4)
- 8) [50年史] 編集委員会. 日本雑誌協会 日本書籍出版協会50年史: 1956-2007. 日本雑誌協会, 日本書籍出版協会. 222. (2007.11)
- 9) 齊藤秀. 山梨県立図書館の取組み: 地元書店と連携した読書活動促進事業. カレントアウェアネスNo.329. CA1879 (2016.9)
- 10) 図書館と書店でひらく本のまち. 本の学校編. 「本」をめぐる新たな見取図: 本の学校・出版産業シンポジウム2016への提言 (2015記録集). 出版メディアパル 209-210 (2016.9)
- 11) 地元書店が公共図書館指定管理受託 久美堂 (町田市)・ヴィアックス. 文化通信デジタル版. (2022.5.24)
- 12) JPIC・版元ドットコムなど共同で「書店在庫情報プロジェクト」始動 書店在庫・図書館検索との連携など目指す. BookLink (2023.12.15)
<https://book-ink.jp/media/archives/10861>
- 13) 詳細については次を参照. 柴野京子. 本の学校の試み: 知の地域づくりと出版の未来へ. 地域開発 (626) 70-74. (2018)
- 14) 柴野京子. 「読者」はどこにいるのか: 出版業界の最近の動向から (特集 トピックスで追う図書館とその周辺). 図書館雑誌 109(2) 84-86 (2015.2)

(しばの きょうこ: 上智大学文学部新聞学科).

NPO 法人本の学校理事長)

[NDC10: 024 BSH: 1. 書籍商 2. 図書館]

「信州しおじり 本の寺子屋」の取り組みと展望

上條史生

「本の寺子屋」の誕生

「信州しおじり 本の寺子屋」は、「本の可能性を考えたい」をテーマに掲げる長野県塩尻市立図書館の重点プロジェクトで、2012年に開講し、12年目を終えようとしている。原型は、鳥取県米子市の今井書店が生涯学習と出版業界人の研修の場として開設した「本の学校」である。

塩尻市は、2010年に複合施設「市民交流センターえんぱーく」をオープン、その中核施設として新図書館を開館した。安曇野市在住で河出書房新社の季刊誌『文藝』元編集長の長田洋一氏は、本の復権に向けた思いを強く持ち、新館開館翌年の2011年に「本の学校」に着想を得た図書館での事業案を携え、塩尻市立図書館を訪れた。これが1年後の「本の寺子屋」誕生につながった。

文芸界を中心に本の書き手などとの幅広い人脈がある長田氏は、開講から現在に至るまで、企画ナビゲーターとして講師の人選、依頼などの面で「本の寺子屋」を支えるキーパーソンである。くわしくは、後述する「本の寺子屋」について刊行された2冊の書籍を参照されたい。

開講にあたり、事業に賛同・協力いただく各界から顧問を迎えた。小説家で日本文藝家協会副理事長の辻井喬氏、NPO法人本の学校理事長・今井書店会長の永井伸和氏、筑摩書房代表取締役社長の熊沢敏之氏、立命館大学教授・日本図書館協会理事の常世田良氏（いずれも当時）から開講に寄せての応援メッセージをいただいた。

ねらいと二つの柱

多様な情報が錯綜するなかで、本の復権を目指し、市民生活のなかにもう一度本を据え直し、読書の習慣化を促し、出版文化の未来に寄与しよう

というのが事業のねらいである。

当初からの事業の柱は、次の二つである。

1. 本に思いを込めて世に送り出している著者、出版社、書店などと図書館が連携し、読者である市民とともに本の可能性を考え発信し、本を読む人を増やす。
 2. 図書館員が学ぶ場をつくり、力をつけ、地域の役に立つ図書館として進化を続ける。
- 年度当初に年間の計画を示し、15回ほどの講演・講座、5回ほどの企画展を行っている。

講演会では、小説家、詩人、歌人、俳人、ノンフィクション作家、写真家、絵本作家、児童文学作家、評論家、研究者、出版人、書店主、装幀家、新聞記者、映画監督、俳優、医師、図書館人など実にさまざまな分野から、地方都市では講演の機会が少ない著名人を講師に招いてきた。

市民交流センター3階の定員150人のホールは、著名な講師を招くには小規模だが、講師の息づかいが感じられる会場で話を聞くことを大切にしている。また、90分の講演後に30分の質疑応答を設けている。一人が質問の口火を切るとそれに応じる講師の熱心な回答を起点に、次々と質問が続き、充実した時間となり魅力を高めている。

企画展は、出版社、書店、美術館、博物館、文学館、公共・大学図書館などの協力を得て、図書館内の企画展示コーナーや館の中央に位置する吹き抜けの開放的な閲覧スペースを使い、約1か月の会期で開催を重ねている。絵本原画展では、書店の協力を得て絵本を販売し、書店に行くと記念グッズを受け取れるイベントなども企画した。

図書館員向け講座と学校職員向け講座も毎年実施している。学びたい内容と講師を受講者のリクエストにも配慮し司書が選定する。本や出版・書

店などもテーマにして、市内の司書や学校職員をはじめ書店員や市民が参加し、県内外からも受講があり、学びと交流の場となっている。

地域文化に光を当てる

著名な講師を招いての講演会が「本の寺子屋」の目玉だが、2017年からは、塩尻や信州の文化に光を当てる企画として「地域文化サロン」を加えた。塩尻出身の詩人・童話作家や編集者、塩尻ワイン、塩尻の民話、塩尻を舞台にした文学作品などをテーマにした講演会と企画展示である。初年度の企画の一つ「信州の昆虫食が世界を救う」では、昆虫食の専門家の講演に加え、地元商店街のフレンチシェフの協力を得て、昆虫フレンチの試食会を行った。反響が大きくテレビ取材などもあり事業への注目度を高めた。

塩尻市にとって、出版に関する地域文化として欠かせないのが、出版人古田晃の存在である。筑摩書房創業者である古田は塩尻市の出身であり、顕彰する市立古田晃記念館がある。1996年の開館から「古田晃記念館文学サロン」として、古田や筑摩書房についての講演会を継続してきた。この文学サロンも「本の寺子屋」に位置付けた。筑摩書房の協力を得て、2018年からは文学サロンを2部構成にして、三鷹市と筑摩書房による新人文学賞「太宰治賞」受賞者の講演を毎年行っている。

公共図書館の重要な使命の一つに地域資料の収集・活用がある。地域の文化に光を当て魅力を発信することは、地域資料の活用と地域文化への理解、そして地域づくりにつながる。

子ども本の寺子屋

2015年からは、「子どもたちと本の魅力を考えたい」をテーマに掲げ、「信州しおじり 子ども本の寺子屋」を開講した。

講座の柱は、「目指せ！ 図書館マスター」である。小学5年生から中学生が図書館の仕事と本の楽しさを司書と一緒に学ぶ連続講座で、認定された図書館マスターは、学校に戻って図書館や本の楽しさを広げてくれる。「図書館の連携・協力に関する同盟」を結んでいる岐阜市立図書館の子ども司書との交流が今後の計画にあがっている。

ほかに、子ども向けの講演会やおはなし会、絵本作家を招いてのワークショップ、製本所や印刷会社など本を製作する現場を見学・体験するバス

ツアー、笑って学ぶ落語会などを行う。中高生向けには、写真家や天文学者などを招いての自然や宇宙をテーマにした講演会で幅を広げた。

本との格別な出会いと書籍行

講演会では、講師の著書販売とサイン会を行う。市内に本店を有する4書店で構成する塩尻書店組合の協力を得て、講演前後に会場の一角で販売する。講演を終えた講師が、本を購入した聴講者と会話を交わしながらのサイン会は、本との格別な出会いの場となっている。

開講5年目には、「本の寺子屋研究会」により、事業誕生の経緯と意義などをまとめた『「本の寺子屋」が地方を創る』が、さらに開講10年目には、参画した70人を超える講師から期待や提案を含めたエッセイが寄せられ、『「本の寺子屋」新時代へ』が刊行された。「本の寺子屋」の存在を広く知らせる役割を果たすとともに、成果と課題を整理し、「本の寺子屋」がどんな進化を遂げていくべきかの指針を示してくれた。

交流をさらに広げ若い世代にも

今後を展望するうえでの課題が『「本の寺子屋」新時代へ』で次のように示された。

著者と読者との交流は定着してきた。次に必要なのは読者同士の交流、さらに読者と図書館員・書店員との交流だ。市民が主体的に事業に参画する「本の寺子屋友の会」の設置を準備している。

シニア世代が多く若い世代が少ないことも反省点の一つだ。読書への関心に比例しているとも言える。市民交流センターを利用する多くの若者たちを「本の寺子屋」に、そして図書館や書店に引き寄せるような工夫が求められている。

出版文化の未来に寄与しようという大きな目的に向けて、「本の寺子屋」が進化を遂げながら賛同を得て、全国に広がっていくことを願う。

参考文献

- ・『「本の寺子屋」が地方を創る－塩尻市立図書館の挑戦』2016年「信州しおじり 本の寺子屋」研究会著 東洋出版
 - ・『「本の寺子屋」新時代へ－塩尻市立図書館の挑戦2』2021年「信州しおじり 本の寺子屋」研究会編著 東洋出版
(かみじょう ふみお：塩尻市立図書館)
- [NDC10：016.2152 BSH：1.塩尻市立図書館 2.出版]

本にとっての“サードプレイス”

—— 敦賀市 知育・啓発施設「ちえなみき」 ——

野村育弘

「この表紙、おもしろいね!」

「この本、お母さんが子どものころうちにあったわ。」

「ちえなみき」では本棚をめぐる友だち同士や親子連れから、いろいろな会話が聞こえてきます。

これまで図書館や書店を誰かと一緒に訪れても、別々に自分のお目当ての本を探したり、あまり声には出さないように一人で本に向き合うことが多くなかったでしょうか。「ちえなみき」はそんな従来の本との向き合い方とは異なり、本を介して会話が生まれ、次々に本棚をめぐって行きたくなる図書空間になっています。



▲「ちえなみき」で会話を楽しみ本棚をめぐるお客さま

「TSURUGA BOOKS & COMMONS ちえなみき」は、敦賀市の「敦賀駅西地区土地活用事業」の中核となる知育・啓発施設として、2022年9月1日にオープンしました。わたしたち丸善雄松堂株式会社と株式会社編集工学研究所の共同事業体は、指定管理者として選定され、知育・啓発施設としての全体企画や選書構成、業務運営に携わっ

てきました。

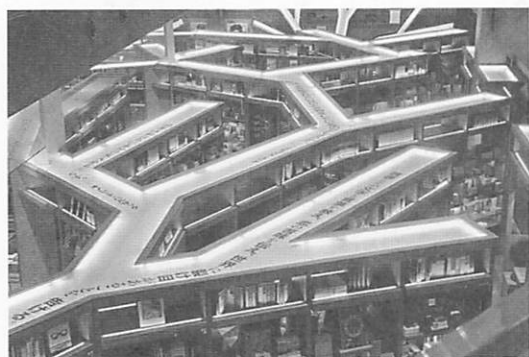
敦賀は中世から北海道の文物を京都や大阪に運ぶための中継点であったり、江戸時代中期から明治にかけては北前船の寄港地として、また、大陸から船で日本にやって来る際の最初の上陸地点となるなど、歴史の中で人とモノの流れをつなぐ役割を果たしてきました。その敦賀に2024年3月北陸新幹線が延伸し、敦賀は北陸新幹線の発着点となり、新たな人の流れとつながりが生まれます。「ちえなみき」は、そんな新しい時代に、本を介して人と人の関係を育み、本を通じて世界の未知とつながることを目指す知育・啓発施設として設置された、公設民営型書店です。

冒頭の会話は、「ちえなみき」の1階の「世界知」のエリアで良く聞かれるものです。「世界知」は通常の書店や図書館の棚分類とは全く異なり、「文化・生活」「歴史・社会」「生命・科学」という構成の中に、いくつかのテーマが設定され、コミック、絵本から専門的なハードカバーまでがひとつのテーマの棚に集められています。



▲知のつながりにより構成された「世界知」

また本棚のレイアウトは、本を通じた世界の知へのつながりや、一人ひとりの市民の成長をイメージして、大きな枝を上げた樹木をモチーフに構成されています。書店や図書館では、売れ筋や新着本が目につく場所に展示され、専門的なジャンルは奥の方に配置されることが多いですが、「ちえなみき」では、知や情報のつながりを意識してレイアウトされていますので、訪れた人は知らず知らず、枝分かれした本棚の連なりに沿って、奥へ奥へと本棚を巡って行かれます。



▲「ちえなみき」全景 樹木のように広がる書棚

「ちえなみき」が書店や図書館と大きく異なる点は、決して特定の本を探しやすいレイアウトや配架にはなっていないところです。「ちえなみき」は本を「探す」場所ではなく、本と「出会う」ことを目的に作られています。とくに、これまで書店や図書館のどこかにあっても、自分の興味がある分野ではなく、手に取ることはなかった本と出会ってもらいたいという想いから、選書や構成を行っています。



▲引き出しの中の本

さらに、「ちえなみき」では引き出しや引き戸の中に本が隠れていたりします。これは、引き出しや引き戸が、「これはなんだろう？」という好奇心を湧かせ、その気持ちとともに本に出会ってもらうことで、通常の棚に陳列させている状態とは違う心持ちで本に出会ってもらうための仕掛けです。

「世界知」と同じ1階にある「共読知」のエリアでは、敦賀に由来する本や、敦賀市民の方々に参加いただいて、一人ひとりの方がお勧めしたい本や、自分に大きな影響を与えた本が並ぶコーナーがあります。このコーナーでは、敦賀市立図書館の方々にも参加いただいて、「図書館職員による今いちばんすすみたい本」を企画展示させていただきました。また、敦賀市立図書館でも「ちえなみき」スタッフによるお勧め本のPOP展示などを開催いただいたり、「ちえなみき」2階のスペースでの展示やワークショップで図書館の協力をいただくなど、本と人と企画の交流が起っています。

これまでに出版され流通する本は数百万点に及びます。わたしたちが一生のうちに出会える本は、その中のごくごく一部わずかなものです。より多くの人に、もっとたくさんの本と出会ってもらいたい。これは、本と人をつなぐことに携わる図書館員、書店員、出版流通業界人、そのすべての人々に共通する想いではないでしょうか。そのために、図書館は人類の蓄積された知や地域に根差す文化や風土を知るための本や資料をアーカイブし、それを求める人に探しやすい、取り出しやすくしておく役割を担います。書店は最新の情報やトレンドを見つけやすい形で取りそろえてくれます。その中で「ちえなみき」のような公設民営型の知育・啓発図書空間の役割は図書館でも書店でも、これまで出会うことの難しかった本と人との出会いの場でありたいと考えています。

このように、本と人との出会いの視点からは、人にとっての“サードプレイス”（自宅や学校・職場でもない、ありのままの自分で居られる大切な第3の場所）があるように、「ちえなみき」は本にとっての“サードプレイス”なのかも知れません。

(のむら やすひろ：株式会社編集工学研究所)
[NDC10：024 BSH：1.書籍商 2.図書]

多摩市立中央図書館の開館を契機に 地域の書店と「本」でつながる取り組み

横倉妙子

◆はじめに

多摩市は、東京都のほぼ中央に位置し、都心から電車で約30分。高度成長期におけるニュータウン開発により急速に発展しました。公園や緑地、遊歩道が計画的に配置され、自然と調和した良好な住宅環境を備えた街です。面積は21.01平方キロメートル、人口は約14万8000人、市内には、2023（令和5）年7月にオープンした中央図書館を中心に分館が6館、市役所内に図書館が所管する行政資料室があります。

◆多摩市立中央図書館の誕生

多摩市立図書館は、1973（昭和48）年に市役所の隣に本館が開館、その後、分館が順次整備されました。本館は、耐震上の理由から、2008（平成20）年、旧中学校校舎に移転しました。最低限の改修を行った暫定的な移転だったことから、豊富な蔵書、諸室が整備された新しい図書館の誕生が待ち望まれていました。

2023年5月に本館が閉館し、同年7月1日に開館した中央図書館は、京王相模原線、小田急多摩線の多摩センター駅から徒歩7分の多摩中央公園内に位置し、駅周辺の商業施設と公園をつなぐ回遊性を持たせた施設です。公園との一体感が感じられる明るく開放的でおしゃべりOKの2階、静かで落ち着いた雰囲気気の1階とコンセプトをわけたことで、さまざまな世代の方が思い思いの場所で過ごすことができ、特に若い世代、子育て世代の大幅な利用増があり、街の魅力化に寄与する施設として賑わっています。

◆図書館と書店の「本」でつながる連携

本館閉館、中央図書館開館記念事業として、市民にイベントアイデアを募集し、市民と図書館職員でアイデアを実現してきました。ナイトライブラリー、館内オリエンテーリング、図書館でジャズライブ、落語絵本などにある「じゅげむ」の世界をダンスで体感するイベントなど。また、市の経済観光課等を通じて、企業や近隣大学から中央図書館との連携希望があり、期待に応え、互いにアイデアを出し合い、イベントを実施してきました。

その中で、多摩市の魅力を発信するWebサイト「丘のまち」¹⁾での丸善多摩センター店店長と図書館長の中央図書館開館スペシャル対談をきっかけに、書店と図書館のそれぞれの「本」への思いをつなぐ連携企画が実現しました。

丸善多摩センター店は、書籍約60万冊がそろう多摩地域でも最大級の大型書店で、中央図書館近隣の商業施設ココリア多摩センター内にあります。図書館と書店、どちらも多くの本を扱っていますが、対談では、お互いの違いを発見し興味深いものとなりました。例えば本の配置も図書館は「日本十進分類法」を基本に、利用者の探しやすさを重視し、分類ごとに決まった棚に本を収めていきますが、書店は、地域の立地に合わせて強みのあるジャンルの本をそろえたり、同じ本をあえて複数の棚に置くなど、児童書・一般書などのジャンルのスペシャリストが配置を考えているとのことでした。図書館でテーマにあわせて選書し展示する本の企画展示も分類に縛られる図書館独特の発想だと気づかされました。書店と図書館の違いや共通点を話しながらともに本の魅力を伝える「書

店×図書館」の企画が動きだしました。

◆市民の読書活動推進に向け、書店との取り組み

中央図書館が開館してから、丸善多摩センター店と以下の連携事業を行いました。

連携事業を始めるにあたり、図書館、書店から主となる担当者を一人決め、最初は館長、店長も打ち合わせに入りましたが、企画が動きだすと担当者を中心にスムーズに事業展開し、振り返り、効果などを確認しながら次のイベントにつなげていきました。

○本のテーマ展示およびフェア～図書館職員と書店員相互による選書～

第1弾「中央図書館開館記念 丸善×中央図書館旅のおともにフェア」

2023（令和5）年7月1日～7月31日

中央図書館2階、本の展示などもできる多機能な「サテライトカウンター」でテーマに合わせ、図書館所蔵の本から書店員が本を選んで展示するという企画を実施しました。書店から提案されたテーマの「フェア」という響きは、書店ならではのものです。オープン準備中の中央図書館での打ち合わせ後、すぐに店長、書店員が館内の書架を見ながら、次々選書していく姿は新鮮でした。展示レイアウトも書店員に作業していただき、本の並べ方などとても工夫され、テーマのなかでも本をジャンルに分けて、それぞれのジャンルの表示が、とても素敵でセンスが良く、さらに全体的な統一感が感じられるものでした。図書館職員とは違う本の見せ方は、学ぶところが多いものでした。200冊選書し、延べ353回（1冊あたり平均で約1.8回）の貸出があり、期間中に、3回以上貸し出された本も多くありました。



▲本のテーマ展示「旅のおともにフェア」ポスター

第2弾「丸善×中央図書館 あなたの子育てを本でお手伝い ママ・パパ応援フェア」

2023（令和5）年9月1日～10月31日

これまで図書館本館で毎年開催していたプレママ・プレパパのための本の展示を中央図書館、丸善多摩センター店で同時期に開催しました。テーマにあわせてそれぞれが選書し、中央図書館では両方の選書リストから図書館に所蔵があるものを展示、書店ではリストからピックアップしたものを販売しました。図書館職員は育児、手遊び、わらべうたの本などを多く選んでいたのに対し、書店員は産後ケア、働き方、発達障害、父親の育児参加など幅広く社会的な本を選んでいたので印象的でした。また、図書館で作成した赤ちゃんや家族に向けた本を紹介する冊子を書店でも配布し、さらに、市の3～4か月児健康診査で実施している「ブックスタート」事業で配布しました。図書館で展示した本は241冊、延べ506回（1冊あたり平均で約2.1回）の貸出がありました。テーマ展示で配布したブックリストは、図書館ホームページ²⁾に掲載しています。



▲本のテーマ展示「あなたの子育てを本でお手伝い」
中央図書館2階 サテライトカウンター

第3弾「丸善×中央図書館 きれいな本は好きですか？」

2024（令和6）年2月2日～4月30日

第3弾は、美麗・かわいい・インパクトのある表紙の本を選書し、中央図書館、丸善多摩センター店で開催します。中央図書館では、1階入口から2階に続く、展示、イベント、座って読書も

できる大階段「ステッププラザ」に本を展示します。来館してすぐ目につく場所に美しく心癒される表紙の本を並べることで、年度が変わる慌ただしい時期に新たな本との出会いの機会を提供するとともに、ほっと一息つける時間を過ごしていただくことを目的としています。

○図書館職員と書店員の合同おはなし会

2023年9月から中央図書館内と丸善多摩センター店近くのキッズスペースで、『秋』、『おもしろい絵本』、『春のおとずれ』などをテーマに4回合同おはなし会を開催し、毎回、20人ほどの参加がありました。図書館職員はおはなし会で定評のある読み継がれてきた本を選びがちですが、書店員は新しい本、話題の作家の本を選び、新しい本のなかにも子どもたちをひきつける本がいろいろとあると実感し、書店に並ぶ話題の本など、アンテナを張り視野を広げる必要があると感じました。



▲おはなし会
図書館職員の読み聞かせの様子
中央図書館2階 サテライトカウンター

○その他の連携事業

中央図書館開館イベントの一つとして開催した、図書館内の資料を利用してお題に沿った回答を探すイベント「ググれない世界」では、本を探す子どもたちのサポートを図書館職員とともに、書店員にもしていただきました。また、2023年11月から12月まで丸善多摩センター店が参加している社会貢献プロジェクト「ブックサンタ」の取り組み

を中央図書館内でPRしました。

◆2024年は「多摩市 本のまちプロジェクト」を計画

連携を通じ図書館と書店は、それぞれの役割、立場は違いますが、日頃から常に本を扱い、本の魅力を市民、顧客に伝える点は共通であり、事業展開においてもスムーズに選書や展示などができると実感しました。

多摩市内の書店は、年々減少しています。図書館と書店が、いつでも本が身近にある暮らしを提案し、連携することで、「多摩市=本のまち」として、あらたなまちの魅力につなげたいと考え、書店との連携を多摩市の他のエリアでも展開することを計画しています。中央図書館の他、市内の駅近くにある分館2館が近くの書店と連携し、市民の読書活動の推進を図ります。一緒にフェアやイベントを行うことで、相互のPRにつなげ、書店の販売促進にもつなげることで、市全体の活性化にも寄与したいと考えています。

第1弾は、「春です！はじまりの春 本のまち多摩プロジェクト開始記念ブックトーク」として、中央図書館を会場に各書店、分館から集まった書店員、図書館職員が、ブックトークや読み聞かせをするイベントを企画し、その後、各書店、各館でイベントを展開していきます。

注

1) 丘のまち

<https://tamashi-oka.jp/story/tosyokantaidan>

2) 多摩市立図書館ホームページ「ブックリスト・パスファインダー」

<https://www.library.tama.tokyo.jp/contents?3&pid=2276>

(よこくら たえこ：多摩市立図書館)

[NDC10：016.2136 NDC：1.書籍商 2.図書館]

特集◎書店×図書館の可能性

図書館と書店をめぐる

田口幹人

●はじめに

はじめまして、合同会社未来読書研究所（以下、未読研）共同代表の田口幹人と申します。

未読研は、共同代表である僕と出版社に勤務する湯浅創を中心に、1人でも多くの“未来の読者”をつくることを目的として設立・活動している団体である。「これからの読者のため」にできることをテーマに、全国各地で本とのタッチポイントをつくり出そうとしている方々とともに、まち（街にも町にも）にもう一度本と出合える環境をつくり出すサポートをしている。

僕にはもう一つ顔がある。それは書店経営者としての顔だ。北上書房という岩手県一関市にある小さな地場の書店の経営に携わっている。徒歩5分圏内に市立図書館がある書店であり、かねてより図書館と連携して市の読書推進活動に参画してきた。

書店の近くにある市立図書館は、2024（令和6）年1月30日に『蔵書（人口千人当たり冊数）全国一』と題した新聞記事が公開され話題となった一関市立図書館である。

日本図書館協会発行の統計書『日本の図書館統計と名簿2022』を基に一関市が独自に算出したところ、一関市立図書館の人口千人当たり蔵書冊数は、全国と同規模自治体の市区立図書館の中で1位に、資料費予算額も2位となっており、「市民の心を豊かに満たし、市民とともに成長する図書館」を図書館運営の基本目標に掲げ取り組んできた市の理念と成果が大きく取り上げられていた。

北上書房も長年にわたりさまざまな場面で一関市立図書館と関わらせていただき、一関市民の読書環境の充実の一端を担わせていただけていることを何より喜ばしく感じている。

●出版業界人と書店経営者との二つの視点から

日本図書館協会図書紹介事業委員会が主催した「Live! 図書館員のおすすめ本—人はなぜ本を紹介

するのか」のパネルトークへの出演がきっかけとなり、本誌への寄稿の機会をいただいた。このような場をいただけたことに感謝したい。

今回は、未読研という出版業界に属する者としての視点、そして書店経営者としての視点の二つの視点で、図書館と書店について書かせていただきたい。

出版業界に携わって今年で31年目となる。書店キャリアのスタートが外商部の公共図書館担当だった。そのときから、お取引先の図書館の皆さまから多くのことを教えていただいた。あれから31年、今も変わらない立場で図書館と関わらせていただいていることを考えると、図書館の外から図書館の変遷を見てきた一人といえるかもしれない。

書店員時代もっとも記憶に残っている書店と図書館との連携で実現したイベントがある。2019（平成31）年1月27日に、岩手県・紫波町情報交流館で開催した「真冬のトークイベント 面白い本と出会う方法 3 本との出会いにまちの本屋ができること」というイベントだった。地域と人に寄り添う図書館づくりを掲げて活動されている紫波町図書館主任司書である手塚美希さんからの声がけで実現したブックトークイベントだった。図書館が主催し、図書館員と地域の書店員によるブックトークイベントの反響や届いた声を目にしたとき、本を届ける人と受け取る人の距離が近づくことで、そこが新たなコミュニティになってゆき、住民の読書活動を下支えする存在となってゆくのだ、と体感することができた忘れられないイベントだった。

それは図書館にも本屋にも（そして一般の読者にも）あてはまるはず。

図書館と書店は存在意義が大きく違うが、人々の読書活動に関わる点においては共通している。お互いに連携することで、新しい本との出会いを

つくること、本との接し方を知ることが地域住民の読書活動の支えになるのではないか。その一点こそが、図書館と書店の連携の柱となるのではないか、という考えは、手塚美希さんと共有できていたからこそ実現したイベントだったと思っている。その想いを忘れずに書店員を卒業した後も、未読研として、公共図書館と連携し、新しい本との出会いのきっかけづくりを続けている。

図書館の利用の仕方ひとつで、子どもたちの本や読書に対しての意識を変えられることを、より多くの方々に知ってほしいと思っている。教科としての授業だけではなく、すべての教科を学ぶ土台づくりとして読書を活用できることを。土台づくりとしての書籍の活用は、伝える学びでは身に付けることが難しい「自身で調べる学び」を身に付けさせることにつながる。それは、子ども自身が問いを立て、調べ、考え、そして誰かに伝える基礎となる知識や技術を身に付けることにつながっていくのだと。そして、それが読書の役割であり、読書することで得られるのだと知ってもらうことで、未来の読者がつくられていくのだ、と僕は考えている。ネット社会を生きる今の子どもたちにこそ、小中学生の時代の読書の重要性を知ってもらいたいと、地域の学校図書館を支える存在としての公共図書館の役割と存在意義を強く感じているからこそその活動である。

●書店と図書館、それぞれの役割と課題

2023（令和5）年は、書店・出版業界と図書館との関係性に変化の兆しが生まれた年だった。

「書店・図書館等関係者における対話の場」が設置され、関係団体が集い、課題認識の共有と克服に向けての連携が継続的に協議されるという。開かれた場で、それぞれの業界の立場で積極的な議論が行われることを期待している。

これまでも書店・出版業界と図書館との間に近くて遠い存在として、また連携関係よりも競合関係にあると見なされるような議論があった。

僕は、書店業界が発信する「文化拠点としての書店等の振興」という考え方には賛同できない立場を発信してきた。書店は小売業であり、文化拠点ではないという立場である。

書店も図書館もともに読書を推進するが、本質的には別種の施設である。住民の文化拠点としての機能を担うのは図書館の役割である。書店は文化、という人もいるのだが、文化は、書店という

フィルターを通じて、本を買った地域の皆さんがつくるものである。書店が文化をつくるのではない。あくまで書店は手段であり中継点で、まちの文化を醸造するフィルターであると僕は考えている。だからこそ、文化拠点としての図書館の振興を支える存在であり続けたいと願い活動している。

ここの認識の違いこそが、書店・出版業界と図書館との関係が近くて遠い存在という微妙な距離感となっているのではないかと感じている。

これまでの活動を通じて強く感じたことがある。それは、書店・出版業界の方々が図書館についての知識が足りないこと、逆に図書館の皆さんが書店・出版業界についての知識が足りないことだった。

繰り返しとなるが、「書店も図書館もともに読書を推進する」が、「本質的には別種の施設」である。そうであるならば、それぞれがどのような役割があり、それぞれが抱える課題は何なのかを知ることからはじめるべきではないだろうか。

僕には公私にわたり教えを受けた師匠がいた。書店員から図書館に転職した故・伊藤清彦さんである。伊藤さんは書店を退職後、地元の一関市立大東図書館長を経て、一関市立一関図書館の副館長として尽力され、岩手県下の図書館では他の追随を許さないほどの貸出数を誇るまでに成長させた立役者のひとりである。「蔵書（人口千人当たり冊数）全国一」という成果につながる図書館運営の基本目標をつくり上げたのも伊藤さんが副館長として赴任した時代だった。

転職後お会いした際、「図書館と書店は存在意義が大きく違うけど、住民の読書活動を支える存在であることに変わりはない。書店の人間は図書館から学ぶことが多い。図書館を学ぶと本来書店がなすべき仕事が見えてくるよ。」と繰り返しお話しされていたことを思い出す。

それがきっかけで、独学ではあるが、JLA 図書館情報学テキストシリーズ等で図書館について学び、積極的に図書館の皆さんのお話を聞く機会をつくってきた。

「Live! 図書館員のおすすめ本」のパネルトークに参加した際、感じたことがある。

それは、図書館の皆さんに書店・出版業界について知ってもらう機会をつくることができないか、というものだった。断片的なことではなく、書店・出版業界の現状から本を取り巻く状況を知っ

ていただく場をつくることができると、思っている。

●本を取り巻く状況について知る場をつくろう

最後に現在の書店業界の話題をお伝えさせていただきたい。

2023年10月20日、神奈川県全域・東京多摩地域の地域情報紙の『タウンニュース』Web版が、「上町商店街『小さな本屋』存続ピンチ ひきこもりの就労支援拠点」という記事を公開した。本屋に関して極めて重要な記事であることから、少し長くなるが一部抜粋してご紹介させていただきたい。

不登校やひきこもりを支援するNPO法人アンガージュマン・よこすかが運営する「はるかぜ書店」が窮地に立たされている。出版取次と書店をつなぐ仲介業者が資金繰りの悪化で事業停止となり、9月から書籍や雑誌の仕入れが一切できない状況になっている。「ひきこもり当事者が運営する小さな本屋」をコンセプトとする就労支援の事業が揺らいでいる格好だ。(中略)

ここ数年は出版不況の影響もあり、書店業務は縮小傾向にあり、現時点で研修を受けている人はいない。(中略)「(書店は)社会参加の道筋のひとつであり、商店街の協力を得ながら活動してきたことに大きな意味がある」と島田徳隆理事長。出版取次会社と交渉して書店経営の存続の道を探る一方、時流に合った就労支援事業や受け入れてくれる協力企業の開拓など新たな仕組みの構築も視野に入れる。

この記事と出来事を目にとると、「また一つ本屋の灯がまちから消える」ことを伝えている記事のように見えるが、そうではないのだ。

2022(令和4)年12月に、書店のない市町村が全国で26.2%に上ったという出版文化振興財団(JPIC)の調査結果が発表され、全国1,741市区町村のうちの456市町村に書店が一軒もない実態が明らかになり、多くのメディアでも取り上げられた。

しかし、書店の減少は今に始まったことではなく、20年間減り続けているのである。出版業界の構造上の問題や、そもそも読書人口が減少していることが大きな要因となっている。

一方で、もう一度本を地域コミュニティのツールとして活用しようという動きや、新たに本屋をはじめようとする人たちは年々増え続けている。

これまでの書店業界の動きと区別し、この動きを表す典型として、二つの円の輪郭を「大きな出

版業界」と「小さな出版界隈」と表現している。「大きな出版業界」と「小さな出版界隈」という二つの円は、一般的な書店と独立系書店と呼ばれる本屋群という区分けとは異なり、核心を突いていると感じている。

2023年は、「大きな出版業界」は大きな変革期を迎えた。これまで本格的に改善に取り組んでこなかったことで生じた構造上の問題を背景とした商環境の変化が、顕著に現れた一年だった。「大きな出版業界」の未来はどこに向かうのか、末席に身を置く僕などには数年後を見通すことすら出来ない状況である。

「大きな出版業界」と「小さな出版界隈」の二つの円は、完全に分かれているわけではなく、重なる部分がある。商品を供給するインフラとしての卸ルートである。本の小口卸売を行っている代表的なものとして、「子どもの文化普及協会」、少数卸売サービス「Foyer(ホワイエ)」そして「書店開発」や「湘南ブックセンター」に代表される書店二次卸がある。

まちの一般書店が二次卸として卸業者の役割を担う場合もある。これらの卸ルートで仕入れている書店は、書店業界団体が管理する共有書店マスタに登録されていないので、公表されている書店数の増減には影響しないが、二次卸が崩壊した2023年は、まちなかでの本とのタッチポイントとなる場の数が近年ではダントツに減った1年になってしまったと言える。

今回の『タウンニュース』の記事は、書店二次卸スキームの崩壊をメディアではじめて取り上げてくれた。それが業界紙でもなく、大手メディアでもなく、「タウンニュース」だったことに「大きな出版業界」と「小さな出版界隈」の根付きの違いを実感することができる出来事だった。

このように、現在の書店・出版業界の現状と抱えている課題はたくさんあるのだが、本質的な部分を語れることは少ない。本誌への寄稿が、書店・出版業界の現状から本を取り巻く状況を知っていただく場づくりのきっかけとなれたらと思っている。そんな場を一緒につくりませんか。お気軽にお声がけいただけたらと思っている。

(たぐち みきと：合同会社未来読書研究所)
[NDC10：024 BSH：1.書籍商 2.図書館]

「図書館の分類に関する調査（2023）」結果報告

JLA分類委員会

1. はじめに

日本図書館協会（JLA）分類委員会は、2008年4月、2007年度『日本の図書館』ミニ付帯調査として「図書の分類に関する調査」を行い、その結果を『図書館雑誌』（Vol.104, No.3, 2010, p.166-169）に公表した。

その後の日本の図書館における分類業務に関する現況を把握し、日本十進分類法（NDC）の維持管理・改訂に役立てるため、2023年7月、全国の公共図書館および大学図書館等を対象に「図書館の分類に関する調査（2023）」を実施した。本稿は、その調査結果報告である。

調査にご協力いただきました回答館の方々に厚くお礼を申し上げます。

2. 調査の概要

調査対象館は、2008年の調査との継続性を考慮し、『日本の図書館』の統計による公共図書館（都道府県立、市区町村立、私立の図書館）と大学図書館（大学、短期大学、高等専門学校、大学校、大学共同利用機関の図書館）とした。調査の単位は分館単位で、統計上の館数は、公共図書館3,305館、大学図書館1,709館、合計5,014館である。

調査方法は、ウェブアンケートを基本とし、Googleフォームによる調査票を用いた。調査対象館には、調査フォームのURLを通知し、回答および提出を求めた。Googleフォームでの回答が難しい場合は、Excelファイルでの回答も可能とした。

調査対象館への回答依頼は、JLA 公共図書館部会、大学図書館部会等の協力を得て、部会等のメールによる連絡ルートを通じて行うことを基本とした。そのほか、『図書館雑誌』、JLA メールマガジン等により周知を図り、調査への協力を呼びかけた。また、JLA ウェブサイトの分類委員会ページに分類調査用ページを開設し、関係資料を掲載した。

設問は前回よりも簡便にし、図書館における分類の使われ方に重点を置いた。

調査対象資料は、基本的に新規受入の一般図書とした

が、前回調査とは異なり、他の資料種（たとえば地域資料等）も除外しなかった。

最終的な回答館数は、公共図書館2,106館（回答率63.7%）、大学図書館739館（43.2%）、合計2,845館（56.7%）であった。

3. 質問と回答

以下、調査票の設問B～Eの各質問項目および回答の概要を示す（設問Aは、調査対象館の館種、名称等についての質問項目のため割愛）。

質問項目ごとの無回答館数は省略した。また、表中のパーセンテージは小数点以下2桁目を四捨五入、選択式設問のパーセンテージは、1つ以上の選択を行った回答館数を母数とした。

【B】分類法の適用について

B (1) 分類法を使用しているか（すべての資料に対してでなくてよい）。1つ選択。[必須]

- 1 配架（排架）にも検索にも使用
- 2 配架のみに使用 3 検索のみに使用
- 4 使用していない

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	2,064館	98.0%	723館	97.8%
2	25館	1.2%	11館	1.5%
3	5館	0.2%	1館	0.1%
4	12館	0.6%	4館	0.5%

B (2-1) 分類法を使用している場合、新規受入の和図書に対して適用している分類法について、いずれか主なほうを選択。

- 1 NDC 2 NDC 以外の分類法（適用している分類法の名称を、記入欄に記入）

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	2,063館	98.9%	645館	87.9%
2	22館	1.1%	89館	12.1%

（2 NDC 以外）：独自分類、ライフスタイル分類、NDLC、米国国立医学図書館分類法（NLMC）、UDC、

DDC, 日本看護協会看護学図書分類表, 仏書共通分類表等

B (2-2) 前問 B (2-1) で新規受入の和図書の分類法として「1 NDC」を選択した場合, 適用しているNDCの版について, 主なものを1つ選択。

回答肢	公共図書館		大学図書館	
新訂10版	1,317館	63.7%	275館	42.3%
新訂9版	655館	31.7%	240館	36.9%
新訂8版	26館	1.3%	72館	11.1%
新訂7版	8館	0.4%	21館	3.2%
新訂6版	0館	0.0%	3館	0.5%
版未決	48館	2.3%	22館	3.4%
その他	15館	0.7%	17館	2.6%

(その他): 旧版をメインに部分的に最新版を適用, 併用, 資料の受入時期・資料種別により複数の版の混在等

B (2-3) 分類法を使用している場合, 新規受入の洋図書に対して適用している分類法について, 主なものを1つ選択。

- 1 NDC
- 2 国立国会図書館分類表 (NDLC)
- 3 デューイ十進分類法 (DDC)
- 4 米国議会図書館分類法 (LCC)
- 5 国際十進分類法 (UDC)
- 6 洋書は収集していない
- 7 その他

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	1,745館	83.7%	597館	82.1%
2	15館	0.7%	5館	0.7%
3	1館	0.1%	34館	4.7%
4	0館	0.0%	9館	1.2%
5	0館	0.0%	8館	1.1%
6	257館	12.3%	4館	0.6%
7	66館	3.2%	70館	9.6%

(7 その他): 独自分類, ライフスタイル分類, 洋書は分類していない, NLMC, 日本看護協会看護学図書分類表等

B (2-4) 前問 B (2-3) で新規受入の洋図書の分類法として「1 NDC」を選択した場合, 適用しているNDCの版について, 主なものを1つ選択。

回答肢	公共図書館		大学図書館	
新訂10版	1,136館	64.4%	254館	42.0%
新訂9版	548館	31.0%	230館	38.0%
新訂8版	26館	1.5%	64館	10.6%
新訂7版	8館	0.5%	18館	3.0%
新訂6版	0館	0.0%	3館	0.5%

版未決	36館	2.0%	23館	3.8%
その他	11館	0.6%	13館	2.1%

(その他): 和図書に対する回答 B (2-2) とはほぼ同様

B (2-5) B (2-1)・B (2-3) で選択した分類法以外に, 併用している分類法 (例: OPAC で検索に使用, 資料種によって使用等)。複数選択可。

- 1 NDC
- 2 NDLC
- 3 DDC
- 4 LCC
- 5 UDC
- 6 特になし
- 7 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	141館	13.8%	74館	30.1%
2	17館	1.7%	50館	20.3%
3	1館	0.1%	49館	19.9%
4	0館	0.0%	54館	22.0%
5	0館	0.0%	23館	9.3%
6	467館	45.8%	28館	11.4%
7	407館	39.9%	133館	54.1%

(7 その他): 県域・地域別等の郷土資料分類表, 絵本や楽譜の分類表, 児童書分類表, AV 資料分類表, TRC 音楽分類表, 四部分類, 地域・民族分類 (OWC) 等

B (3-1) B (2-2)・B (2-4) で, 新規受入の和図書および (または) 洋図書にNDC 新訂10版を適用と回答した場合, 旧版からの切り替えにあたって行ったこと。複数選択可。

- 1 ラベルの貼り替え
- 2 配架位置の調整 (サイン等を含む)
- 3 適及的な分類データの変換
- 4 適及的な分類データの追加
- 5 分類の適用規定類の検討・作成
- 6 特になし
- 7 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	531館	66.3%	55館	49.1%
2	473館	59.1%	40館	35.7%
3	405館	50.6%	53館	47.3%
4	214館	26.7%	22館	19.6%
5	160館	20.0%	31館	27.7%
6	179館	22.3%	23館	20.5%
7	69館	8.6%	30館	26.8%

(7 その他): 分類付与桁数を4桁から5桁へ変更, TRC MARCのタイプ変更, 請求記号付与の委託仕様の変更, 請求記号ラベルの色・デザイン変更, 配付用フロアマップ・利用案内等の修正, 図書館システムの設定変更等

B (3-2) 新訂10版への切り替え（使用を開始した）時期。

回答肢	公共図書館		大学図書館	
2015年	121館	9.7%	80館	28.2%
2016年	37館	3.0%	22館	7.7%
2017年	366館	29.2%	23館	8.1%
2018年	150館	12.0%	25館	8.8%
2019年	151館	12.1%	37館	13.0%
2020年	217館	17.3%	26館	9.2%
2021年	120館	9.6%	22館	7.7%
2022年	50館	4.0%	28館	9.9%
2023年	40館	3.2%	21館	7.4%

B (3-3) 分類の版の切り替えを行った際の問題点、切り替えを行わない理由等。（自由記入）

問題点としては、切り替え作業にかなりの時間を要した。分類データの適及変換等をせずに新規受入より切り替えを行ったので、旧版との混配による混乱が生じた。図書館システムの更新時期に合わせる必要があった等。

一方、切り替えを行わない理由としては、切り替えに際して生じる作業に必要な時間・人員・経費に余裕がない。現状で不都合がない。自館の蔵書数や利用の特徴を勘案すると、切り替えの必要性がない等の記入があった。

【C】分類作業の方法について

C (1-1) どのように分類作業（分類記号の付与作業）を行っているか、主なものを1つ選択。

- 1 基本的に自館で独自に分類作業（主題分析から分類記号付与）を行っている
- 2 自館で独自に分類作業を行う場合と、外部データ（MARC、総合目録等）の分類を用いる場合がある（修正・加工する場合も含む）
- 3 基本的に外部データの分類を用いている（修正・加工する場合も含む）
- 4 中央館等で集中的に分類作業を行う方式であるため、自館では分類作業を行っていない
- 5 その他（記入欄に記入）

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	39館	1.9%	109館	14.8%
2	757館	36.3%	373館	50.5%
3	1,235館	59.2%	206館	27.9%
4	48館	2.3%	40館	5.4%
5	8館	0.4%	10館	1.4%

（5 その他）：外部委託、外部データを参考に独自に分類作業等

C (1-2) C (1-1) で2または3を選択した場合、分類作業において外部データの分類を主にどのように用いて

いるか、主なものを1つ選択。

- 1 参考にはするが、自館で分類付与を行う
- 2 配架用・検索用の分類記号を自館用に修正・加工
- 3 配架用の分類記号を自館用に修正・加工
- 4 検索用の分類記号を自館用に修正・加工
- 5 外部データをそのまま用いる
- 6 その他（記入欄に記入）

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	141館	7.0%	259館	43.5%
2	1,043館	51.7%	224館	37.6%
3	216館	10.7%	28館	4.7%
4	6館	0.3%	3館	0.5%
5	549館	27.2%	78館	13.1%
6	64館	3.2%	3館	0.5%

（6 その他）：基本的には外部データをそのまま用いるが、必要に応じて一部修正・加工する等

C (1-3) C (1-2) で2～4のいずれかを選択した場合、外部データを自館用に修正・加工する理由。複数選択可。

- 1 自館で適用している分類法の版に合わせる
- 2 自館の規定に合わせる
- 3 桁数を調整する
- 4 その他（記入欄に記入）

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	152館	16.5%	132館	64.7%
2	750館	81.4%	128館	62.7%
3	691館	75.0%	133館	65.2%
4	60館	6.5%	19館	9.3%

（4 その他）：自館の蔵書構成、利用者層等に適宜合わせる。シリーズ本や利用者の利便性を考慮し、自館用に請求記号を修正、より利用されやすいと思われる分類に修正、児童書（絵本）の分類を本の主題分類に修正、別置記号を付け足す、すでに所蔵している本がある場には同じ分類とする等

C (1-4) これまでの問C (1-1～3)に関して、主に利用している外部データ、システム等の主なものを1つ選択。

- 1 JAPAN/MARC等のNDLのデータ、システム
- 2 TRC MARC 3 1および2以外のMARC
- 4 NACSIS-CAT 5 その他（記入欄に記入）

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	49館	2.4%	41館	5.9%
2	1,796館	87.7%	14館	2.0%
3	176館	8.6%	0館	0.0%
4	3館	0.1%	627館	90.6%
5	25館	1.2%	10館	1.4%

(5 その他) : トーハン MARC, NACSIS-CAT の参照 MARC, 外部データ, システム等を利用していない等
C (2-1) NDC を適用している図書館で配架用の分類の桁数の上限を設けているか。最大桁数を 1 つ選択。

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1 ~ 2 桁	30館	1.5%	10館	1.5%
3 桁	247館	12.2%	19館	2.9%
4 桁	809館	40.0%	35館	5.3%
5 桁	556館	27.5%	83館	12.6%
6 桁	147館	7.3%	138館	20.9%
7 桁	46館	2.3%	93館	14.1%
8 桁	3館	0.1%	26館	3.9%
9 桁	2館	0.1%	9館	1.4%
無制限	127館	6.3%	247館	37.4%
その他	54館	2.7%	1館	0.2%

(その他) : 分野・資料種別により桁数の上限を変えている等

C (2-2) NDC を適用している図書館で検索用の分類の桁数の上限を設けているか。最大桁数を 1 つ選択。

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1 ~ 2 桁	41館	2.1%	7館	1.1%
3 桁	206館	10.4%	26館	4.0%
4 桁	492館	24.8%	20館	3.1%
5 桁	326館	16.4%	55館	8.4%
6 桁	121館	6.1%	97館	14.9%
7 桁	49館	2.5%	56館	8.6%
8 桁	11館	0.6%	19館	2.9%
9 桁	24館	1.2%	4館	0.6%
無制限	685館	34.5%	366館	56.1%
その他	28館	1.4%	2館	0.3%

(その他) : 分野・資料種別により桁数の上限を変えている等

C (2-3) NDC の適用にあたって, 分野によって桁数を変えるなど, 図書館としての適用方針があれば記入してください。(自由記入)

一般書は, 資料数や利用の仕方などを勘案して分野ごとに桁数を変えている。また, 資料種別 (児童書, 絵本, 地域資料など) に応じて桁数を変えている。背ラベルに印字できる範囲 (10桁) に桁数を限定している。独自の「資料整理要項」に基づいて運用している等の記入があった。

【D】分類に関するサービスについて

D (1-1) 蔵書の検索サービス (OPAC 等) を提供しているか。[必須]

- 1 館内・館外とも提供 2 館内のみ提供

3 提供していない

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	2,005館	95.2%	726館	98.2%
2	50館	2.4%	12館	1.6%
3	51館	2.4%	1館	0.1%

D (1-2) 蔵書検索サービスを提供している場合, 分類記号を検索に使用できるか。

- 1 分類記号で検索できる
2 表示はできるが, 検索には使えない
3 表示も検索もできない
4 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	1,774館	86.3%	688館	93.1%
2	116館	5.6%	35館	4.7%
3	33館	1.6%	2館	0.3%
4	132館	6.4%	14館	1.9%

(4 その他) : 館内 OPAC では検索不可だが, 館外 OPAC では検索可能, キーワードとの複合検索でのみ検索可能, 絞り込み条件としてのみ検索可能, 分類を項目として表示し, 選択・検索可能, 請求記号の 1 段目として検索可能, システムに登録された分類記号をプルダウン式で選択・検索可能等

D (1-3) 蔵書検索サービスを提供している場合, 検索キーとして用いることのできる主題関係の情報 (一般的なキーワードは除く) を次の中から選択。複数選択可。

- 1 NDC 2 NDLC 3 DDC 4 LCC
5 UDC 6 基本件名標目表 (BSH)
7 国立国会図書館件名標目 (NDLSH)
8 米国議会図書館件名標目 (LCSH)
9 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	1,922館	97.4%	634館	90.7%
2	8館	0.4%	237館	33.9%
3	2館	0.1%	224館	32.0%
4	1館	0.1%	224館	32.0%
5	1館	0.1%	77館	11.0%
6	538館	27.3%	395館	56.5%
7	61館	3.1%	331館	47.4%
8	1館	0.1%	268館	38.3%
9	136館	6.9%	189館	27.0%

(9 その他) : TRC MARC の一般件名, 学習件名標目, ジャンルによる検索, ライフスタイルジャンルによる検索, 独自のジャンル分けや分類・件名による検索, NLMC, 医学件名標目表 (MeSH), Sachgruppen der

Deutschen Bibliothek Frankfurt am Main, 音楽資料
用件名標目表 (SHfM), 日本看護協会看護学図書分類
表, 主題の検索不可等

D (1-4) 蔵書検索サービスに, 分類を使用した検索支援
機能があれば, 次の中から選択。複数選択可。

- 1 分類表を用いた階層検索機能
- 2 検索結果を分類 (主題分野) で絞り込む機能
- 3 表示した分類記号からの再検索 (リンク検索) 機能
- 4 表示した分類記号の分類項目名等を表示する機能
- 5 分類記号の一覧表示機能
- 6 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	1,132館	80.1%	323館	71.1%
2	751館	53.1%	355館	78.2%
3	389館	27.5%	260館	57.3%
4	259館	18.3%	193館	42.5%
5	377館	26.7%	142館	31.3%
6	139館	9.8%	29館	6.4%

(6 その他): 分類記号を用いた AND・OR 検索機能,
分類項目名から階層的に検索する機能, 検索結果を分
類順にソートする機能, 検索ヒットした図書の分類記
号をもとに「同じ分野の資料」としてその前後の図書
を表示する機能等

D (2) 利用者に対し, 分類に関する何らかの表示や案内
をしている場合, その内容を次の中から選択。複数選
択可。

- 1 書架に分類に関する見出しを付けている
- 2 館内に分類表の掲示を行っている
- 3 配布物等で分類を紹介している
- 4 検索用に分類表を備え付けている
- 5 その他 (記入欄に記入)

回答肢	公共図書館		大学図書館	
1	1,962館	98.1%	695館	98.4%
2	1,347館	67.3%	484館	68.6%
3	613館	30.6%	278館	39.4%
4	162館	8.1%	92館	13.0%
5	89館	4.4%	30館	4.2%

(5 その他): ウェブサイトに分類表を掲載, オリエン
テーションやガイダンス時に分類について説明, レ
ファレンスデスク・カウンターに分類表を備え付け
ている, 館内配架・案内図を配布, 分類 (NDC) に関
するオリジナル・キャラクターを作成し, 分類を紹介等
【E】分類に関する意見, 感想等。(自由記入)

館内掲示用の分類表が欲しい。第4次区分以下の英語
表記 (日本語併記) があると良い。NDC と DDC の比較表

があると良い。NDC 新訂10版への切替事例の紹介などし
ていただけると有難い。007 (情報科学), 547 (通信工学),
548 (情報工学) の使い分けが難しい。新しくできた言葉
や類語など, 更新頻度も含めて相関索引を充実してほしい。
新主題に対する分類委員会の見解をいち早く公開し
てほしい。分類が理解できる専任職員が必要。図書館職
員は資料と利用者を出会わせるために, より自館に合わ
せた分類に努める必要があると思う。あまり細分化し
すぎて使用しにくくなる。配架や検索には欠かせず, 大
変重宝している。NDC 新訂10版のデータも公開してほ
しい等の記入があった。

4. 今回の調査について

「日本の図書館」の付帯調査として行った2008年の調査
の回答率 (公共図書館95.1%, 大学図書館89.1%, 合計93.0%)
に対し, 今回の調査の回答率はかなり低かった (2. 参
照)。ウェブ調査といった新たな方式の有効性は認められ
るが, 分館単位で回答を求める等の調査・回答依頼の方
法に工夫が必要だったと考えられる。中央館がまとめて
回答するケースもあり, 集計にあたって補正を行った。
日本の図書館における分類業務に関する現況を把握する
という本調査の目的を十分に果たすためには, 前回調査
の回答率に近い数値がほしいところである。調査・回答
依頼の方法等に関する検討が今後の課題となった。

調査結果としては, NDC の普及状況には大きな変化は
見られない。2014年12月刊行の新訂10版の適用は, 9年
経過の段階で, 公共図書館で6割, 大学図書館で4割に
達している。分類作業において, 何らかの形で外部デー
タを用いているとの回答が公共図書館では9割を超える
が, そのまま手を加えずに利用しているとの回答は3割
弱であった。また, 蔵書検索システムについての質問で
は, NDC の階層検索機能を装備しているとの回答が, 公
共図書館が8割, 大学図書館が7割あった。分類を用い
たその他の機能を取り入れているケースもかなり多く,
特に大学図書館では絞り込み検索の活用が目立った。利
用者に対する分類法の紹介についても, 書架への表示だ
けでなく, 館内への分類表の掲示が7割近くの間答館で
行われていた。

なお, 今回の調査の集計結果の詳細 (館種別内訳等) は,
2024年度中に JLA ウェブサイトの分類委員会ホームペ
ージに掲載する方向で検討している。

本結果報告の集計数値は, 基本的に粕谷紳二 JLA 分類
委員会委員の集計データによる。

(文責・小林康隆: JLA 分類委員会委員)
[NDC10: 0144 BSH: 資料分類法]

霞が関だより

▶第244回

●文部科学省

4月23日は「子ども読書の日」です！

「子ども読書の日」（4月23日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日です。文部科学省では、「子ども読書の日」に関連したさまざまな取組を実施しています。

1. 子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰

平成14年度から、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた取組を行っている学校、図書館及び団体（個人）を表彰しており、令和6年度からは、新たに、幼稚園・認可保育園・認定こども園も対象とすることとしました。なお、これまでの被表彰者の取組事例や活動内容は、「子ども読書の情報館」ホームページで紹介しています。



◀子ども読書の情報館（全国の取組事例）
<https://kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html>

令和5年度は、優秀実践校130校、優秀実践図書館46館、優秀実践団体（個人）50団体（名）が表彰されました。令和6年度の被表彰者は、3月末に公表予定です。

2. 「子ども読書の日」啓発ポスターの制作

「子ども読書の日」を普及・啓発するためのポスターを毎年制作し、子供の読書活動の推進の一層の充実に資するよう努めています。



◀子ども読書の情報館（「子ども読書の日」啓発ポスター）
 ※ポスターのダウンロードが可能です
<https://kodomodokusyo.go.jp/happyou/books.html>

制作した啓発ポスターは、全国の学校・図書館・書店等に配布するほか、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の



4月23日は
「子ども読書の日」

文部科学省



◀令和6年度「子ども読書の日」啓発ポスター

駅構内にも掲出します。掲出期間は、令和6年4月17日（水）から4月23日（火）の予定です。

3. 「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催

独立行政法人国立青少年教育振興機構との共催で、令和6年4月23日（火）に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催します。

今回のフォーラムでは、作家の喜多川泰氏による特別講演のほか、文部科学大臣表彰の表彰式及び事例発表等を行います。プログラムの詳細につきましては、ホームページをご覧ください。



◀開催要項・チラシ等詳細
 （独立行政法人国立青少年教育振興機構事業申込ページ）
<https://www.niye.go.jp/info/yukutoshi.html>



◀「子どもの読書活動推進フォーラム」申込フォーム
<https://forms.office.com/r/7wN0Lrtbqe>

[NDC10：019.5 BSH：1.読書 2.児童]

れふあれんす

三題噺

連載その三百九

上田市立上田図書館の巻

上田市立上田図書館のレファレンス

一丹下健三氏邸宅の墨絵・殺戮を拒んだ日本兵・ アメリカ軍の沖縄攻略一

丸山明夏・原七海・柳沢七海・佐藤知子

上田市は長野県東部に位置し、北南端に二つの雄大な高原と、中央には日本最長の千曲川が流れています。平成28(2016)年に放映されたNHK大河ドラマ「真田丸」の主役となった戦国武将・真田幸村ゆかりの郷としても知られています。

上田市で初めての公立図書館は1923年、大正12年6月に誕生しました。先述真田幸村の父・昌幸によって築かれた平城「上田城」近くに、図書館の役割をかねそなえた「明治記念館」が市民の手で建てられ、その後、市が数千万で記念館を譲り受けたことが上田市の公立図書館の始まりです。開館当時の蔵書数は462冊で、上田市広報には寄附を切望する記載があります。そして昨年、上田市の図書館は100周年を迎えました。この間に六つの図書館・図書室が産声を上げ、現在の蔵書数は市内全体で約64万冊となっています。一世紀の中で、地域の歴史、文化、人物に関する郷土資料や昔の文化を知ることができる貴重資料も積み重ねられてきました。

上田市の公共図書館は、市民の皆さんが育み、地域の宝として市の発展とともに歩んできたと言えます。

その1

丹下健三氏設計の邸宅にある墨絵について書かれた資料を探している。

質問者は『篠田桃紅(別冊太陽)』(平凡社、2022)を持参しており、「141ページの掲載写真に写っている墨絵について書かれた資料を探している」と相談されました。

探している資料は、質問者が以前当館で閲覧した記憶があり、「同じ画角の写真が掲載されていた。作品について詳細な文章が記されており、“作品を自由に描いてほしい”というニュアンスの言葉が記されていた」とのことでした。

持参された資料で写真を確認すると、該当ページ全面がモノクロ写真で、筆で力強く描かれた線によって構成された墨絵が和室の床の間に飾られています。ページ下側に、「丹下健三自邸 1953年竣工 設計：丹下健三」の小見出しがあり、「丹下氏が若い時に東京の成城に建てた

自邸に篠田氏の作品を添えた」ことが述べられています。この資料からは、墨絵は篠田桃紅氏の作品であること(作品名の記載は無し)、写真は丹下健三氏の自邸「成城の家」の一室であることが確認できました。

続けて、それぞれの作品集を確認するため、自館システムで「篠田桃紅」と「丹下健三」を検索しました。篠田氏については、当館に作品集として構成された資料の所蔵がなく、作品集の類から探すことは断念しました。丹下氏の作品関連の資料は何件かヒットしましたが、屋内の写真を取り上げた資料は見つかりませんでした。しかし、「丹下健三」の検索結果の中に『芸術新潮 2013年8月 64巻8号』が含まれていたことが気になり、改めて書誌情報を確認したところ、特集記事「磯崎新が読み解く知られざる丹下健三」が掲載されていることがわかりました。52~54ページに、篠田桃紅氏のインタビュー記事の掲載、および、『篠田桃紅(別冊太陽)』掲載の写真と同じ写真を確認でき、記事本文は、ご自身の作品制作について触れながら、篠田氏が丹下氏から墨絵を依頼された経緯について語る内容でした。本文中には、「こうした仕事の際、丹下さんは具体的には何もおっしゃらず、桃紅さんの好きにやって下さい」という一言もあり、質問者が探していた資料の内容と一致し、資料を提供することが叶いました。

この一件では、書誌情報登録の重要性と利便性、また、固定観念にとらわれず、さまざまな資料にあたる大切さを感じました。

その2

戦時中、上官の命令を拒み捕虜の殺害を行わなかった日本兵の詩が載っている、著者がキリスト教徒の本をもう一度読みたい。

質問者曰く、「以前図書館で読んだことがあるが、書名も著者名も思い出せない。もう一度読みたいので探してほしい。家永三郎氏と関係があったはずで、思いつく著者名で検索してみたものの記憶にある内容の本は見つからなかった。10年ほど前に出版された本で同年くらい前

に図書館で読んだ。最近家永三郎氏の関係の本を読んでいてふと思い出した」とのことでした。

まずは自館システムでキーワード検索を行いました。「捕虜」「殺害」「拒否」や「戦争」「命令」「拒否」「キリスト教」「日本兵」等さまざまな言葉の組み合わせで検索したところヒットしない、または絞り切れないほどの件数がヒットしてしまうという結果でした。

また、「家永三郎」でも検索しましたが求める資料は見つかりませんでした。

次に10年ほど前に出版されたという情報から出版年を2010年から2015年に絞り再度キーワード検索を行いました。「日本兵」で検索すると、その期間に出版された自館所蔵の資料が15件ヒットしました。書名を確認していくと『小さな抵抗 殺戮を拒んだ日本兵』（渡部良三著、岩波書店、2011年）にたどり着きました。著者の渡部良三氏はキリスト教徒であり内容も合致しました。この資料は歌集で短歌が載っています。質問者が話していた「詩が載っていた」というのは短歌のことを指していました。

さらに後半のページには解説文が載っており、その中に渡部良三氏は家永三郎氏と手紙のやり取りがあったことが書かれています。おそらく質問者はこの部分を記憶していたのだと思われます。

内容は覚えているけれど書名も著者名も思い出せないという相談は多々あります。質問者も自分の記憶がどこまで正しいのか、自信があったりなかったりさまざまで、質問者の話を聞き何がキーワードになるか見極めるのはなかなか難しいことです。なるべく多くの情報を聞き出すための、レファレンスインタビューの大切さを感じました。

その3

太平洋戦争中の沖縄戦について、アメリカ軍が沖縄を攻略した理由を知りたい。

終戦の日を少し過ぎた頃に、お電話でいただいたレファレンスです。

質問者は太平洋戦争についての本を読んでいる中で、なぜアメリカ軍は日本本土から離れている沖縄を攻略したかったのか疑問に思ったそうです。

まずは自館システムで「沖縄戦」を検索したところ、資料が多数ヒットしました。そこで、「アメリカ軍」「米軍」等のキーワードも加えて数を絞り込み、「戦争史」（NDC210）や「沖縄県の歴史」（NDC219.9）あたりの棚を直接ブラウジングして、関係資料の目次からアメリカ軍の作戦や狙いについて書かれた資料をピックアップすることにしました。

実際に資料を見ていくうちに、沖縄攻略の理由は一つではないことがわかってきました。沖縄戦の関係資料は膨大なうえ、電話でのご依頼ということもあり、関係資料をすべてご案内することは難しいと判断し、意見や目線の異なる資料を複数冊選んでご案内することとしました。

『沖縄戦を知る事典』（吉浜忍ほか編、吉川弘文館、2019年）『写真でわかる事典 沖縄戦』（平塚証緒著、PHPエディター

ズ・グループ、2020年）はタイトルからもわかるように沖縄戦について読みやすくまとめられた事典です。攻略の理由として、太平洋諸島と日本本土と沖縄との位置関係や、日本軍が本土防衛のために沖縄の軍備を増強したこと、アメリカ軍が補給基地を確保して日本本土への攻撃を強化する狙いがあったこと等が記載されていました。

『これならわかる沖縄の歴史Q&A 第2版』（樺澤和夫著、大月書店、2020年）には沖縄の歴史全体についてまとめられており、その中で沖縄戦と占領についての記載がありました。この資料からは、沖縄に軍による新しい政治組織を作ることや、戦後の米ソ対立やアジア戦略を想定して沖縄を軍の要塞にしようとしたことが記されていました。

出版年が古い資料も確認したところ、『沖縄戦を考える』（嶋津与志著、ひるぎ社、1983年）に軍事占領を受けた沖縄についての記載があり、他の資料と違う年代の資料という点で提供しました。

また、『沖縄決戦』（学習研究社、2005年）にはアメリカ軍が沖縄侵攻を決定するまでの経緯が記載されていたので、こちらの資料もご案内することにしました。

インターネットでも検索したところ、沖縄県平和祈念資料館HPが見つかり、「沖縄戦Q&A」のページで「日本本土に上陸するための武器や食料・燃料の補給基地として沖縄を占領する必要があったから」と示されていました（www.peace-museum.okinawa.jp/heiwagakusyu/kyozai/qa/q4.html）。

質問者へは以上の資料とHPのご紹介をして、回答しました。

同じ沖縄戦についての資料でも、情報量や文面に違いがあることがわかり、さまざまな資料を多く参照することの重要性を感じた事例でした。

レファレンスは、情報の共有化や関係機関との連携、そして商用データベースの活用等、効果的かつ効率的なレファレンス体制の構築が重要であるという考えの元に運用しています。こういった中、「ユネスコ公共図書館宣言 1994年」の「公共図書館の使命」では、「個人的および自主的な教育を支援する。個人の創造的な発展のための機会を提供する。青少年の想像力と創造性に刺激を与える。」と記されています。私たちは利用者の自主性を奪うことなく、利用者が自ら主体的に情報を活用していくことができることのお手伝いをする、といった立ち位置で日々レファレンスに取り組んでいます。

（まるやま はるか、はら ななみ、やなぎさわ ななみ、

さとう とこ：上田市立上田図書館）

[NDC10:015.2 BSH:レファレンス ワーク]



お宝紹介! 第237回

京都工芸繊維大学附属図書館

特色あるコレクション

ー前身校の図案集と掛図 大学への寄贈よりー

倉知桂子

はじめに

京都工芸繊維大学は、1899（明治32）年京都蚕業講習所と1902（明治35）年京都高等工芸学校を前身とする工科系の大学で、今年で開学125周年、大学創立75周年を迎えます。附属図書館のある松ヶ崎キャンパス、桑園の広がる嵯峨キャンパス、そして福知山キャンパスの三つの校地で、現在、約4,000名の学生が学んでいます。

1. 図書館の沿革

工芸と繊維（蚕糸）、二つの前身校はいずれも、京都の伝統工芸と産業の近代化に大きく貢献した官立の高等教育機関でした。それぞれに図書閲覧室・書庫と標本庫（室）を持ち、図書・雑誌だけでなく、標本資料を収集。国内外より図案、図譜、標本、見本、巻物、掛図など多岐にわたる資料が集められ、見本（美術工芸品など）や標本（蚕糸・植物など）は実学教材として活用されていました。

さらに京都高等工芸学校の講堂は列品所を兼ね、工芸品の展示も行っていました。1968（昭和43）年に新築された大学附属図書館もまた常設の展示室を備え、（当時の図書館規程や館報によると）図書館業務として定期的に美術工芸品の展覧会を開催しています。1981（昭和56）年に美術工芸資料館が竣工すると、美術工芸・デザイン資料約14,000点は資料館へ移管され、LibraryからMuseum機能が独立。現在、附属図書館は図書424,997冊、雑誌5,611種（2023（令和5）年3月）を所蔵し、学生と教職員の日々の学習・教育・研究利用に供しています。

このような沿革をもつ図書館の蔵書より、前身校の図案集と掛図、大学へ寄贈された資料を紹介します。

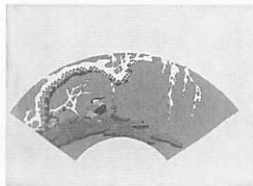
2. 図案集ー京都高等工芸学校の教材より

京都高等工芸学校の図案科は、明治政府による美術振興策のもと、伝統的な美術工芸界の刷新を使命として開講しました。初代校長に中澤岩太、初代教授に洋画家浅井忠、建築家武田五一らが着任し、図案教育と図案学研究を展開。日本の伝統的な意匠と海外の最新デザインを習得し、新しい時代の新たな図案を考案する、その参考となる模様集や図案集が必要とされたのです。

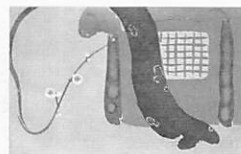
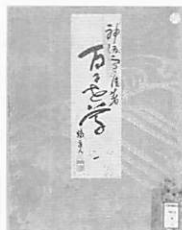


図書閲覧室と講堂及列品所、京都高等工芸学校写真帖、19--

京都高等工芸学校から附属図書館へ引き継がれた図書は43,232冊。うち、大型図書は3,363冊あり、多くの画譜や図案集が含まれます。



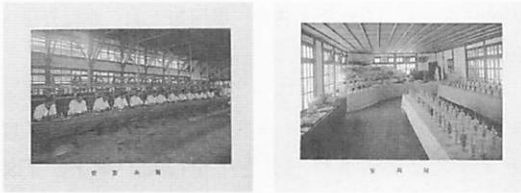
古谷紅麟、扇面図案とこなつ 上下、山田芸艸堂、1906.1



神坂雪佳、百々世草、芸艸堂、1909.5-1910.2

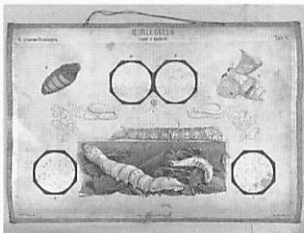
3. 掛図—京都高等蚕糸学校の教材より

明治期、養蚕は殖産興業の主要産業と位置付けられ、高等教育機関には蚕種改良や技術革新が期待されていました。



養蚕実習と陳列室，京都高等蚕糸学校行啓記念寫眞帖，1919.5

京都蚕業講習所（のち京都高等蚕糸学校，京都高等蚕糸学校）から附属図書館へ引き継がれた資料は24,235冊（うち大型図書349冊）。巻物79点は蚕の知識や養蚕の技術，世界の蚕糸統計などを掛図に仕立てており，その傷み具合から教材として頻繁に用いられていたことがわかります。

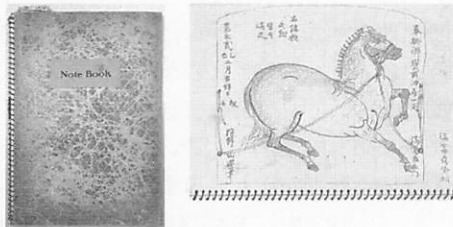


E. VERSION.- Atlante del filugello sano e malato in cinque grandi tavole colorate, con testo esplicativo. Padova 1888.

4. 寄贈コレクション

大学となってから今日まで，本学OBや研究者より貴重な資料の寄贈を受け，美術・デザイン史関係資料と蚕業史関係資料を充実させており，特色あるコレクションとなっています。

近年では名誉教授土居次義先生（1906-1991）のご遺族から寄贈された研究ノートと蔵書からなる「土居次義コレクション」をはじめ，「デザイン史コレクション」「岸和郎建築コレクション」と続きます。



土居次義，研究調査ノート 第一章狩野派の研究，受入年2013

おわりに

大学図書館の史資料は大学史を語るだけでなく，京都の近代化やまちの変遷を伝える資料です。附属図書館ではこうした資料を広く知っていただこうと，美術工芸資料館の展覧会と連動したML連携展示・イベントを重ね，オープンキャンパスや周年事業の機会に出張展示をしてみたいです。

2023（令和5）年度の図書館機能改修工事により，展示スペースが拡充します。展示は表立ってのことになりますが，「お宝」紹介に積極的に取り組むことで保存状況の見直し，書庫環境の改善が期待されます。

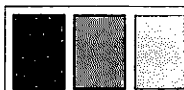
これからも貴重な史資料の収集，保存と利活用，公開のための企画を進めていきます。

■参考・引用文献

- ・京都工芸繊維大学附属図書館 特色あるコレクション
<https://www.lib.kit.ac.jp/collection/>
- ・倉知桂子，並木誠士「京都工芸繊維大学附属図書館と美術工芸資料館の資料について—京都蚕業講習所および京都高等工芸学校の「標本」教材—」『京都工芸繊維大学学術報告書』13, 2020
https://repository.lib.kit.ac.jp/repo/repository/10212/2488/13_4_Kurachi_Namiki.pdf
- ・並木誠士，松尾芳樹，岡達也『図案からデザインへ：近代京都の図案教育』淡交社，2016
- ・一田昌利，長岡純治，倉知桂子他「イタリアから渡来した養蚕教材について」『京都工芸繊維大学学術報告書』13, 2020
https://repository.lib.kit.ac.jp/repo/repository/10212/2485/13_1_MIchida.pdf
- ・並木誠士「記録された日本美術史：相見香雨・田中一松・土居次義の調査ノート展」『KITnews』48, 17-18, 2018.7
- ・並木誠士「在外日本美術カタログコレクション（附属図書館所蔵）」『KITnews』63, 15-16, 2023.7
https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/publish/kit_news/
（くらち けいこ：京都工芸繊維大学附属図書館）

[NDC10：090

BSH：1. 図書館資料 2. 京都工芸繊維大学附属図書館]



図書館員のおすすめ本⑧7



日本の自然風景ワンダーランド 地形・地質・植生の謎を解く

小泉武榮著 ベレ出版 2022 ¥2,300 (税別)

旅行に行くとき、目的とするものは人それぞれである。テーマパーク、名物料理、温泉、絶景……など。私のように、歴史が好きで史跡やお城を目的にされる方も多いだろう。この本は、そんな旅の目的に「自然」も加えてみませんか、と地理学者が誘う本である。「はじめに」には「この本全体のテーマは『頭を使った観光旅行をしよう！』

そして人生を知的に楽しもう』ということです」(p.5)と書かれている。

有名な絶景も一部含まれるが、もう少しマニアックなところがこの本の特徴である。日本の自然風景を53か所取り上げ、「海岸」「山」「火山」「渓谷・滝」「植物」「遺跡・湧水など」の6つに分類し、「なぜそうなったのか」を解説している。「プラタモリの地形・地質にさらに植生を加えた、より広い分野の自然観察」(p.7)である。

私はこの本に出会ったとき、ちょうど渥美半島への旅行を計画していた。この本によると渥美半島では、東海地方の湿地の固有種であるシデコブシの群生が見られるという。しかも花の時期と旅行がピッタリ。大喜びで群生地をはしごして、シデコブシの気品ある美しさに胸を打たれた。湿地なので足元は大変だったが、それも含めて思い出である。旅行のためにさまざまなガイドブックに目を通したが、シデコブシについての言及はなかったので、この本を読んでいなければ、今なお知らないままであったろう。

自然は動かせないので、その地に足を運んで見ることに価値がある。日本全国どこに行っても同じようなチェーン店が並んでいる時代だからこそ、ありとあらゆるものの動画が配信されている時代だからこそ、この本を参考に「そこにしかない」ものを自分の目で見に行っていくのがいいだろう。

(今野千束：灘中学校・灘高等学校図書館)

ルー・リード伝

アンソニー・デカーティス著 奥田祐士訳 亜紀書房
2023 ¥4,500 (税別)

本稿の主演ルー・リードは、60年代ポップ・アートの旗手アンディー・ウォーホルが、プロデュースとアートワークを手掛けたバンド、The Velvet Underground (以下VU)のフロントマンとして知られるニューヨーク出身ミュージシャン。VUはセールの的には恵まれなかったが「レコードを買った人間はたぶん、全員がバンドをはじめたんじゃないかな!」(ブライアン・イーノの発言、p.104)といわれるほどの影響力を持つ。

リードは、学生時代からバンド活動を始め、大学では詩人デルモア・シュウォーツに師事し、詩的な才能を伸ばした。小さな音楽出版社のお抱え作曲家としてキャリアをスタート、VU脱退後も2013年に亡くなるまで一貫して音と言葉に頑ななこだわりをもつアーティストだった。

本書は、リードの人間性や交友関係を知る上でも、50年にわたり発表してきた作品の網羅的な批評集としても読みごたえある、500ページ超の重厚な力作。この本をガイドに、紹介された作品をひとつひとつ聴き返し、掘り下げてみたくなった。

ただし、ルー・リードならびに本書の魅力はこうした表層的な部分だけでは伝えきれない。帯の紹介文は「鬱屈、孤独、性的倒錯、ドラッグ。」と始まり「吐き気をもよおすクソ野郎」云々と続く。60年代のロック音楽業界という、品行方正とは言いがたい文化・社会に生き、性的マイノリティにして精神的なトラブルも抱えていた人物が、曲者揃いのバンドという組織をどのように構築・運営し、いわゆる健全な歌とは真逆の作品群をどのように世に問うてきたか、さらにそうした楽曲がどのように聴かれ、解釈されるか、というふうな社会学的にも読める。筆者の認定司書としての関心領域である「図書館運営；人権；文化；リテラシー」という観点からも興味深い1冊だった。

(松田 彰：大和市立図書館、日本図書館協会認定司書第1196号)



図書館員のおすすめ本⑧7



すごろくで学ぶ安政の大地震

石川寛監修 平井敬編著 風媒社 2021 ¥1,500 (税別)

災害が起きると報告書が作成されるのは古今東西変わらないが、今から約170年前の安政東海・南海地震（安政元年11月4日・5日）の際には、一風変わった報告（かわら版）が作成された。その名は「諸国大地震大津波末代噺」。なんと「すごろく」の形態で、東は江戸、西は日向（宮崎）までの各地の被害を、すごろく一コマに1地域を充てて表現している。例えば、「宮 桑名 大あれ 大あれ」「阿波 讃岐 土佐 大やけ」「摂州三田 大地しん 大あれ」といったように、地名と被害状況を短文で、その様子を絵図で表している。ちなみにアガリは「大坂」。コマによっては一回止まりの意味だろうか「▲はそんりやう（破損料）」「▲とまり」等もある。

このすごろくかわら版を取り上げて、各コマを翻刻し、一コマ一コマ丁寧に各地の被害の様子等を解説したのが本書である。一コマ当たり見開き2ページで、詳細な被害の程度、現在の当地の様子などが写真・図入りで大変わかりやすく紹介されている。また関連情報も満載で、地震による液化化現象を記したコマ「美濃竹かはな（竹ヶ鼻）地さけ どろ吹出す」の解説では、同じく美濃（岐阜）で起きた濃尾地震での液化化現象を地図やスケッチなど織り交ぜて紹介している。

また、トピックやコラムも多数散りばめられており、どのページからでも楽しめる仕掛けとなっている。そのうえ、この珍奇なかわら版のおよそ原寸大の複製を付録にしているのが面白い。

本書を片手に、実際にすごろくで遊んで当時の被害の様子を学ぶもよし、今後発生するとされる「南海トラフ地震」への備えを学ぶにもよし、の良書。これからの防災を考えるために、ぜひ多くの方にご覧いただきたい一冊である。

なお、このかわら版原本は防災専門図書館の所蔵資料であり、右記QRコードから閲覧可能だ。



(矢野陽子：防災専門図書館)

Live! 図書館員のおすすめ本 ダイジェスト

2023（令和5）年12月4日、日図協会館で図書紹介事業委員会主催のイベント「Live! 図書館員のおすすめ本 人はなぜ本を紹介するのか」を開催した。図書紹介事業委員会は、『図書館雑誌』の「図書館員のおすすめ本」コーナーで公共図書館等における選書等の参考に資する図書の紹介をしており、その活動の射程には、書評が書ける図書館員を増やすことも入れている。

第一部クロストーク「君はなぜその本を推すのか」では、大林正智委員、高橋将人委員の二人により、図書館員のおすすめ本ではどのような本を紹介するのか、おのおのの考えを話した。

第二部パネルトークでは、「われわれはなぜ本を紹介するのか」をテーマに、笹川美季委員の司会のもと、ゲストの田口幹人氏（合同会社未来読書研究所共同代表）、大矢靖之氏（文藝春秋営業推進部）、仲明彦氏（京都府立洛北高等学校図書館）の三氏が登壇した。同じ「本と人をつなげる仕事」でありながら、図書館と出版社・書店での立ち位置の違いを痛感する内容であった。トーク中「図書館は本を読む人が来るが、書店は本を読まない人も来る」という主旨の発言があり、会場ではそれに対する反応はなかったが、参加者のSNSからは、図書館員はそれとは逆の認識を持っていることが伝わってきた。先述の「立ち位置の違い」を象徴するような現象と感じられた。

このイベントは、図書紹介事業委員会初代委員長乙骨敏夫氏の「図書館だけでなく、出版・書店関係の方と書評について意見交換ができる場があれば」という思いが発端となっている。今回感じた図書館と書店・出版社の認識のずれの原因は何かを探り、図書館は何を目指しているのか、再度目的を確認し、図書館及び図書館員はSNSを駆使するなどして情報発信できるよう努めていきたい。

[NDC10:0199 BSH:書評]

季刊『現代の図書館』刊行のご案内

*現代の図書館編集委員会編 B 5 判・平均 56 ページ・定価：1,430 円（税込）

第61巻（2023）

◆ No.1 2023.3 特集：関東大震災100年－地震と図書館

- 帝国図書館と関東大震災……………長尾宗典
関東大震災と東京帝国大学附属図書館－不要論から見る附属図書館の大学内における位置付け
……………河村俊太郎
関東大震災による横浜市内の図書館の被災と復興－公共図書館を中心として……………新藤 透
2月6日のトルコ・シリア大震災－図書館への影響と復興プロセスにおける図書館の役割
……………エルトゥールル・シメン，訳：須永和之
投稿
京都集書院150年－別の見かたで……………堀奈津子
我が国の公共図書館における障害者への健康医療情報提供サービスの展望
……………三輪眞木子，田村俊作，野口武悟，八巻知香子

◆ No.2 2023.6 特集：著作権の現在

- 公共図書館における著作権法改正への対応について－福島県における事例を参考に……………二瓶 優
学校図書館における著作権……………有山裕美子
SARTRAS 設立の背景と授業目的公衆送信補償金制度の現状，今後の課題……………池村 聡
図書館によるデジタル貸出に関する EU・米国の裁判例－VOB 事件 CJEU 判決および IA 事件 S.D.N.Y.
判決の紹介……………鈴木康平
AI と著作権－AI 生成表現の著作物性……………奥邨弘司
IFLA 図書館情報学（LIS）専門職教育プログラムのためのガイドライン
クララ M. チュー，ジャヤ・ラジュ，クリス・カニンガム，ジ・ジュミン，ヴァージニア・オルティ
ス・レピソ・ヒメネス，アイーダ・スラビック，アナ・マリア・タラベラ＝イバラ，ソハイミ・ザ
カリア，訳：日本図書館協会国際交流事業委員会

◆ No.3 2023.9 特集：読書論を読む

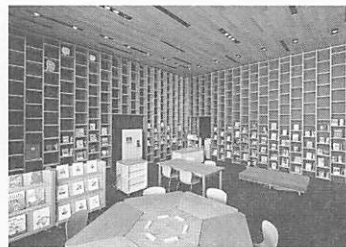
- 小説を読むヒント……………廣野由美子
ネガティブ・リテラシーの効用……………佐藤卓己
「働いていると本が読めない」社会を変えるために－映画『花束みたいな恋をした』から読み解く現代
の労働と読書……………三宅香帆
子どもと子どもの読書の今とこれからを考える……………汐崎順子
読書の世界におけるウォーキングとスポーツカー……………郝 明義，訳：須永和之
図書館における指定管理者制度の導入等の調査について2022（報告）
……………日本図書館協会図書館政策企画委員会

小規模 図書館 奮戦記

その309 カンピソシ ヌカラ トウンブ
国立アイヌ民族博物館ライブラリ

アイヌ文化に関する 開かれた専門図書室

工藤綾華



1. 国立アイヌ民族博物館ライブラリについて

カンピソシ ヌカラ トウンブ 国立アイヌ民族博物館ライブラリ（以下「ライブラリ」）は、2020（令和2）年7月に北海道に開館した、アヌコロアイヌ イコロマケンル 国立アイヌ民族博物館（以下「当館」）の機能のひとつとして活動を開始した専門図書室である。

ライブラリは、当館の展示や体験プログラムを通してアイヌ文化に興味を持った方に、次に手に取ってもらえる図書、そこから知識を深めることのできる図書を中心に切り揃えた「開かれた専門図書室」として、当館のオープンより、新型コロナウイルスの影響で1か月ほど遅れて同年8月に開室した。

2. ライブラリでのレファレンスと展示室のレファレンス

多くの図書室と同じように、当ライブラリもレファレンスサービスを行っている。博物館のレファレンスルートは大きく分けて二種類ある。図書を使って回答するレファレンスと、利用者の疑問に直接知識で答えるレファレンスだ。前者はライブラリが行うレファレンスであり、後者は当館学芸員・研究員等が行うレファレンスとなる。ライブラリには、「～についての本が読みたい」や、「～について（図書を使って）知りたい」といったレファレンスが多く寄せられるが、稀に図書を介さないレファレンスを希望される利用者もい

る。その場合は、博物館併設の強み、とでも言おうか、専門の学芸員・研究員の出番であり、図書だけのレファレンスではカバーしきれない部分を補っている。

3. 変化し続ける民族文化についてのレファレンスの難しさ

前項でも述べたように、ライブラリでのレファレンスは、当たり前であるが、図書を介して行われる。近年、アイヌ文化に関する図書は増えたと感じているが、種類豊富とはいえない。それでも、「アイヌ民族の歴史」に関する問いであれば、初学者向けから学生向けまでさまざまな図書を提示できるようになってきた。しかし、質問の内容が「文化」のこととなると、少々難しくなる。これはアイヌ文化に限ったことではないが、「文化」というものは現在に至るまでに刻々と変容していくものであり、個人によっても微妙に変わる。例えば、ライブラリにおいて多く受けるレファレンスは、「アイヌ文化の文様の意味」についてだ。この意味付けについて、もちろん記されている図書もある。一方で、意味は見いだせないと言くものもある。しかし、本を離れ実際にアイヌ文様を作る側の気持ちとなると、やはりここに何か意味を込めていることもあろう。こうなると、どれが間違いでどれが合っているという問題ではない。それらをすべてまとめて、「アイヌ文化の文様の意味」として案内することになる。しかし、質問者は「一つの

解答」を求めていることが多く、この回答に釈然としない様子が見て取れる場合がある。「文化」は時代や人によって少しずつ、微妙にだが変容する部分が見受けられる。変化し続けるアイヌ民族の文化として、その部分も理解してもらいたいのだが、図書を介したレファレンスだとなかなか良いテキストが提示できない場合もあると感じる瞬間である。

4. 今後の展望

先に上げたレファレンスは答えが定まらない例の典型だが、もちろん、図書が役立てる問いも多くある。ライブラリは、当館での学びの手助けをする場所、調べ学習の一端を補助する場所として、小さい施設ではあるがさまざまな図書を用意し、利用に供したいと考えている。歴史、考古学、口承文芸、儀礼、芸能等、興味を持ったさまざまな切り口から、自分のペースでアイヌ文化に親しんでもらえるように、ライブラリでも今後、工夫を凝らしていきたいと思う。

■カンピソシ ヌカラ トウンブ

国立アイヌ民族博物館ライブラリ

所在地：北海道白老郡白老町2-3-1

☎0144-84-6960

E-mail：library@nam.go.jp

開室日：火～日 9:00-17:00

休室日：月、他ウボボイ休園日に準ずる

URL：https://nam.go.jp/
https://www-std01.unity.jp/nam_library/

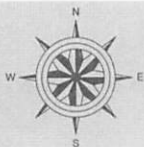
（くどう あやか）

国立アイヌ民族博物館

[NDC10：018]

BSh：国立アイヌ民族博物館ライブラリ]

北から 南から



★この欄ではみなさまからのご投稿をお待ちしています。
★送り先〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 日本図書館協会
図書館雑誌編集委員会「北から南から」係
★掲載は委員会で審議のうえ決定いたします。

図書館で知識や情報を継承していくために

－「知の伝道師」の活動から－

山田拓実

◆111年目の豊橋市図書館

豊橋市図書館は、江戸時代末期に、町人たちが開設し吉田藩主が活動を支援した私設図書館「羽田八幡宮文庫」を母体として1912年に誕生しました。2022年4月1日に、創立110年を迎え、地元ゆかりの作家・漫画家、大河ドラマの制作者などによるトークイベントや図書館職員が厳選した図書館110年の歴史やサービスから出題する「豊橋市図書館110周年検定」といった図書館の歩みや100周年以降の新しい取り組みを紹介する記念行事を開催しました。

本市には、現在、豊富な資料を所蔵し「知の拠点」としての役割を担う中央図書館のほか、今まで図書館を利用したことがない人も気軽に訪れることができる「交流・創造拠点」としてのまちなか図書館、「地域の貸出拠点」である向山図書館および大清水図書館、併せて三つの分館があります。さらには、市内各地に74か所の分室を配置することできめ細かい図書館サービスを提供しています。時代の移り変わりとともに、豊橋市図書館が地域の中で担う役割も多様化しています。本の貸し出しサービスを行う施設から、利用者の皆さんの課題解決や生涯学習に役立つ情報を発信する場として進んでき

ました。特に、2021年11月開館のまちなか図書館は、交流や活動を通じて人と人がつながり、中心市街地のにぎわいの創出や次代のまちづくりを担う人材を育成する場所となることを目指しています。

◆敷居が高いネーミング？「知の伝道師」

地域の多彩な人材を発掘し、知識や情報を発信する人と、必要としている人をつなぐことで、「知と交流の創造拠点」としての機能を高めるため、2021年9月に誕生したのが、豊橋や東三河地域にゆかりのある個人や企業、団体等の登録制度である豊橋市図書館「知の伝道師」です。登録者には、原則無償で自身の持つ知識や情報を講演やワークショップ、展示の監修という形で披露していただいています。

「伝道師」は、その道のスペシャリストが名乗る、一見敷居の高い印象を持たれるかもしれませんが、私たちはもっとフラットに考えています。どんなことでもいい、他の人より一日の長がある幅広いさまざまな知識や情報を、30分～1時間程度図書館で披露していただくだけでもいいのです。というのも、この取り組みは、ひとりひとりが持つ貴重な

知識や情報を地域の財産として後世に継承していくことが目的だからです。

ここからは、簡単に知の伝道師として登録をしてから活動するまでをご紹介します。大きく分けて、①申込書の提出、②申込書の内容に関するヒアリング、③館内で検討、④登録、⑤図書館からの活動依頼、⑥活動、という流れになります。私が立ち上げから担当してきて最も重要視しているのは、②のヒアリングです。ここでは、申込書A4・1枚では測り切れないその人の個性や得意分野の中身を、長い時には2時間近く時間をかけてヒアリングを行います。単に、目を見張る活動歴が欲しいわけではなく、図書館の利用状況や人柄、何といても登録いただく人が持っている知識や情報をどの程度伝えることができるのかといった熱意を見たいのです。単に一過性の付き合いで、イベントや講座をお願いするのではなく、中長期的なつながりを見据え、自発的に、自ら伝えたい、活動したいと手を挙げてくださる方だからこそ、「知の伝道師」の名がふさわしいと考えるわけです。

◆2年の取り組みから～はじまり～

執筆をしている2023年11月段階で、豊橋の伝統産業である帆前掛けや豊橋筆といったローカルなトピックから、美術史やハンドメイド、医療といった趣味・実生活に関することまで多彩な分野の方々にご登録をいただき、「知の伝道師」登録者数は26人(組)を数えます。

ここからは、簡単に2年の振り返



りをしてみます。募集開始の2021年9月当初、市の広報紙や地元新聞などに募集記事が掲載されると、第1号に登録した地元のプロバスケットボールチームをはじめ何組か手を挙げていただきました。登録者によるリレー講座を試行的に行ったのが2か月後の11月。医療や子育てといった生活情報から、地域の伝統や手芸など幅広い分野のコンテンツで開催し、加えて講義やワークショップといったさまざまな手法を試しました。例えば、趣味で“週末養蜂”を行っている方による講座では、スライドや動画、養蜂に使う道具などを用いて、日本の養蜂の実態や講師が行う養蜂の様子を紹介いただき、講座終了後には約半数の方が講師の指導のもと、養蜂を実際に始められました。まさに、人の持つ活きた情報からつながりや交流が生まれるという取り組みの狙いが成就した瞬間でもありました。また、豊橋が日本一の生産地である「帆前掛け」に関する講座では、縫製の実演を行っていただいたほか、関連ミニ展示の開催にあたって素材の提供や帆前掛けにかけられる想いなどを伺うインタビューの対応など、展示監修を行っていただきました。ちなみに、市役所内へ展示開催の情報提供を行ったところ、他部署の職員から「帆前掛けがあったよ」と自宅に眠っていた帆前掛けを快く展示品として提供いただき、思わぬ地域の財産の掘り起こしにもつながりました。

開館110周年イヤーを迎えた2022年



度以降も、登録者数は増えていきます。開館110周年記念事業の一環で、登録者によるリレートークやさまざまな展示監修を依頼しました。豊橋筆や三河港に関することなど私たち図書館職員では提供できない内容を、講師の知識や経験から伝授することで、その世界に足を踏み入れていただくきっかけの提供にもなっていると思います。今年度は、制度開始から2年を迎えた9月に、「知の伝道師」が図書館で行ったそれまでの活動記録を紹介する豊橋市図書館「知の伝道師」活動紹介展を開催しました。また、地域のさまざまな分野の知識や情報を継承していく、そんな機能を担う「知の伝道師」の皆さんの活動を多くの方に知っていただくため、これまでの取り組みをまとめた冊子を公開しています。ぜひ、一度ご覧ください。

<https://www.library.toyohashi.aic.hi.jp/facility/chuou/information/2023/10/post-383.html>



◆自分たちの知を発信する場所～図書館～

豊橋市図書館の新たな役割を担う「知の伝道師」の概要と2年にわたる活動履歴を簡単にご紹介してきました。ここまで読まれて、「知の伝道師」をボランティアや講座の講師と何ら変わらないのではと思われた方も多いでしょう。いいえ、違います。

豊橋市図書館では、この制度に登録者が持つ知識や情報を預けていただく仕組みだと捉えています。先にご紹介したように、登録者の皆さんが、無償にもかかわらず時間と労力をかけて図書館活動に協力していただけるのは、図書館という場を必要だと感じ、またこの制度の目的である知識や情報が地域で継承され続けていくことに賛同していただけているからだと考えます。欲を言えば、理想とするのは、発信する人とそれを聞きにくる人同士が出会い、活きた情報が共有され、交流につながり、そこから更に何かコミュニティが生まれる姿です。そのためにも、私たちは、絶えずこの取り組みの重要性を発信し続けなければならないと思いますし、この記事を読まれた方にも豊橋や東三河にゆかりがあり、趣味や特技を通して得た知識や経験の発信に熱意のある方には、この取り組みをご紹介いただきたいと思います。

今回、紙幅の関係上、この取り組みの「記録」という視点をご紹介できませんでした。これまでの取り組みをどのような形で図書館利用者の方たちに公開していくのか、まだまだ検討すべき課題は多いです。地域には、その道の専門家から趣味として知識や情報を蓄積している方、過去に蓄積して休眠状態になっている方などがたくさんいらっしゃいます。この取り組みを通じて、より多くの分野で人財を掘り起こし、知の集積地である図書館に活字ではない、活きた情報を集め、地域に還元していきたいと考えています。

(やまだ たくみ：豊橋市図書館)
[NDC10：0162155 BSH：豊橋市図書館]

公益社団法人日本図書館協会

2023年度通算第4回 (定時第4回)理事会議事録

日時：2023年12月21日(木)

13:30～15:40

場所：日本図書館協会504会議室。

Web会議

理事現員数：20名

出席理事：20名

日本図書館協会504会議室 12名：植松貞夫(理事長)、鈴木隆(副理事長)、海老根裕(専務理事)、岡部幸祐(専務理事兼事務局長兼出版部長)、植村八潮(常務理事)、曾木聡子(常務理事兼総務部長)、成瀬雅人(常務理事)、平形ひろみ(理事)(以下同じ)、小川俊緒、高橋恵美子、深水浩司、関根美穂

Web参加 8名：杉本重雄(常務理事)、山本昭和(理事)(以下同じ)、巽照子、末次健太郎、角田裕之、清水俊治、本木正人、久野高志

監事現員数：3名

出席監事：2名

日本図書館協会504会議室 1名：中山勝文

Web参加 1名：中山司朗

欠席監事 1名：松本香

*

1. 開会宣言

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長(以下「事務局長」という)より、開会が宣せられた。

2. 会議成立要件の確認

事務局長より、会場及びオンライン上の画面で本人の出席を確認し、開会時点で理事20名中18名(うちWeb参加7名)が出席しているとの発言があり、定款第43条に基づく定足数を満たしているため、会議の成立が確認された。

3. 理事長挨拶

植松理事長(以下「理事長」という)より、挨拶があった。

4. 議事録署名人の選出

理事長より、定款第46条第2項に基づき、出席理事のうち本木理事を議事録署名人として選出したい旨提案があり、同理事を異議なく選出した。

議 事

第1号議案 2023年度通算第2回(定時第2回)代議員総会の開催について

事務局長より、資料に基づき説明があった。今年度第2回の代議員総会は、2024年3月14日(木)13時から、当協会2階研修室にて開催する。11月22日(水)第6回常任理事会では、オンライン上での議決権行使を可能としたハイブリッド出席型での開催を提案したが、常任理事会での意見を踏まえ、ハイブリッド出席型での開催は、2024年度第1回からとし、今回はこれまで同様にオンライン(傍聴のみ)を併用したハイブリッド参加型での開催をしたい。代議員総会のハイブリッド出席型での開催については、公益法人協会及び顧問弁護士事務所にも相談し、基本的に可能であることを確認しているが、停電等の緊急時対応、議決権行使の方法等についてのルール化の他、規程等の改正、また機材等の整備も必要となることがわかったため、今年度中にその準備を行いたいと考えている。代議員総会において代議員の意

向を確認した上で、来年度第1回の代議員総会をハイブリッド出席型での開催としたい。

なお、議題については、現時点で想定されるものを記載しているが、次回の理事会までの審議の進捗により適宜変更する予定である。また、オンラインで傍聴の代議員の議決権行使については、事前の書面決議によるか委任状によることとする。

質疑や意見の確認の後、18名の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

高橋：第6回常任理事会から提案が変わった点について、何が要因であったのか。

事務局長：規程の改正も行い、万が一にも代議員総会が成立しないという事態を避けるため、丁寧な準備が必要であるための変更である。

*ここで、深水理事、巽理事が入室

第2号議案 代議員定数等検討委員会報告書(最終補訂版)について

事務局長より、説明に先立ち資料6ページの「敬意」は「経緯」の誤りであると誤植の訂正があった後、資料に基づき説明があった。

理事会からの指摘事項への対応のうち、「代議員の定数について：「70名以上100名以下」とする理由・根拠についての記述を補強していただきたい。」については、説明が追加されている。「第13条第3項 最低得票数3票について」は、顧問弁護士からの意見を踏まえ、「報告書や定款等の案の修正は行わない。」とされている。「海外居住会員の選挙区について

て」は、代議員選挙規程（以下「規程」という）改正案を修正し、以前の居住地・職場の所在地なども選択できるようにされている。規程第19条の改正案で「同選挙区から他の候補者がいない場合は、推薦された立候補者に対する投票は行わない。」が削除されたことについては、規程案に一部追加して復活させている。「個人・施設・団体選挙区間一票の格差について」は、報告書に記述が追加されている。「誤解を招く可能性のある記述について」は、記述の修正が行われている。「団体会員の問題について」は、報告書の該当部分を修正するとともに、規程に追加されている。「団体会員の問題については、協会としてどのように考えるのか、今後十分な検討をする必要がある。根本的な在り方については今後の理事会の検討に任せることになる」とした上で、規程案には、団体会員の代議員選挙がスムーズに行え、代議員が途中で退任する場合の取り扱いについて盛り込まれている。最後の「8. 終わりに」の文章も修正されているほか、委員会の期限延長に伴う文章の修正が行われている。

定款の改正案については、第13条では第1項、第3項の改正であり、第3項は顧問弁護士の提案を受けて修正されている。第14条では「資格喪失」についての追加、第15条では「補欠の代議員」に関しての追加となる。規程については、定款改正に平仄を合わせる修正のほか、第4条3項の修正、第13条の「選挙管理委員会の業務」についての改正、第19条「施設等選挙区の特例」に関する箇所の修正、第25条第4項の修正などとなっている。

＊ここで、中山（司）監事が入室
理事長：本報告書を受理した後、定款及び規程の改正案については、今後さらに理事会で詰めていくことになる。3月の代議員総会で代議員の意見を伺い、できるだけ早い時期の代議員総会で改正する流れになる。来年度中には改正できるよう進めた

い。
全員の賛成により受理された。

■報告

報告 1 代表理事及び業務執行理事の業務執行状況について

事務局長より、資料に基づき、7月27日から11月22日までの代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について説明があった。

報告 2 2023年度予算の上半期中間決算について（4月～9月）

事務局長より、資料に基づき説明があった。この資料は9月末の中間決算である。流動資産の現金預金は、昨年度に比べて若干増加はしているものの、未収金が減少し、未払金が増加しており、実質的には昨年度に比べて約350万円の減である。負債の部については、長期借入金、リース債務について着実に返済を進めている。

経常収益計では、昨年度に比べて約500万円の減となっている。会費収入は約190万円の減である。事業収入では、研修事業収益、出版事業収益が減となっている。資料交換参加費収益は、昨年度比で減とはなっているものの、下半期で昨年並みに追いつくことが推測される。

経常費用計では、昨年度比で約360万円の増である。給料手当が増となっているが、これは、定期昇給分及び残業代の増によるものであり、当初の予算において想定していたものである。支払負担金も増となっているが、全国図書館大会の負担金の支出時期が昨年度より早くなったことに伴うものであり、通年では予算どおりの見込みとなっている。

全般的に収益については、引き続き前年度より減ることが想定され、現状では最終決算の黒字化は難しい状況とはなっているが、下半期の事業支出等の節約に努め、少しでも黒字に近づくように努力したい。

理事長：来年度中には、今後10年程度を見据えた財務を中心とした中長

期計画を立案することで現在作業を始めているところである。

報告 3 2023年度災害等により被災した図書館等への助成の審査結果について

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）より、資料に基づき説明があった。宮城県、秋田県、福島県、福岡県、沖縄県の5県、22機関から申請があり、12機関の助成先を決定した。なお、助成総額は図書館災害への指定寄附金等を原資とする288万円である。現在、執行各機関で手続きを進めている。

次に、JLA 図書館災害対策委員会委員長の末次理事より報告があった。近年も大きな災害が続いており、また、東日本大震災からの復旧・復興にまだ至っていないところもある。そうしたところから申請をいただいて、資料にある評価方法を元に審議・審査をさせていただいた。ただ今回、審査をするにあたって課題となったのが、申請書1枚の資料のみで判断をしなければならず、被災状況をいかに読み取るかが難しいという点である。今後、審査の内容及び申請の方法等を検討していく必要があると考えている。今後も、被災して苦しんでいる図書館へ協会から少しでも手を差し伸べられたらと思う。引き続きご支援をお願いしたい。（主な意見など）

高橋：学校図書館からの申請が増えているようだが、一方で、助成の対象にならなかった機関としても学校図書館が多く感じる。何か要因があったのか。

副理事長：公益社団法人全国学校図書館協議会にもお知らせをしたため、その効果が一定程度あると思われる。また、実際に助成を受けた学校の学校司書の方から、他の学校にもお知らせいただいている。

末次：申請書の書き方にもかなり差があった。学校司書の方がお一人で頑張っているところもあり、申請書の作成が難しいという側

面もあったかと思う。

理事長：一ツ橋総合財団やチャリボン等を通して、災害対策へのご寄附をいただいていることに改めて感謝を申し上げる。

報告4 2024年度 役員会・代議員総会日程について

副理事長より、資料に基づき説明があった。例年通り、理事会年4回、常任理事会年8回、代議員総会年2回、で作成している。

12月の最終木曜日が仕事納めの前日にあたってしまうため、12月の理事会は12月19日に変更することとした。

報告5 研修室の音響設備等の更新について

事務局長より、資料に基づき説明があった。第1号議案で説明したとおり、ハイブリッド出席型で代議員総会を開催するにあたり、2階研修室の音響設備等をオンライン会議に対応したものに更新したいと考えている。経理規程では100万円を超える契約については理事会への報告が必要とされている。場合によっては100万円を超える機器更新となる可能性もあるため、事前にご報告させていただく。更新内容については、既存設備の活用を前提に最小限の更新に留め、見積合わせによりできるだけ支出を抑え、また、機器更新作業で研修室利用に支障が出ないようにしたい。

*ここで、角田理事退席

報告6 書店・図書館等関係者における対話の場について

事務局長より、資料に基づき説明があった。自民党の「街の本屋さんを元気にして、日本の文化を守る議員連盟」（以下「書店議連」という）の第一次提言に端を発する、「書店・図書館等関係者における対話の場」が10月3日に第1回、10月30日に第2回をいずれもWeb開催している。

第1回では、互選により、日本大

学の大場博幸教授（JLA出版流通委員会委員長）が座長に選出され、座長指名により、一般財団法人出版文化産業振興財団専務理事の松木修一氏と、自分が副座長に就任した。構成員には、本協会から、自分のほか、植村常務理事、曾木常務理事兼総務部長、成瀬常務理事が参加している。松木氏から書店をめぐる状況について、自分から図書館を巡る現状と課題について、大場教授からご自身の研究に基づく図書館の所蔵や貸出が書籍の売り上げに与える影響について、報告があった。

第2回では、まず3人からの発表後、意見交換を行った。株式会社久美堂代表取締役社長の井之上健浩氏からは、書店と図書館の連携に関して、図書館の予約本の受け取りサービス等の事例報告があった。札幌市役所まちづくり政策局政策企画部プロジェクト担当部長・札幌市中央図書館調整担当部長の浅野隆夫氏からは、公共図書館の現状に関して、札幌の図書・情報館の試みや、その他新しい図書館のあり方を実現するような取組みを行っている図書館について、紹介があった。松木氏からは、書店の在庫の検索システムについて、株式会社カーリルが運営している全国の図書館の横断検索のようなイメージで、全国の書店在庫の検索ができるシステムの試みについての発表があった。

これらを踏まえての議論では、この対話の場の構成員でもある植村常務理事から、「そもそもの『対話の場』の問題になっている『複本』のことや、出版社からかねてより指摘されている新刊本の貸出猶予、文庫本の所蔵等の議論から、『図書館は本の売り上げに影響を与えているのだから、せめて売り上げに貢献するべき』という論理になりかねない懸念があり、そうならないようにするためにも、複本等の議論は一度確実に『凍結』するべき」という提案がなされた。それを受け、この問題に対する対話の場における共通理解のもと

に、その議論を一度凍結するというような形にした上で、書店・出版社・図書館の連携を検討していくという方向が確認された。

今後は、第3回を2024年1月、第4回を3月に開催予定である。「対話の場」の資料、議事要旨については、協会ホームページからもご覧いただける。

〈主な意見など〉

植村：「凍結」というと一時的と思われるそうだが、私としては「永久凍土」のつもりで発言した。こうした議論は20年前から言われてきたことであり、同じことを言うのはもうやめまじょうということ、次回ではっきりさせたい。図書館も書店の売り上げに貢献できるという論点になっていたことが非常に気になった。

曾木常務理事兼総務部長（以下「総務部長」という）：今村氏から、書店で注文したものを図書館で受け取ることができないか、という提案があったが、図書館が書店の役割をそこまで果たすべきなのか、少々違和感があった。また、井之上氏の発表では、書店が図書館の窓口になっているという話があったが、こうしたことは公共図書館がもっと取り組むべきだとも感じた。植村常務理事がおっしゃったように、書店の売り上げを伸ばすために図書館が協力をするという視点になっている点は気になった。

成瀬：私は出版界の代表という立場で参加している。植村常務理事が「凍結」とおっしゃった意見には賛成である。一方で、大場教授が、ベストセラー作品においては図書館の貸出がわずかでも売り上げに影響していると発表された点については、「すぐに出版界が図書館側に文句を言う」という一般論だけにとどまらず、「売り上げにわずかでも影響がある」ということを事実として、図書館界でも理解し、認識していただきたい。だからと言って、図書館でベストセラー本を買わない方が良いということではないが、その認識を持った上

で、選書等を行ってほしいと願っている。

高橋: 12月13日に図書館政策企画委員会があった。委員会では、毎回簡潔に、理事会の報告を行っており、委員の皆さんはこの件についてすごく関心を持っている。第2回「対話の場」の議事録がまだ公開されていないようだが、いずれ公開はされるのか。

事務局長: 現在内容を確認中であり、後日公開する予定である。

植村: 先ほど成瀬常務理事がおっしゃった「図書館の貸出が書店の売り上げにわずかでも影響がある」という点について、現在のところ、おそらく大場教授の研究成果を超えるものはなく、これは図書館側でも認めて良いと思うし、これを議論の機会にした方が良い。感情論での議論は避けるべきである。

総務部長: ベストセラーに影響があるというのはその通りだと思う。しかし、図書館も何もしていないわけではなく、予約受付件数の上限を定めることや、利用者にも自身の予約や貸出状況の管理をお願いしている。何より、年々資料費が減っていることが大きく、今や複本を多数買う余裕がないというのが現状である。しかしながら、図書館側も「図書館は悪くない」と言い続けるのではなく、いかに書店と共存していくかを考えるきっかけになれば良いと思っている。

巽: 地元の書店を大事にするということを考えなければならない。入札で大手の書店や取次を利用するケースが多く、地元の書店がどんどん廃業している。図書館は、まちづくりの一環としても、地元の書店を活性化しながら共存していったほしい。以前はよく「図書館が栄えれば、まちの本屋も栄える」と言われたことがあるが、そういった図書を購入するしくみについても考えていく必要があると思う。

成瀬: その通りだと思うが、現状では、地元の書店に発注しようとする

と、入札で大幅な値引きがあったり、装備もやらなければならないかったりして、大半の書店は対応できない。ただ単に小さな書店を優先するということだけではなく、入札、値引き、装備の問題も考えていかなければならない。このことは、第3回以降の「対話の場」のテーマにしたいと思っているが、書店議連の提言に従うと文部科学省省マターではなくなってくる。

事務局長: その点について、第2回でも書店経営者から発言があり、通常の書籍の販売の平均的な利益率は22~23%であるのに対し、装備をして図書館に納品した場合、定価での販売でも7~8%と利益率が下がる。装備をせずに納品する、装備については別に経費を負担するなど検討が必要であるが、その問題については、書店議連の提言においては公正取引委員会や経済産業省省マターになると整理されている。文部科学省が関与している今回の対話の場では、現在のところ正面からは取り上げないというスタンスになっている。**巽:** 実際に、滋賀県、鳥取県では、書店組合から納品という例もあり、装備まで含めて定価で納品されている例もあると思うので、引き続き検討をお願いしたい。

理事長: 装備できる人をどう育てるかという問題もある。書店・図書館等関係者における「対話の場」であるが、これまでのところは、出版社・図書館等関係者の「対話の場」となっており、書店の問題については、第3回以降に議論がされるものと思っている。また、出版と図書館ということでは、1980年に日本図書館協会が「図書館員の倫理綱領」を定めており、第12に「図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。」とある。出版の自由を守ることは、表現の自由、利用者の知る自由につながり、図書館が多様な資料を購入することによって、出版文化を支え、文字・活字文化を維持するという考え方で

ある。この倫理綱領もご覧いただきたい。なお、これまでの「対話の場」の資料や議事要旨等については既に公開されているので、協会ホームページ等を通してご覧いただきたい。**平形:** 最近書店を回っていて気になるのは、地方出版物が書店の店頭から消えていること、そして、河北新報社など地元の企業が出版事業から撤退していて、これまで入手できていた資料が入手できないということである。多種多様な出版物が、地方においては入手しにくくなってきている実態が顕著になってきていると感じる。図書館の役割としては、消えゆく出版物、出版社などについて、先ほどの倫理綱領に書かれていることは非常に大事なことである。「何でも読める」「情報を入手できる」ということに対して、今の地方の実態は図書館にとっても非常に厳しいと思う。レファレンスをする際には非常に大事であった地方の資料も廃刊等ではなくなっている。経済も立ちゆかなくなってくる中、続けていくのは難しいのかもしれないが、情報は、紙を使わずに流通していくのか、電子で残っていても、十分に流通し利用されるのかということも含めて、「対話の場」のテーブルで話すことではないかもしれないが、これからの地域の文化が消えていかないうに、なんとかできないものかと思う。

山本: 全体のこの話の趣旨が、書店を守る・存続させようという意図があると思うが、本の売り上げを増やそうとしているのか、ローカルな書店をたくさん残したいのか、都市部の大規模な書店で全体の売り上げが伸びれば良いのか、曖昧になってきているように感じる。

理事長: 参加されている委員の思いはそれぞれあると思う。書店全体の売り上げを伸ばしたいという観点もあるだろうし、小さな書店を残したいという意見の方もいらっしゃると思う。

報告 7 第109回全国図書館大会岩手大会について

副理事長より、資料に基づき説明があった。11月16日～17日の2日間にわたり岩手県盛岡市で開催した。1日目の開会式では、オープニングアトラクションで岩手県立不來方高等学校の合唱があり、素晴らしいかった。残念ながら国立国会図書館館長のご出席がかなわず、関根理事にごあいさつを代読いただいた。開会式の後、建築賞・基調講演・懇親会を行った。懇親会ではさんさ踊りがあり、見ごたえがあった。2日目には14分科会を二つの建物で行った。協賛展示ブースが二つある分科会会場のうちの一つの会場の別フロアにあったため来場者数が心配であったが、たくさんの方にご覧いただき、結果的に好評だった。現在、大会記録の編集を進めており、そこで最終的な来場者数等の数字が出てくる予定である。また、録音録画については、承諾を得られた発表についてご覧いただけるように調整をしているが、録画作成には経費がかかり、その負担については、大会実行委員会だけではなく、今後理事会でご相談させていただく可能性もある。参加者収入については、県内、県外ともに想定を下回った。また、大口で協賛いただいた企業については、懇親会でご紹介をした。

報告 8 第110回全国図書館大会長崎大会について

副理事長より、資料に基づき説明があった。Web配信で、一部対面方式を検討している。県立図書館の所在する大村市では大規模な大会を開きにくく、長崎県庁を使用しての開催を検討している。公共図書館、大学・短大高専図書館、学校図書館の三つの分科会は長崎県担当で対面式での開催を予定している。そのほかの分科会はWeb配信の予定。きちんと配信できるように準備を進めたい。開催日については、11月30日、12月1日でほぼ決定した。また、記

念講演の澤田瞳子氏は図書館でもボランティア活動等をされており、図書館との関わりも深い方である。全体会では、これまでも行ってきた建築賞の表彰式に加え、認定司書の認定証交付式も検討している。

〈主な意見など〉

末次：来年が長崎大会ということもあり、今年の岩手大会はすべてのスケジュールに参加させていただいた。「災害と図書館」の分科会を担当したが、参加者の皆さんが非常に高い意識を持っていたという印象がある。全国大会は、長崎県だけの対応は難しい部分もあるだろうと思う。九州沖縄地区では、毎月代議員で話し合いを行っており、大会では認定司書にも呼びかけるなどの意見交換をしている。オール九州沖縄という形で準備に協力できればと考えている。

深水：大会のWebページはいつ頃からスタートするのか。

鈴木：協会ホームページには常に大会のページがある。そこに情報を追加していく。

報告 9 その他

○会員数の現状について

総務部長より、資料に基づき報告があった。11月末現在の会員数は、個人会員が2,604名、施設等会員が2,147組織、正会員は合計4,751である。昨年同月比では、約50の減である。ただ、9月の理事会以降でわずかに増えた県もある。全国図書館大会や研究集会、図書館基礎講座等を行った地域を中心に新規入会がある。会員数の増加があった地域は、北海道、青森、宮城、山形、茨城、埼玉、東京、神奈川、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、福岡、長崎である。各地の代議員の活躍もあると思われる。また、準会員が4名増えていることも顕著である。準会員は学生なので、図書館情報学の教員の方々からの紹介もあると思われる。卒業後の仕事につなげていただき、会員を継続していただけるよう、協会か

らも支援を検討する必要があると思う。

理事長：以前から課題に挙がっていた会員種別等の見直しについては、現在検討中である。

○顧問・参与の就任について

理事長より報告があった。第3回理事会において承認をいただいた顧問・参与候補の方々に個別に連絡をし、お願いをした結果、以下の4名の方に就任の承諾をいただいた。

顧問：塩見 昇

森 茜

参与：山本 宏義

西野 一夫

なお、今岡子氏、酒川玲子氏には、ご体調を配慮し、就任の依頼を送った。

○2023年度第2回部会長委員長会議について

理事長より報告があった。1月22日(月)18時より開催予定で日程調整している。

○学校図書館部会部会報について

高橋理事より報告があった。コロナ前の理事会・常任理事会は会場開催のみだったため、部会報を毎回配付していた。オンライン開催になったことで配付を見合わせていたが、そろそろ、以前の形に戻したい。本日は、8月発行号を会場の皆様にお配りした。オンライン出席の皆様には、協会ホームページの学校図書館部会のページよりご覧いただける。また、夏季研究集会の報告についても、完成後の理事会または常任理事会でお配りしたいと考えている。

○学校司書と司書教諭の議論について

高橋理事より報告があった。「令和6年度予算における図書館関係地方交付税について」の要望書の中で、7月21日の常任理事会、9月28日の理事会でかなり時間をかけて議論をしていただいたが、業務執行理事が学校図書館の現在の状況について理解されていないために、今回のような発言をされてしまうのだと感じた。以前にも、2013年に塩見理事長

体制から森理事長体制に変わった際に、やはり執行理事が学校図書館について詳しくなかったため、理事長・副理事長を含めた理事のための「学校図書館についての非公式な学習会」を月1回開催していた時期があった。今回も、10月、11月の常任理事会の後に、学校図書館部会から1～2名が参加して説明会を行った。学校図書館部会が一番問題にしているのは、協会の執行部の「司書教諭を専任で配置する」という発言である。先述した学習会の後に立ち上がった「学校図書館職員問題検討会」は、理事と図書館情報学教育部会、学校図書館部会で構成され、いわば図書館業界の組織として、検討・意見発表・報告書作成等を行ってきた。その見解あるいは報告書の中では、一言も「司書教諭を専任で配置する」とは言っておらず、協会の公式見解として発表しているものの中で触れてこなかった。また、今回の件について、学校図書館部会の主張に対しての誤解があるようで、学校図書館部会は司書教諭を責めているわけでも、必要ないと考えているわけでもない。また、11学級以下の学校にも司書教諭の配置を求めることや、司書教諭の授業時間数を軽減してほしいという点については、学校図書館部会も賛成している。ただ、司書教諭の配置に関しては予算措置の必要がないし、文部科学省が発表している「学校図書館図書整備等5か年計画」の中でも、学校司書の配置の項目はあるが司書教諭については書かれていないこともあり、今回の財政措置に関する要望の内容としては、司書教諭についてはふさわしくないと考えているということ、を、再度申し添える。

○学校図書館法公布70周年にあたり学校図書館部会の見解について

高橋理事より報告があった。学校図書館法公布70周年ということで、各団体からアピール等が出ている。学校図書館部会でも、11月26日の部会幹事会で学校図書館法公布70周年

についての見解をまとめ、部会報に掲載するため現在準備中である。

○司書職における正規職員の設置について

巽理事より報告と提案があった。現在、司書職のうち非正規職員が7割を超え、正規職員が失われつつあることに対して、図書館問題研究会が昨年、「図書館法を改正して公立図書館に司書の必置を求めます」というアピールを出した。「司書の必置」をより明確にするよう、図書館法の改正を求めるものである。この件について、日本図書館協会としても検討をお願いしたい。先日開催された図書館政策企画委員会では、この件に関して議題にはなったが、具体的に何をしたら良いかわからない、という話になっていると聞こえてきている。やはり日本の図書館の中で日本図書館協会が要になると思うので、「司書の必置」について、図書館政策企画委員会で検討していただくのか、あるいは別の機会を設けて検討するのか、いずれにしても検討していただきたい。

〈主な意見など〉

高橋：昨日、非正規雇用職員に関する委員会が開かれた。当委員会は現在、図書館友の会全国連絡会・学校図書館問題研究会・はむねっと等の図書館関連団体や研究者に呼びかけて情報交流を行っており、10月に第1回の会合を開いている。昨日の委員会では、本件についてのどの委員会が扱うのかという点について、図書館政策企画委員会は現在「公立図書館の任務と目標」についての検討を中心に行っており、非正規雇用職員に関する委員会の方が協会の受け皿としてはふさわしいのではないか、という意見が出ている。

巽：いずれにしても、図書館の職員問題に取り組んでいただければ嬉しい。

理事長：承る。非正規雇用職員に関する委員会のメンバーも含めた検討とするか、図書館政策企画委員会とも連絡し検討したい。

*

閉会宣言

理事長より、閉会が宣せられた。

公益社団法人日本図書館協会2023年度
通算第4回（定時第4回）理事会配付資料

- 資料1 2023年度通算第2回（定時第2回）代議員総会の開催について（案）（掲載省略）
- 資料2 代議員定数等検討委員会報告書（最終補訂版）（本誌 p.166-173）
- 資料3 最終補訂版に向けた報告書修正箇所と具体的修正内容（掲載省略）
- 資料4 代表理事及び業務執行理事の業務執行状況（掲載省略）
- 資料5 2023年度予算の上半期（4月～9月）中間決算書（掲載省略）
- 資料6 2023年度災害等により被災した図書館等への助成の申請に係る審査結果について（掲載省略）
- 資料7 2024年度 役員会・代議員総会日程について（掲載省略）
- 資料8 集会室音響設備等の改修案（掲載省略）
- 資料9 書店・図書館等関係者における対話の場議事次第（第1回、第2回）（掲載省略）
- 資料10 第109回全国図書館大会岩手大会について（掲載省略）
- 資料11 第110回全国図書館大会長崎大会第1回準備委員会資料（掲載省略）
- 資料12 会員数一覧（掲載省略）

公益社団法人日本図書館協会
代議員定数等検討委員会
報告書（最終補訂版）

公益社団法人 日本図書館協会
代議員定数等検討委員会
2023年9月30日

1. はじめに

公益社団法人日本図書館協会の代議員制度は、2014年の公益法人移行時に、従来の評議員制度に代わり導入されたものであるが、その選出方法は一貫して会員の望まれる方式で行われてきたといえる。

ところが、2019年6月に出されたコンプライアンス再建検討委員会報告書によると、代議員数は会員100名に対して概ね1人という定款が定めている規定と大幅に乖離して、定款違反状態に陥っているという指摘を受けたことにより、問題が表面化した。

本法人ではその対応として、ワーキンググループによる検討を行い、その報告に沿って一旦は定款第13条第1項に「選挙区ごとに」という文言を加える方法で定款改正を行い、問題を解決しようとした。

ところが、監事からその方法は「法律上の疑問があり、反対である。」という指摘を受けたことで、再度対応策を検討することになった。

この間の急な方針変更は、会員に不信感や戸惑いを与えることとなり、協会のイメージ低下にもつながっている。

現在図書館をめぐる課題は多様化し、日本図書館協会が果たすべき役割が増大している。そのためにも会員を増やすことによる組織基盤の強化も求められている。このような中で、一日も早くこの問題の解決を図り、本来の日本図書館協会の役割を会員全員で協力して果たすことができるよう、強く願うものである。

2. 委員会設置の経緯と目的

(1) 委員会設置までの経緯

いわゆる、本法人における映像資料問題への対応として2018年5月理事会により設置された「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証委員会」からの提言を受け、2019年4月理事会で「コンプライアンス再建検討委員会（以下「再建検討委員会」という）」が設置された。

2019年6月に出された再建検討委員会の報告書の中で「現在、代議員数は会員100名に対して概ね1人という定款の規程と大幅に乖離しており、定款違反状態に陥っている。」という指摘がなされた。さらに、その是正には、

「現行定款に従って代議員定数を減じるか、現状の代議員定数が適正なものとなるように定款の改正を行うかのいずれかの対応が考えられる」とされた。

この再建検討委員会の指摘を受け、2020年9月理事会により「公益社団法人日本図書館協会定款第13条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ（以下「WG」という）」が設置された。

WGは、2021年5月に報告書を提出し、5つの提言を行った。提言1は「個人会員の選挙区の在り方について」示すものであり、定款第13条の変更が提案された。具体的変更案は、定款第13条第1項に「選挙区ごとに概ね100人に…」という、「選挙区ごとに」を挿入する内容であった。

その報告を受け、2021年6月10日の代議員総会において、当時の小田理事長から、「9月ごろ、臨時の代議員総会を開催して定款変更を行い、それに基づいて来年3月の代議員改選選挙を行いたい」との説明があった。代議員総会はその方針で一旦は落ち着いた。

ところが、その頃（2021年5月の理事会終了後と6月の代議員総会終了後）、中山監事から、提言1について、定款の変更は再考を願いたい旨の申し入れがあった。正式には、2021年7月の常任理事会において、「今般のWGの報告の内容となっている定款変更案については法律上の疑問があり、反対である」との指摘を受けた。

2021年6月の代議員総会后に新たに発足した新執行部はこの問題の協議検討を進め、6月24日の前理事長との引継ぎ及び運営会議において、WGの提言1については代議員総会（臨時）への提案を見送ることとした。合わせて、代議員に対して、植松理事長から、方針を変更し臨時代議員総会も開催しない旨の説明がなされた。

結果、代議員の選出方法等については、現執行部任期中に意見集約を図るため、「代議員定数等検討委員会（当時仮称）」を設置し、定款または代議員選挙規程の改正を図ることとし、もって本委員会が設置された。

(2) 委員会の目的（公益社団法人日本図書館協会代議員定数等検討委員会規程から）

委員会の目的は、第2条で「委員会は、定款第13条に関する代議員定数等の課題を検討し、改善策を示すことを目的とする。」となっている。

さらに、第3条（任務）として以下のことが示され、これらのことを検討して理事会に報告するとされている。

- (1) 定款第13条に関する代議員の定数の在り方
- (2) 前号に関する代議員選挙規程の在り方
- (3) その他 定数等の関する重要な事項

(3) 委員会設置期間の延長について

委員会の任期は当初2023年3月31日までとなっていたが、特に定款や選挙規程の修正について専門家の助言を

もらいさらなる検討を続ける必要がある等の理由により、理事長に対して設置期間の延長を願い出た。その後、同年5月25日の理事会の承認を経て、4月に遡って2023年9月30日までの期間延長が決まった。また、理事長から併せて検討してほしい事項について提案があり、その回答も本報告書に盛り込んでいる。

3. 委員会の構成、検討経過

(1) 委員会の構成、委員名簿

委員会の構成員は、それぞれから推薦または立候補による、常務理事2名、理事2名、各ブロック6名、部会団体6名、公募3名で構成され、計19名となっている。併せて事務局が2名いる。なお、委員会の期限を6か月延長することに伴い、一部の委員が継続できずに2023年3月31日で退任した（氏名の後に「*」で表示）。以下は、氏名（選出母体）。

高橋正名*（業務執行理事）
 成瀬雅人（業務執行理事）
 山本昭和（理事）
 深水浩司（理事） 副委員長
 中沢孝之（北日本ブロック）
 大石豊（関東甲信越静岡ブロック）
 小曾川真貴（東海北陸ブロック）
 佐野真奈美（近畿ブロック）
 天野奈緒也*（中国四国ブロック）
 山本みづほ（九州沖縄ブロック）
 堀渡（公共図書館部会）
 加藤さつき（大学図書館部会）
 松尾昇治（短大・高専図書館部会）
 鳴川浩子（学校図書館部会）
 後藤綾野（専門図書館部会）
 福富洋一郎（団体）
 佐藤聖一（公募） 委員長
 三村敦美*（公募）
 井上勝（公募）
 岡部幸祐、磯田夏実（事務局）

(2) 検討概要

委員会は2022年7月4日から2023年9月27日にかけて計14回の会議を、直接参加とオンラインで開催した。また、必要に応じて関係者を招聘して発言を求めた。

会議の日、主な検討テーマ、参加委員数は以下の通り。（詳細は委員会 Web サイトを参照 <https://www.jla.or.jp/committees/tabid/983/Default.aspx>）

第1回：2022年7月4日「委員会の目的を確認し、運営体制を構築する」委員17・事務局1・その他3

第2回：2022年8月5日「この問題に関する今までの経

緯を確認する」委員17・事務局1・その他4

第3回：2022年9月12日「定款改正提案への中山監事の
見解と、代議員の役割」委員18・事務局2

第4回：2022年10月20日「代議員選出の現状と、個人選
出代議員の選出方法の在り方」委員17・事務局2

第5回：2022年11月17日「施設選出代議員の在り方と選
出方法」委員18・事務局1

第6回：2022年12月15日「代議員の定数とその記述方法」
委員15・事務局1

第7回：2023年1月11日「定款第13条等の改正内容と、
その方法」委員17・事務局2

第8回：2023年2月1日「定款と選挙規程との関係と変
更案」委員17・事務局2

第9回：2023年2月28日「残された課題、定款変更案」
委員15・事務局2

第10回：2023年3月28日「報告書の確認、委員会からの
所見、今後について」委員19・事務局2

第11回：2023年7月4日「委員会設置期間延長の経緯、
理事会からの追加検討項目の確認」委員13・事務局2

第12回：2023年7月26日「理事会からの追加検討項目の
検討、代議員の最低得票3票問題」委員15・事務局2

第13回：2023年8月31日「顧問弁護士からの意見とその
検討、団体会員について」委員14・事務局2

第14回：2023年9月27日「定款・選挙規程最終案の検討、
報告書修正内容の確認」委員14・事務局2

4. 定款13条と代議員の選出方法に関する問題の本質と 経緯

(1) 定款第13条と代議員選挙規程の齟齬

定款第13条（代議員）ではその第1項で「この法人に
代議員を置く。代議員は、概ね正会員100人の中から1人
の割合をもって選出されるものとする（小数点以下の端
数が生じた場合は、原則として切り上げる）。」となっ
ている。さらに、第3項で「3 代議員を選出するため、
正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うた
めに必要な事項は理事会が定める。」となっている。

これをそのまま解釈して、例えば2022年12月31日現在
の会員数で代議員数を算出してみる。

個人会員 2,671人→代議員27人

施設会員 2,136人→代議員22人

団体会員 16人→代議員1*

*厳密には団体会員の算出はやや異なる。

ところが、現状の代議員定数を見ると、個人会員選出
60人、施設会員選出24人となっている。

この定款から割り出す数字と現状の代議員数に隔たり
がある。

では、なぜ現状がこうになっているかというところ、
代議員選出の具体的方法は「代議員選挙規程」ではほぼ決
められているが、その算出方法が定款のそれと異なるか

らである。ただし、公益法人移行時の代議員数は選挙規
程と定款に大きな隔たりはなかった。その後、会員数の
減少が主な理由となって、隔たりが生じたものである。

なお、代議員選出のルールを選挙規程で決めているこ
とは、定款第13条第3項「代議員選挙を行うために必要
な事項は理事会が定める。」に根拠がある。また、代議員
選挙規程は規程類にあたるので、定款第40条（理事会）
第2号で「規則の制定、変更及び廃止」は理事会の権限
（専決事項）となっている。

このように、選挙区や選挙区ごとの定数等の重要な事
項がほぼすべて選挙規程で決められているため、実質理
事会によって変えられるようになっていることも問題で
ある。

ところで、内閣府の公益認定等委員会による『公益認
定のための「定款」について』に、「代議員制を採用する
場合には、定款の定めにより、次の事項を満たすことが
重要です。」として以下の記述がある。（一部抜粋）

①「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、
任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められてい
ること

②「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及
び理事会から独立して行われていること

このように、定款で定められている（はずの）代議員
の数と、選挙規程で決められている実際の代議員数に大
きな違いがあるため、それを齟齬があるとしているので
ある。しかも、実質的に代議員の数や選挙区等を選挙規
程つまり理事会が決められるルールになっていることが
大きな問題となる。

(2) 公益法人移行時の代議員選出方法に対する考え方

この代議員の選出方法は、2014年の公益法人移行時に
決められたものである。その考え方は、「定款と選挙規程
を合わせて運用する」というものであった。

当時もっとも重要視されていたことは「公益法人に移
行する」ということであり、それはかなりハードルの高
いことであり、なるべくスムーズに移行することが第1
の目標であった。しかも、公益法人移行の多くの課題を
短時間に解決しなくてはならなかったこともあり、内閣
府から提示されていた「定款サンプル」をなるべく活用
するように努めていた。

そこで、定款第13条1項にある「概ね100人の中から1
人」という表現が生まれる。

会員が個人会員のみであれば、それでも代議員定数は
決まる。しかし、本法人の場合は個人と施設団体の二つ
の会員種別があるため、そう単純にはいかない。そこで、
定款と選挙規程で合わせて運用するという手法がとられ
た。

(3) 再建検討委員会からの指摘事項とWGの対応策

再建検討委員会では、(1)であげた定款で定められている代議員の数と、現状の代議員数に大きな違いがあり問題ではないかと指摘したものである。また、公益法人移行時に比べて会員数が減少してきていることが理由となり、代議員数の齟齬が顕著になってきていた。

この問題を解決するためにWGでは前述のように、定款第13条第1項に「選挙区ごとに」を入れることで解決しようとした。確かに、代議員100人に1人というルールは、全体ではなく、選挙区ごとのルールである。現状に合わせた修正提案であった。WGでは当時の顧問弁護士の助言もいただいて、このような修正提案を作成した。

(4) 中山監事からの指摘の意味

このWGの方法で定款を変更しようとした時に、中山監事からの反対意見が出された。臨時代議員総会の開催まで予告され、また執行部の交代もあり、関係者から疑問が出されたが、監事の指摘は結果として適切な内容であった。

中山監事からの指摘事項は次の通り。

- ①(この方法だと)定款上で代議員の人数が定まらないことになるのが法律上問題である。理事会で代議員の人数が決められることになってしまう。法律では、定款に記載して変えるのであれば定款変更という手続き、つまり代議員総会で変えるというふうにされている。
- ②WGの報告では、現在の定款と選挙規程の齟齬の対応策として、「現行定款に従って代議員数を減じるか、現状の代議員定数が適当なものとなるように定款の改正を行うのかのいずれかの対応が考えられる」となっているのに、そのどちらにもなっていない。
- ③定款が上位規範で、選挙規程が下位規範とすれば、下位規範を上位規範に合わせるのが法的には原則的な考え方になる。定款を変更する場合には、定款が出来たときの裏付けとなっていた立法事実と照らしての十分な説明が必要だがそれがなされていない。

①を補足すると、定款で「選挙区ごとに」と入れても、肝心の選挙区の規定が定款にないため、実質的にそれを決めている理事会により決められることになってしまうということである。また、そもそも定款で代議員の定数を定めていないことが問題となる。②③については、定款を変えるのであれば、もっと丁寧な説明や根拠が必要であるということを示している。

5. 代議員の役割について

(1) 代議員総会の役割

定款第19条で(代議員総会の権限)は以下のようになっている。

代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員、準会員及び賛助会員の会費の額

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款において定められた事項

この中で、「理事及び監事の選任又は解任」「決算の承認」「定款の変更」などが代議員総会の権限であることが重要である。

(2) 代議員個人の役割

代議員は(1)にあるように、会員を代表して協会の活動に責任を負うものである。また、個人選出代議員には会員と協会を結ぶ重要な役割がある。地域の状況や意見を協会に伝え、協会の活動に反映させていかなければならない。また、逆に協会の活動を地域の会員に伝えていく義務がある。さらには会員だけではなく地域の全図書館関係者や管理者等の必要な人たちに対して、図書館振興に役立つ情報を提供していかなければならない。

なお、ここでいう「地域」とは、図書館やそのネットワークの状況などから、都道府県を単位とすべきことは明確である。

6. 提言

(1) 委員会が考える望ましい代議員の選出方法

委員会では、現状以下のことを実現することが代議員の望ましい選出方法であると考えている。

- ①定款で代議員の数が分かるようにする(70名以上100名以下)
- ②個人選挙区は、都道府県を選挙区として、各選挙区に1名の代議員を置く。また、100人ごとに代議員を1名追加していく。
- ③施設等代議員は、部会と団体を選挙区として、各選挙区に1名の代議員を置く。また、100人ごとに1名の代議員を追加していく。
- ④選挙区と、選挙区ごとの代議員の数は、代議員総会の承認を必要とする。(もしくは、それと同様の結果になるようにする)

以上のことを安定的に実現するためには、定款の改正を必要とする。定款が変わることでおのずと選挙規程も変更する必要がある。

なお、①で代議員数を70名～100名としたのは、現状の代議員数、過去最も多かった代議員数、選挙区数、今後の会員減少の可能性等を勘案して算出したものである。上記の数字は現状を踏まえたものであり、将来変更する

可能性がある。

公益法人移行後最初の代議員数は94名で、これは現行法人で過去最大の代議員数となっている。公益法人移行後、2回の代議員選挙が行われたが、その定数はそれぞれ89名、86名であった。会員数は減少の傾向を示しており、現時点では85名程度だと推測できる。

一方、会員数が著しく増大したとしても、会館での総会開催を想定すると、最大で100名程度の代議員数が妥当であると考えられる。代議員数の現状は約85名、最大約100名として、最小を55名とすると幅があまりにも広すぎると判断し、85名を中心に、プラス15名で100名、マイナス15名で70名を代議員定数の幅とした。

また、下限70名の根拠として以下の点が挙げられる。

- ①個人会員選出代議員数は最低で47名（選挙区数）であるが、登録会員が多い選挙区（東京、大阪等）から複数名の定数を得られる可能性があり、最低50名程度は確保可能と考える。
- ②施設等会員代議員定数は最低で8名（同上）であるが、登録会員が多い選挙区（公共、大学等）から複数名の定数を得られる可能性があり、最低20名程度は確保可能と考える。

(2) 定款第13条等の修正提案

定款に入れるべき代議員の選出等に関する内容を第13条に加えた。特に第1項で個人と施設等会員があることや定数の枠を、第3項で選挙区や選出方法などを詳述した。

また、本来は新たに条を新設して入れ込む方法も検討したが、条文が増えると本法人のすべての規程類に影響を及ぼす可能性があるため、現状の条文に追加する方法をとった。

以下、改正案

(代議員)

第13条 この法人に代議員を置く。代議員は定款第6条に定める正会員の個人会員及び施設等会員からそれぞれ選出し、その合計を70名以上100名以内とする。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出は選挙区単位で次の通り行う。

(1) 選挙区ごとに1人の代議員を置き、以後正会員100名を超えるごとに代議員1人を追加する。

(2) 個人会員の選挙区単位は都道府県とする（以下「都道府県選挙区」という。）。施設等会員の選挙区単位はこの法人の活動部会及び団体の区分によるものとする（以下「施設等選挙区」という。）。

(3) 代議員選挙における得票数が3に満たないものは代

議員になることができない。

(4) 本項により算定した代議員数が、第1項の定数外となる場合、その数が定数を超えるときは最も代議員数が多い選挙区から順次1名ずつ減じることとする。ただし、同じ代議員数の選挙区から減じる場合は、正会員数のより少ない選挙区を当てる。また、その数が定数を不足するときは、正会員数がより多く1名増するに近い選挙区から順次1人ずつ増することとする。

(5) その他代議員選挙を行うために必要な事項は別規程をもって定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 正会員は、第3項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。

6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。

7 第3項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の1月から3月までに実施する。

(代議員の任期と資格喪失)

第14条 代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。また、第13条第3項により各選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外に移動した場合は、代議員資格を失う。

2 代議員が代議員総会の決議取消しの訴え、法人の解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。

(補欠の代議員)

第15条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における当該選挙区の次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。ただし、当該次点者の得票数が3に満たない場合は補欠の代議員とすることはできない。

2 前項に規定する補欠の代議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第15条以下、第29条まで変更なし。

(3) 選挙規程の修正提案

選挙規程は、定款で盛り込んだ部分を考慮して案を作成した。ただし、定款と重複する条文規程については、

削除せずに定款を援用した。

以下、改正案

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第13条第3項により定められた代議員の選出に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 代議員とは、定款第6条第1項第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、定款第13条に基づき選出された者で、定款第13条第2項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第17条に規定する代議員総会で議決を行う者をいう。

(選出方法)

第3条 代議員は、正会員の中から、定款第13条第3項に基づき正会員の選挙により選出する。

(選挙区)

第4条 正会員は、入会にあたって、所属する選挙区に登録するものとする。

2 選挙区は、定款第13条第3項に定める都道府県選挙区及び施設等選挙区とする。

3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とて都道府県を異にする場合は、勤務地をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、原則として東京都を選挙区とするが、国内在住時の最終居住地又は勤務地をもって選挙区とすることができる。

4 施設等選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）に適用する。

(代議員の定数)

第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する範囲内とする。

2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在の正会員数を基準に、定款第13条第3項により算定する。

3 前項の代議員の定数は、定款第13条第3項に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。算定された各選挙区とその定数については代議員選挙公示時に公表する。

※第6条から第12条まで変更なし

第2章 選挙管理委員会

(委員会の業務)

第13条 委員会の業務は、次の通りとする。

- (1) 会員への代議員選挙の周知
 - (2) 代議員の選挙区ごとの定数の算定と公表
 - (3) 第8条に規定する選挙人資格及び第9条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理
 - (4) 立候補の受付及び資格審査
 - (5) 代議員候補者の名簿の作成
 - (6) 投票及び開票の管理
 - (7) 投票の有効または無効の判定
 - (8) 選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知
 - (9) その他代議員選挙に必要な事項
- ※第14条から第18条まで変更なし

第3章 代議員の選出手続き

(施設等選挙区の特例)

第19条 前条第2項但し書の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうちこの法人の活動部会に基づいた選挙区（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第50条第4項に規定する活動部会の部長が、当該部会の合意を得て、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、同選挙区から他の候補者がいない場合は、推薦された立候補者に対する投票は行わない。

2 前条第2項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうち公益社団法人日本図書館協会会員の種類及び会費に関する規程第5条第3項に規定する団体会員に基づいた選挙区（以下「団体会員選挙区」という。）に関しては、団体の代表者が、当該団体の合意を得て、立候補者を推薦するものとする。

※第20条は変更なし

(最低得票数)

第21条 定款第13条第3項の規定より、選挙による得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲にあっても、その得票数が3票に達しないときは、その当選を認めない。

2 (削除)

※第22条から第23条まで変更なし

(代議員の資格喪失)

第24条 代議員は、定款第14条第1項所定の資格喪失事由に該当した場合は、代議員資格を失う。（以下削除）

(補欠の代議員)

第25条 委員会は、代議員が定款第13条第3項に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において当

該選挙区で得票数3以上で次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。

2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、定款第13条第3項に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。

3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。

4 団体会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、補欠の代議員がいない場合には、第1項の規定にかかわらず、代議員を欠いた当該団体の代表者が、当該団体の合意を得て推薦したものを、補欠の代議員とすることができる。

5 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。

第4章 改正

(規程の改正)

第26条 この規程の改廃については、理事会の議決を要する。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成26年1月21日)から施行する。

附則(平成26年1月23日改正)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附則(2020年12月24日改正)

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附則(2021(令和3)年9月30日改正)

この規程は、2021(令和3)年9月30日から施行する。

(以下別表1及び別表2は削除)

(4) その他の課題への回答

①個人・施設・団体選挙区間の一票の格差について

提言(1)にある望ましい代議員選出方法の実現を最優先とする。都道府県選挙区と施設等選挙区においては表面上一票の格差はあるものの、選挙区ごとに最低1名の代議員を置くという原則が重要で、それは一票の格差よりも優先される。また、一定の会員数に応じて追加していくルールも同じである。

個人・施設・団体選挙区間のいわゆる一票の格差については、以下のように考える。本法人は、様々な館種に所属している個人会員や、施設等会員によって構成されている。個人会員においては、所属している都道府県選挙区における活動に重きが置かれ、都道府県内においても館種ごと、あるいは館種を超えた組織化

がなされている場合が多い。施設等会員も同様で、本法人活動部会や各種団体でのまとまりを形成している。個人会員での都道府県、施設等会員での活動部会や団体を基に、代表である代議員(社員)を選出することに、異議を唱える会員はないものと考えられる。ゆえに、選挙区ごとに1名以上の代議員を選出することが優先され、その結果として、選挙時の一票の格差が生じることは二義的であり、その格差を問題視する意見を会員から聞くことはほほない。

実際の代議員総会における議決権行使においては、多くの会員が登録している選挙区から選出される代議員数は当然多くなり、議決権行使において選挙区間の格差は認識せざるを得ない。しかしながら、本法人の代議員は選挙区の事情と協会における社員としての立場をわきまえた選択を従来から行っており、その意味においては議決権行使の視点からも一票の格差に大きな問題はないと考える。

②定款改正か規程改正か

定款を改正するとおのずと選挙規程も改正する必要がある。そのため、定款改正に合わせて選挙規程の改正が望ましい。

7. その他、関連項目への委員会からの所見

(1) 代議員総会の形骸化の危惧、オンライン方式の会議開催

本報告書5にあるように代議員総会には重要な権限があり、代議員には責任と義務がある。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響や代議員が全国にいることなどから、総会への参加が難しく、結果書面決議による参加者も多い。しかし、理事の人事異動に伴う交代等の基本事項であればそれもありうるが、代議員総会による検討議論が必要な事項では結果的に修正提案に参加したり決議に加わることができない。せっかく代議員総会で重要な検討が行われても、それを結果として代議員総会の総意とすることが困難な状況が続いている。

それを解決するためには、一つは代議員ができるだけ総会に参加するように努めることはいうまでもないが、二つはオンラインによる総会とその決議への参加ができるようにすること、三つめは消極的ではあるが総会に参加する他代議員や議長に委任することである。なお、議長に委任することは総会参加者の決に従うということになる。

代議員総会が形骸化しないよう、各代議員の努力と、早急な制度改革の検討を求める。

(2) 個人会員減少への対応としての代議員の役割

個人会員の減少は協会にとって大変重い課題となっている。今回の問題も、そもそも個人会員が減少したことにより、定款と実際の代議員数に齟齬が生まれたという

結果になっている。会員の減少は単なる会費収入の減少だけではなく、協会の存在価値や協会の在り方にも大きな影を落としている。

5 (2)で示すように、代議員には地域の会員や図書館関係者と日本図書館協会をつなぐ役割がある。単純に会員を増やすためのPRを行うだけではなく、協会が日本の図書館の発展のために尽力していることや、逆に地域が必要としていることを協会運営に反映させることにより、協会の存在価値を広く伝えることが求められている。

また、日本図書館協会の会員であることが専門家の証であり、それに見合う図書館活動が行えるよう、協会が開催する講座の受講や部会・委員会活動への参加等、専門家としてのスキルを上げるためにも協会の活動が重要であることを伝え、もって図書館振興とすべきである。

(3) 代議員選挙の改革（選挙人、立候補状況等の明確化）

代議員選挙においては、地域で情報共有して候補者を選んでいくことが求められている。すでに行っている地域もあるが、日頃から協会会員のネットワークを作り、情報交換をしていく必要がある。

代議員選挙時においては、地域の会員や立候補の状況がリアルタイムに分かるよう、選挙管理委員会は個人情報取り扱いに留意しつつ、必要な情報を会員に提供していかなくてはならない。

また、代議員の交代が予想される時は、現代議員は積極的に新代議員候補者の立候補を促してほしい。

(4) 団体会員の問題

本法人に3種類の団体会員があるのは、図書館界にとって特徴的な種別ごとの団体（市民団体、地域図書館団体、図書館研究団体）を発展させることで、より積極的な図書館振興につなげていくことを目的としている。

しかし、種別によっては登録されている団体数が減少し、選挙区として成り立たないものも出てきている。逆に多くの団体があるのに、会員となっている団体が少ないという問題もある。

団体会員の問題については、協会としてどのように考えるのか、今後十分な検討をする必要がある。

根本的な在り方については今後の理事会の検討に任せることになるが、委員会では現状で団体会員の代議員選挙がスムーズに行えるよう、合わせて代議員が途中で退任する場合の取り扱いについて選挙規程に新たに加えることにより、できる範囲での改善を図った。

具体的には、団体から代議員選挙に候補者を出す場合には、「団体名と代議員候補者氏名」を合わせて立候補すること。代議員候補者は、団体の推薦により決めること。必ずしも団体の代表者である必要はないこと。また、任期途中で代議員を交代させる場合の方法として、補欠代議員候補がいなかった場合には、現在代議員を出している団

体の推薦で代わりの代議員を選ぶことができるとした。これらについては、選挙規程に追記した。

8. 終わりに

本報告書は、必要により関係者の協力を得て委員会として作成したものである。また定款や選挙規程の修正案は、顧問弁護士からの助言をいただいて作成した。今後、実際の定款・選挙規程の修正に向けて、さらなる修正が生じる可能性はあるが、本報告書の目的や趣旨を踏まえたものになることを希望する。

また、できるだけ早く、定款・選挙規程の改定を行い、提示されている課題を解決し、本法人の求められている役割を、会員が丸となって推進していくことを願っている。

『図書館雑誌』バックナンバーのご案内

(定価は税込み。各号の在庫状況については、出版販売係 ☎03-3523-0812に直接お問い合わせください)

◆2019年1月号 (Vol.113 No.1) 平成30年度(第104回)全国図書館大会ハイライト	1,026円
◆2019年2月号 (Vol.113 No.2) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2019年3月号 (Vol.113 No.3) 特集=防災・減災を考えるーその日に備えて	1,026円
◆2019年4月号 (Vol.113 No.4) 特集=これから図書館で働く人たちへ	1,026円
◆2019年5月号 (Vol.113 No.5) 特集=平成の図書館 ピックアップ	1,362円
◆2019年6月号 (Vol.113 No.6) 特集=図書館のウェブデザイン	1,026円
◆2019年7月号 (Vol.113 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2019年8月号 (Vol.113 No.8) 特集=NDC90周年とNCR2018刊行を記念して	1,362円
◆2019年9月号 (Vol.113 No.9) 特集=ボランティアとの協働を考える	1,026円
◆2019年10月号 (Vol.113 No.10) 令和元年度(第105回)全国図書館大会への招待	1,026円
◆2019年11月号 (Vol.113 No.11) 特集=スマホ世代と大学図書館	1,026円
◆2019年12月号 (Vol.113 No.12) 特集=情報リテラシーをめぐって 学校図書館を核に／ 小特集=IFLA アテネ大会レポート	1,362円

*

◆2020年1月号 (Vol.114 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2020年2月号 (Vol.114 No.2) 令和元年度(第105回)全国図書館大会ハイライト	1,026円
◆2020年3月号 (Vol.114 No.3) 特集=災害から考える図書館	1,026円
◆2020年4月号 (Vol.114 No.4) 特集=読書バリアフリー法と図書館ー一步を踏み出す前に	1,026円
◆2020年5月号 (Vol.114 No.5) 特集=図書館とオリンピック	1,362円
◆2020年6月号 (Vol.114 No.6) 特集=児童・生徒の学びをサポート! 博物館図書室	1,026円
◆2020年7月号 (Vol.114 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2020年8月号 (Vol.114 No.8) 小特集=AIを活かす図書館	1,362円
◆2020年9月号 (Vol.114 No.9) 特集=コロナ禍における図書館の現在	1,026円
◆2020年10月号 (Vol.114 No.10) 令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会への招待	1,026円
◆2020年11月号 (Vol.114 No.11) 特集=新型コロナウイルス流行下における大学図書館の非来館型 サービス	1,026円
◆2020年12月号 (Vol.114 No.12) 特集=電子メディアと学校図書館ーコロナ禍は、学校図書館の 「電子書籍元年」をもたらすか	1,362円

*

◆2021年1月号 (Vol.115 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2021年2月号 (Vol.115 No.2) 令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会ハイライト	1,026円
◆2021年3月号 (Vol.115 No.3) 特集=東日本大震災から10年	1,026円
◆2021年4月号 (Vol.115 No.4) 特集=SDGsと図書館	1,026円

◆2021年5月号 (Vol.115 No.5) 特集=図書館員養成100周年	1,362円
◆2021年6月号 (Vol.115 No.6) 特集=図書館と公民館との連携を考える	1,026円
◆2021年7月号 (Vol.115 No.7) 特集=健康・医療情報のリテラシー	1,026円
◆2021年8月号 (Vol.115 No.8) 特集=図書館の話題アラカルト	1,362円
◆2021年9月号 (Vol.115 No.9) 特集=地域資料のいまとこれから	1,026円
◆2021年10月号 (Vol.115 No.10) 令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会への招待	1,026円
◆2021年11月号 (Vol.115 No.11) 特集=国立国会図書館のデジタルシフト	1,026円
◆2021年12月号 (Vol.115 No.12) 特集=コロナ後の学校図書館へ／ 小特集=IFLA2021オンライン大会レポート	1,362円

*

◆2022年1月号 (Vol.116 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2022年2月号 (Vol.116 No.2) 令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会ハイライト	1,026円
◆2022年3月号 (Vol.116 No.3) 特集=図書館と命名権(ネーミングライツ)	1,026円
◆2022年4月号 (Vol.116 No.4) 特集=広がる広げる 子どもの読書環境としての公共図書館の今	1,026円
◆2022年5月号 (Vol.116 No.5) 特集=電子書籍と公共図書館-非来館型サービスとしての電子図書館	1,362円
◆2022年6月号 (Vol.116 No.6) 特集=図書館の広報を考える	1,026円
◆2022年7月号 (Vol.116 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2022年8月号 (Vol.116 No.8) 特集=認知症にやさしい図書館を目指して	1,362円
◆2022年9月号 (Vol.116 No.9) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会への招待	1,026円
◆2022年10月号 (Vol.116 No.10) 特集=大学にある児童図書館(室)	1,026円
◆2022年11月号 (Vol.116 No.11) 特集=図書館と個人文庫・文学館	1,026円
◆2022年12月号 (Vol.116 No.12) 特集=「情報活用能力」-学校教育と図書館の未来をつなぐ／ 小特集=IFLA ダブリン大会レポート	1,362円

*

◆2023年1月号 (Vol.117 No.1) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会ハイライト	1,026円
◆2023年2月号 (Vol.117 No.2) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2023年3月号 (Vol.117 No.3) 特集=図書館の空間をデザインする	1,026円
◆2023年4月号 (Vol.117 No.4) 特集=コロナ後の図書館員の学び・交流	1,026円
◆2023年5月号 (Vol.117 No.5) 特集=県立図書館は今	1,362円
◆2023年6月号 (Vol.117 No.6) 特集=既存図書館のリニューアル	1,026円
◆2023年7月号 (Vol.117 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2023年8月号 (Vol.117 No.8) 特集=図書館と展示-資料から広がる世界	1,362円
◆2023年9月号 (Vol.117 No.9) 特集=図書館のビジュアルアイデンティティ	1,026円
◆2023年10月号 (Vol.117 No.10) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会への招待	1,026円
◆2023年11月号 (Vol.117 No.11) 特集=表現する図書館員-書くことのすすめ	1,026円
◆2023年12月号 (Vol.117 No.12) 特集=2023年学校図書館の今 そしてこれから／ 小特集=IFLA ロッテルダム大会レポート	1,362円

*

◆2024年1月号 (Vol.118 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2024年2月号 (Vol.118 No.2) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会ハイライト	1,026円

協会通信

常任理事会

日時：1月25日（木）14:00～15:20
場所：日本図書館協会504会議室、
Web会議（Webでの出席は「W」と記載）

出席常任理事：植松貞夫（理事長）、
鈴木隆（副理事長）、岡部幸祐（専務理事兼事務局長兼出版部長：W）、海老根裕（専務理事）、植村八潮（常務理事）、杉本重雄（常務理事）、曾木聡子（常務理事兼総務部長）

列席理事：関根美穂（国立国会図書館）、角田裕之（図書館情報学教育部会：W）、清水俊治（公共図書館部会）、本木正人（大学図書館部会：W）、深水浩司（専門図書館部会）、高橋恵美子（学校図書館部会：W）、久野高志（短期大学・高等専門学校図書館部会：W）

欠席常任理事：成瀬雅人（常務理事）

列席監事：中山勝文、中山司朗

*

1. 会議成立要件の確認

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長（以下「事務局長」という）がWeb参加のため、海老根専務理事が代わりに議事に先立つ会議成立要件の確認を行い、会場及びZoom上の画面で本人の出席を確認し、出席者が定足数を満たし会議が成立することが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長（以下「理事長」という）より、開会が宣せられた。

*

〈協議・報告〉

1. 公益社団法人日本図書館協会 代議員総会運営規程の改正について

事務局長より、資料に基づき説明があった。改正の趣旨としては、代議員総会をハイブリッド出席型で開催するにあたり、「代議員総会運営規

程」にその旨、明記するものである。改正箇所は、第6条の招集通知における場所に「場所（当該場所に存しない代議員が当該総会に出席する方法を含む。）」を追加する。改正の手続きは、第22条に基づき、代議員総会で同意を得たうえで、理事会で決定する。改正案については顧問弁護士に確認し、経済産業省の企業会計室担当者、公益法人協会にも照会し、法律上に問題がないこと、規定方法についての確認もしている。ハイブリッド方式での開催にあたっては、規程改正のほかに緊急時の対応、議決方法、動議提出の扱い等の必要なルールを定めていくことが別途必要になる。これらについては、代議員総会招集時に理事会において定めることとしたい。

〈主な意見など〉

深水：第6条の変更によって、出席ができることは理解した。出席できるということは議決権も行使できると考えてもよいか。

事務局長：通常の出席と同様の扱いとなり、議決権を行使できる。

2. 公益社団法人日本図書館協会中 長期計画の策定について

海老根専務理事より、資料に基づき説明があった。2025年9月末において、長期借入金の返済が完了することとなる。それらを踏まえて、日本図書館協会の今後10年の視点に立つて、10年間（2026年度から2035年度）の中長期計画において、公益事業を円滑に推進するための組織体制、公益事業の方向性、財務基盤の強化、会館の修繕計画等などへの取り組み等について策定する提案である。内容としては、本協会の役割、中長期計画の概要、事業計画、組織運営計画、10か年の収支計画等について取りまとめていきたい。タイムテーブルについては本日の常任理事会の後、2月22日の理事会に諮り、

承認されたら速やかに着手し、2024年度10月下旬をめどとして作成する予定としたい。作成後は常任理事会、理事会で審議了承を得て、2025年3月の代議員総会で報告する形で進めていきたい。財政計画については難題もある。職員の退職金については積立ができていないが、2028年度から毎年4年間1名ずつ該当者がある。会館の修繕計画も踏まえた計画が必要であり、部会、委員会等のあり方についても検討していく必要がある。部会長、委員長、業務執行理事、理事の皆さまと検討をしていきたい。

〈主な意見など〉

理事長：常任理事会の前に監事、執行部で監事監査会議を行った。中長期計画に関しては、会費収入の減少、出版、研修事業が縮小している状況ではあるが、10年計画は縮小していくものではなく、財務基盤を確認しつつ、活動を展開していくような計画を立案してほしいというご意見をいただいた。

3. 委員会委員の承認について

以下の委員会の委員について承認した。

・図書館の自由委員会

【再任】 井上 靖代（獨協大学）

・健康情報委員会

【新任】 甲藤 梨彩（高知県立図書館）

水本 京子（石川県立図書館）

山下 ユミ（京都府立図書館）

・図書館施設委員会建築賞審査選考委員会

【退任】 及び 【新任】

※建築賞審査の都合上、委員の氏名は非公表

4. 協力の承認について

以下の1件について承認した。

【協力】

・令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」（こども家庭庁成育局）

5. 寄附金について

以下の寄附金について、確認し承認した。

・2023年11月18日～2024年1月15日
入金分

一般寄附金：4件 111,000円

指定寄附金：4件 74,552円

合計 185,552円

6. 新入会員の承認について

以下の新入会員について、確認し承認した。

・2023年12月31日現在

個人会員A：6名

個人会員B：1名

施設会員C：1館

7. 報告事項

(1)会員の種類及び会費に関する規程の改正について

理事長より、資料に基づき説明があった。会員の減少が続いており、協会にとって会費収入は大きな比率を占める。収入の減少が続けば、協会の存続に大きな影響がでる。今回の規程見直しについては、会員種別について案を作成した。新しい会員を得る、退会を思いとどまっていただけのような案を検討している。本来であれば、プロジェクトチーム等を立ち上げ、改正案を作成するのが望ましいが、毎年退会者が多くあり、緊急に手を打たなければならないことから、現時点での執行部案を提示する。まず、会費減収を止めるために会費を増額することは選択肢としてない。施設等会員については手を付けない。定款で、個人会員は正会員と準会員が定められており、正会員はA会員、B会員の区別がある。今後、図書館等を退職や異動される方はB会員へ移行ができるように改めたい。準会員とは学部4年時までの学生が対象とされているが、わかりにくいので、名称を学生会員に変更してはと考えている。また、図書館友の会全国連絡会代表との懇談の際に、協会の活動を支援したいが、会費が3,000円くらいであればという意

見があった。そこで準会員の中に、学生とは別に、サポーター会員として一般市民を含め、さらに会費を改定する案とした。会員の権利としては、準会員に代議員の選挙権と被選挙権はないが、その他は正会員と区別はない。準会員の会費を3,000円に改定することで、『図書館雑誌』の送付はせずWeb版の購読のみとする等で差をつけるのはどうかと考えている。

今後の進め方については、会費の徴収業務のスケジュールを踏まえて、2025年度会費から実施するとなると、2024年内に議決される必要がある。この規程の改正及び定款の改正には、代議員総会での決議も要するため、本年6月の代議員総会に提案できるよう、会員へのパブコメの実施などで広く意見を伺いながら、スピード感をもって検討を進めたい。

本提案についてのご意見を事務局までお寄せいただきたい。

〈主な意見など〉

深水：定款の第6条についての変更となるのか。金額の3,000円についての根拠はあるか。

理事長：定款で準会員を学生に限定しているので、そこを変えたいと考えている。定款の改正の中身については顧問弁護士にも相談して確認していく。金額については、図書館友の会全国連絡会の方と懇談したときに、「正会員の9,000円は高い、『図書館雑誌』配付等は不要なので3,000円くらいにならないか」という提案があった。昨年11月開催の全国図書館大会での懇親会の折にも、何人かからサポーター会員のようなものになりたいのだけど、という話もあった。学生を無料にするのは考えられるだろうか。

深水：学生無料とはしないほうがいい。きちんと対価を払ってもらってサービスを提供したほうがいい。以前からこういう話が出ていたので、この1年間で学生に会費について簡単なアンケートをしたところ、2,000円程度なら入ってもいいという意見

があった。実際に図書館情報学を受け持っている先生方にも聞いてみて、そこから考えるということもあってよいと思う。

植村：学生へのアンケートは、司書課程の学生か。

深水：司書課程のクラスである。まず日本図書館協会に興味があるか、については、「ある」は残念ながら半数より少ない。「学生枠があるが入会するか」については、ことと次第によっては入るというのが、「ある」中の6割くらい。会費については、1,000円～3,500円くらい、中央値が2,000円くらいかと思う。

植村：学生向きのイベント等、何か見えるものをつくってはどうか。

理事長：認定司書から活躍の場という声もある。認定司書の方に大学に行ってもらい、図書館員の業務の実態についての話をしてもらおう等、いろいろ企画を考えて、学生会員のメリットを感じてもらえることも検討したい。協会が図書館員、図書館関係者のみの職能団体的なイメージから図書館に関心をもつ一般の方にも会員となってもらおうよう、開かれた協会に転換していかないと先細りになるという危機感をもっている。杉本：学生会員について。すべての学生が卒業後図書館に勤めることも考えにくい。学生の間だけ学生会員となり、学生の期間が終わってから、図書館に関する活動に参加できるという視点も必要。準会員、サポーター会員としての拡大も大事なことと思う。

(2)2023年度第2回部会長・委員長会議について

事務局長より、資料に基づき報告があった。1月22日に第2回部会長・委員長会議を開催した。会場で3名、オンラインで約20名の参加があった。今年度上半期中間決算については、昨年度に引き続き収益減が見込まれ、最終決算の黒字化は難しい状況であることを報告した。

来年度の事業計画について、各部会・委員会から提出していただいた

事業計画を資料とし、開催予定の研修については一覧を作成し情報共有した。来年度の予算については、現時点での編成状況について報告した。事業収益の減少から必要な経費の確保が困難な見込みであること、今後は事業収益の増益にむけてご協力いただきたいことをお願いした。出版業界自体、売り上げが落ちており、協会の出版事業収益も落ちている。出版事業で事業収益を増やしていくことは難しいことから、研修事業その他の事業収益の増収を積極的に考えていく必要がある。研修事業についてもこれまで赤字にならないということを基準に考えられてきたが、今後は、事業として収益を見込める研修を考えていくことについても協力をお願いし、ご意見をいただいた。

また、来年度の全国図書館大会長崎大会の意向調査への協力を現在行っていることについてもお願いした。「会員の種類及び会費等の規程」の改正について検討していることをご報告し、会員の種類等のあり方についてご意見をいただくこととし、現時点で既に4件ほど意見をいただいている。能登半島地震への対応については、末次図書館災害対策委員会委員長からご報告いただいた。「書店・図書館等関係者における対応の場」についての報告も行っている。部会長・委員長会議は今年度2回開催しているが、今後も定期的に開催し、部会長、委員長と執行部との情報共有、意見交換を進めていきたい。

〈主な意見など〉
高橋：部会長・委員長会議の冒頭で、全国学校図書館協議会（以下「全国SLA」という）事務局が移転したという話があった。また、高校の図書委員会の寄附について全国SLAで寄附の受付を止めたということや、毎年全国SLAが行っている学校図書館調査を毎日新聞と共同で実施していたが、2022年の学校図書館調査から全国SLA単独で実施するようになってい

てきているような印象を受けた。全国SLAについての状況がわかれば知りたい。

曾木常務理事兼総務部長（以下「総務部長」という）：寄附金については、高校でこれまでは古本市等を開催したときに全国SLAに寄附をしていたが、受付窓口がなくなったということを開いている。全国SLAの事情は聞いていない。

植村：学校図書館調査に関してはスポンサーの毎日新聞社が降りたい、ということで、今回は急だったので全国SLAが単独で調査を実施した。現在スポンサーはめどがたつたと聞いている。

理事長：設楽理事長と懇談した折には、移転したという話と、旧事務局ビルを購入したいという話があったので応じたという説明だった。

(3) 能登半島地震における図書館の被災状況等について

鈴木副理事長より、資料に基づき報告があった。能登半島地震について、「JLA メールマガジン第1165号・臨時号」を1月9日に発行した。1月1日16時に地震が発生したが、その日のうちに図書館災害対策委員会委員からメールの発信があり、それをきっかけに、図書館災害対策委員会、委員会事務局、総務部を中心に、早い時期から情報収集を開始し、今のところは外部からできる支援を行うこととしている。石川県の被害が一番大きい。1月5日に県立図書館4館にお見舞い文を送り、各県の情報を得ている。被災地に本を送るといった支援を考えている人へのメッセージもあわせて発信した。今まであまりこういうことはしていなかったが、報道機関にとっては興味をひく内容だったようで、取材があった。1月7日に図書館災害対策委員会を開催、今後の対応について検討している。被災図書館の新聞の確保について、物流が滞っている図書館もあるので、日本新聞協会、石川県に関連する新聞社5社にFAXで依頼し、図書館に後日新聞を提供してもらえ

るように案内している。実際に、輪島市、近辺の配達所が復旧できていないので、どうしたらいいかという問い合わせもあり、対応している。

図書館災害対策委員会が開催した全国図書館大会和歌山大会と岩手大会の分科会の動画を配信するよう調整している。岩手大会の分科会の動画配信について、許諾を得たものについては一定期間配信する方向で手続きを進めているが、図書館災害対策委員会のものはそれとは別に緊急で進めている。激甚災害の指定に伴う助成に関する情報や、その手続きについて動画で触れられているので参考になるのではないかとということで対応をすすめている。今後、物流がある程度安定していけば、調査に入るとか、具体的な要望があれば対応していくことを検討したい。

〈主な意見など〉

理事長：政府からも昨日あたりからボランティア受け入れの体制について発信されて、これから人による支援が動き出していくと思う。図書館からの支援要請があれば、対応を考えていきたい。

8. その他

・「書店・図書館等関係者における対話の場」（第3回）について

事務局より、報告があった。第3回では書店と図書館等で優良事例の収集・普及についての提案がなされている。2月をめどに文部科学省から都道府県、市町村教育委員会等へ事例の照会をするほか、一般財団法人出版文化産業振興財団（以下「JPIC」という）から書店へ、協会からは図書館への照会を行う。図書館と書店の連携による特色ある読書活動やイベント、サービスの運営、施設設備等の事例を集めて公開し、情報を共有する。「対話の場」は3月に開催する第4回で終了予定だが、今までの議論、構成員で共有された認識のまとめを作成し、来年度以降については、JPICと協会を事務局とする、国が関与しない関係者協議会の形で継続していくことを提案し、了

解されている。第3回資料等は協会ホームページにも公開している。

〈主な意見など〉

植村：対話の場の構成員として参加している。継続して来年度以降、「対話の場」を民間の場で続けることはよいことだと思っている。ただし、現在は図書議員連盟がきっかけになって、文部科学省により設けられた場である。国がルールづくりや、図書館の運営に関して変更を迫ることは好ましくないと私自身は会議の場では反対している。民間同士のなかで実質的な規程ということを検討するということならば、それはまた別である。図書館は全体としては出版界に貢献しているが、ごく一部のベストセラーについては、場合によっては市場に影響を与えている、という研究があることは図書館にも知ってもらいたい。

総務部長：書店と図書館との連携の優良事例を集めていくということ文部科学省がやることはいいことである。国がまとめて公表することはありがたい。現場では他の優良事例があまり知られていないので、公表するならばきちんと周知し、継続性を持って公開して欲しい。ルール作りについては基本的には反対である。図書館の活動にとって足かせになることもある。

・その他

高橋：1月21日に愛知県の「学校図書館サポーターズ・なごや」の講習会があり参加した。午前中のマンガについての会で講師を務め、2022年10月に協会で発行したブックレット

『学校図書館とマンガ』の手持ちの7冊を持って行ったところ全て売れた。自身で追加購入しようと思ったら、在庫がないとのことだった。印刷した部数が順調に売れている。さきほどの学生向けのイベントの企画についての提案だが、一昨年刊行したこのブックレットをまとめるにあたって、何年間にわたって各地で報告をした際の反応やマンガについての研修会に参加した際の反応をみていて、図書館、学校図書館にマンガを置くことについて若い人が関心を持っていることを感じた。学生向けのイベントとして、マンガをテーマにしたものを企画してはどうかと思った。

もう一点、学校図書館の非正規雇用職員に関して、1990年代後半から2000年代にかけて学校図書館に人を置く運動が盛り上がった時期には、各地の学校図書館を考える会の数も多かったし、運動も盛んだった。

2014年の法改正以後、運動を支える人がいなくなっている状況があるが、90年代後半の運動のなかで、学校図書館に専任の司書がいるとこういうことができるという意味で、岡山市の小中学校の司書がつくった「本があって人がいて」というビデオが大きな役割を果たした。動画で見せるということは効果的で、改めてそういうことが出来ないかという話も出ている。地元で運動してみたいという気持ちが出てきているのかなと感じた。

＊

＊今後の予定

・2023年度第8回常任理事会

日時：2024年2月8日(木)14時から

・2023年度定時第5回（通算第5回）理事会

日時：2024年2月22日(木)13時30分から

事務局カレンダー

＊○印の日が事務局のお休みです。

■2024年3月

日	月	火	水	木	金	土
＊	＊	＊	＊	＊	1	②
③	4	5	6	7	8	⑨
⑩	11	12	13	14	15	⑯
⑰	18	19	⑳	21	22	㉓
㉔	25	26	27	28	29	③⑩

■2024年4月

日	月	火	水	木	金	土
＊	1	2	3	4	5	⑥
⑦	8	9	10	11	12	⑬
⑭	15	16	17	18	19	⑳
㉑	22	23	24	25	26	㉔
㉕	㉖	30	＊	＊	＊	＊

※4月30日(火)は図書館記念日です。



編集手帳

今月は、「書店×（かける）図書館の可能性」を特集のテーマとしました。まずは、寄せられた論考を見ていきたいと思います。

柴野氏からは、「書店と図書館の現在地」と題して、総論が寄せられました。図書館にさまざまなスタイルがあるように、書店や流通の状況も一律に捉え難いとして、本をベースとした地域の形成に関する可能性や課題を論じています。特に「地域」というフレームにおいて、図書館と書店の協業の意味を考える、という

点は重要だと思います。

次に、「地域」における取り組み事例が寄せられています。上條氏は、塩尻市立図書館による「本の可能性を考えたい」をテーマにした「信州しおじり本の寺子屋」の取り組みを述べています。「本の寺子屋」誕生の趣旨、著者と読者との交流から展開して、読者と図書館員・書店員との交流の可能性を述べています。野村氏からは、「本にとっての“サードプレイス”」として、敦賀市 知育・啓発施設「ちえなみき」の例を述べています。この行政としては珍しい公設民営型書店「ちえなみき」は、独特な書架レイアウトの説明から、敦賀市立図書館と連携して、本と人と企画の交流が起こっていると述べています。さらに、横倉氏からは、多摩市立中央図書館開館の記念事業と

して、地域の書店と「本」でつながる取り組みを例に、図書館職員と書店員相互の選書、本のテーマ展示やフェアなどを述べています。また、田口氏は、書店経営者の視点も含めて、図書館と書店をめぐる状況を述べながら、「図書館と書店は存在意義が大きく違うが、人々の読書活動に関わる点においては共通している」と論じています。

特集とは別の話になりますが、巻頭にあるコラム「窓」に今回、棟田氏が「みんな、いっしょだよ」と題して、安曇野ちひろ美術館と松川村図書館の連携は、地域の中でお互いがつながることが自然に培われてきた例として述べられています。今号の隠れているテーマ「地域」につながると思います。（中村保彦）

図書館雑誌／4月号予告 (Vol.118 No.4) 定価1026円 4月20日発行予定

特集：移動図書館のいま（仮題） 予定内容＝移動図書館の歴史と現状、公共サービスとしての重要性と今後への期待（石川敬史）、日本とアメリカにおける移動図書館の変遷と現状の比較、日本での取り組みへの提起（中山愛理）、都市計画・まちづくり分野にいる私が移動図書館に惹かれた理由（加藤浩司）、名古屋市図書館における「Book Mobile（移動図書館）サミット」開催（名古屋市図書館）、NPO 法人 Class for Everyone タンザニアと相模原市（旧藤野町）での移動図書館を活用した取り組み（高濱宏至）、林田製作所における移動図書館車両製作事業をととして（林田理花）、四万十町における軽自動車移動図書館活用の取り組み（大河原信子）。以上の特集のほか、〈れふあれんす三題噺⑩宇都宮市立南図書館〉宇都宮市立南図書館のレファレンス（齋藤なぎさ）、〈小規模図書館奮戦記⑩一関工業高等専門学校図書館〉、〈ウチの図書館お宝紹介！⑩渋谷区立中央図書館〉等の連載記事を掲載してお届けします。